

社会的養護関係施設における
親子関係再構築支援事例集

親子関係再構築支援
ワーキンググループ

平成 25 年 3 月

目次

はじめに.....	i
事例集の見方について.....	ii
施設における「親子関係再構築支援」について.....	iii
親子関係再構築支援における 施設と児童相談所との連携について.....	xi

児童養護施設における「親子関係再構築支援」 1

事例1 施設が主導的に家族調整を行い、家庭引き取りが可能になった事例.....	2
事例2 反社会的傾向のある母親の言動に対し、職員が役割分担して行動変容を促し、親子関係をつないだ事例.....	8
事例3 他の母子の姿（モデリング）を通して、子どもへの関わりを学んでいる事例.....	12
事例4 子どもの成長ぶりの実感が母親の動機付けにつながった事例.....	16
事例5 児童養護施設と児童家庭支援センターの職員が協力して、情緒不安定な母親に母親クラブへの参加を促し、心理治療等を行っている事例....	20
事例6 母親の精神疾患のため家庭引き取りが困難だが、宿泊の親子訓練等を通して良好な関係を築いていった事例.....	25
事例7 家族とのつながりを持つことが困難なため、担当職員と家族との関係を整理して自立した事例.....	29
事例8 親が行方不明となり家族交流が困難になり里親委託を行なった事例....	33
事例9 児童養護施設においてコモンセンス・ペアレンティングを用いて家庭復帰支援を行った事例.....	38

乳児院における「親子関係再構築支援」 43

事例10 虐待を認めない親への親子関係再構築支援の事例.....	44
事例11 虐待をした母親が、生き立ちの振り返りを行って、自己肯定感を高め子どもの家庭引き取りに至った事例.....	48
事例12 障害の受容を支援し、家庭復帰となった事例.....	55
事例13 育児不安のため、三度の一時保護後、入所となった事例.....	60
事例14 両親・親族がダウン症児を受け入れることができず里親委託になった事例.....	64
事例15 父親からの身体的虐待により入所、離婚により家庭引き取りとなった事例.....	68

情緒障害児短期治療施設における「親子関係再構築支援」 73

- 事例16 母親からの心理的虐待で入所したA子(中3)が、自分の想いを母親に伝えることの大切さを知り家庭復帰した事例 75
- 事例17 家庭復帰後アフターケアを行ったため、家庭復帰後の家族関係が良好に保たれた事例 82
- 事例18 家庭復帰はしないものの家族と精神面での繋がりを持ちながら自立に向け退園した事例 89

児童自立支援施設における「親子関係再構築支援」 99

- 事例19 問題行動の背景に被虐待経験があった子どもに対し、親子関係の調整をした事例 100
- 事例20 16歳で児童自立支援施設に入所し、家庭復帰ではなく、一人暮らしを選んだ事例 107

母子生活支援施設における「親子関係再構築支援」 113

- 事例21 母子生活支援施設で母子分離せずに、虐待防止支援を行った事例 .. 114
- 事例22 養育スキルに不安のある母親に施設と関係機関が積極的に支援を行った事例 119
- 事例23 母子生活支援施設で中学生の家庭復帰を支援した事例 123

児童家庭支援センターにおける「親子関係再構築支援」 131

- 事例24 母の育児不安により子どもがネグレクト状況に置かれているので、その軽減を目的として、母親ミーティング(自助グループ)を利用した事例 133
- 事例25 児童養護施設での家庭復帰支援と児童家庭支援センターによる指導委託を利用し、親子関係が良好に保たれた事例 138
- 事例26 児童家庭支援センターが「ホームスタート」(訪問型子育て支援)を利用して家族診断を行いつつ支援を行った事例 144

参考資料 149

はじめに

平成 23 年 7 月の「社会的養護の課題と将来像」の中で、社会的養護の施設は、虐待を受けた児童の早期の家庭復帰や、家庭復帰後の虐待の再発防止のため、また、家庭復帰はしない場合でも親子関係の回復のため、さらに親子分離に至らない段階での親支援のため、虐待防止の保護者援助プログラムを含め、親子関係の再構築支援の充実を図る必要があることが掲げられました。

そして、親子関係の再構築等の家庭環境の調整は、措置の決定・解除を行う児童相談所の役割であるとともに、児童福祉施設最低基準に定められた施設の役割でもあり、施設は、児童相談所と連携しながら行う必要があると述べられました。

これらのことを受けて、社会的養護の施設が親子関係再構築支援の充実を図ること、施設が児童相談所との連携の下に行う親子関係の再構築支援についての検討することを目的として、親子関係再構築支援ワーキンググループは立ち上げられました。

平成 24 年度は、5 回のワーキンググループを開催し、施設による親子関係の再構築支援を推進するために、事例集を作成しました。

この事例集には、現状の施設による親子関係再構築支援の事例が収集されています。すべてにおいて望ましいという事例が集められているわけではありませんが、それぞれの事例の中に、施設が子どもの最善の利益を考えて行なった工夫があります。

この事例集を手にとって頂き、ご覧になって、おさめられた事例の中から、今後の施設における親子関係再構築支援のヒントを見つけていただければ、幸いです。

平成 25 年 3 月 29 日

親子関係再構築支援ワーキンググループ

事例集の見方について

事例集は、読まれた方が出来るだけ理解しやすいように作成しました。

全体的な構成は、巻頭に当ワーキンググループの現段階での概念の整理として、「施設における親子関係再構築支援について」「親子関係再構築支援における施設と児童相談所の連携について」を掲載しています。その後は、施設ごとの事例となります。施設ごとの最初のページに、その施設の支援の特徴を「(それぞれの)施設における親子関係再構築支援」として掲載しています。

これらを読めば、社会的養護関係施設の親子関係再構築支援がどのように行われているかが、イメージがつくようになっていきます。

それぞれの事例の冒頭には、事例の特徴を示す「**題名**」と「**キーワード**」を記し、事例の内容を容易に想像できるようにしました。支援において何かのヒントを得たい場合、それぞれの事例を選んで読むことができます。

【**事例の概要**】では、施設が行った工夫を重視してまとめ、＜**家族の状況**＞をできるだけ簡潔に記しました。また、入所から退所までの＜**経緯**＞と、支援をどのくらいの期間で行ったかがわかる＜**支援期間**＞が記入してあります。

こういった課題にどのような方針で取り組みを行ったかを分かり易くするために、【**課題**】と【**方針**】を対応して把握できるよう、同じ番号を振って記しています。

実際の【**取組**】の右欄には【**取組のポイント**】が抜き出し、取り組みの中で行われたポイントや工夫した点を示しています。

最後に【**まとめ**】として事例の分析や執筆者の感想や課題について記入しています。

それぞれの事例は以上のように執筆されています。

更に、事例を読んだ委員からの感想や質問を【**コメント**】として示し、それに対する回答などを事例の執筆者が【**リコメント**】として記していますが、読まれた方が親しみを持てるよう、口語調にしています。コメントやリコメントには、事例の中におさめきれなかった親子関係再構築支援に際しての参考となるものが多くありますので、是非、ご覧になって下さい。

施設における「親子関係再構築支援」について

現在日本では約 35,000 人の子どもたちが、親と別々に暮らすことを余儀なくされて、児童養護施設をはじめとする児童福祉施設に入所している。また約 6,000 人の子どもたちが母親とともに母子生活支援施設で暮らしている。近年入所人数は増加傾向を示し、特に親から虐待を受けた子どもの数の増加が目立ち、平成 20 年の調査では、虐待体験のある子どもの占める割合は、児童養護施設で 53.4%、情緒障害児短期治療施設で 71.6%、児童自立支援施設で 65.9%、乳児院で 32.3%、母子生活支援施設で 41.4% といずれも高い。入所理由が虐待以外であったとしても、親の精神疾患や病気など、現実には親と適切な関係が営めない状況で育っていたり、離婚や行方不明など親との関係が断ち切られたという体験を負ったりしている。

そのため、子どもたちは安心、信頼といった人が生きるうえで基盤となるものの形成もおぼつかない中で育ち、その環境がトラウマとなり、脳の発達の阻害も含めて様々な発達の歪みや心身の問題をもって、社会的養護に託されてくる。多くの子どもたちは、それまでの経験から導き出された「この世は危険、生きるに値しない（恐怖）」「人は信頼できない、困っても助けてくれない（不信）」という否定的な世界観をもち、護られるはずの人に護られないばかりか拒否され危険にさらされる体験の中で「自分は愛される価値がない悪い子、不用な存在」と、自分自身を否定的に捉えている。親から不当にひどいことをされたと認識している子どもはそれほど多くはないため、子どもの最善の利益について熟考されたうえで社会的養護が決定されたとしても、主体的に施設入所を選ぶ子どもは少ない。入所理由を説明されているはずであるが自分の大事な事柄を知らないところで決定されたという不条理さや無力感や見捨てられ感を持ちながら、家族や友人と離れ、慣れ親しんだ地域を離れ、通っていた幼稚園（保育園）や学校と離れて、施設で暮らすこととなる。

子どもの人への信頼と自尊感情の回復に向けて

施設の大きな役割の一つは、このようにさまざまに傷を負い発達の滞っている子どもの回復と成長を促すことである。そこで、まず第 1 に、人間が生きていくうえでの基盤を確かに築くものとして、「世界は安全で秩序がある（安心）」「人は信頼でき助けになる（基本的信頼）」ことを実感できるようにし、「自分はありのままで価値あるよい存在（自尊感情）」と信じられるようにすることからケアを開始する必要がある。「大事にされている自分」という実感に裏打ちされた自尊感情は、日々の生活を安心なものと感じさせ、ストレスのかかる状況でも希望を持って乗り越えられる原動力となり、トラウマ症状からの回復のための豊かな土壌となるものである。これらは、安全で予測ができ、心地よさが繰り返される日常生活の中で、子どものこころに沿って、ニーズに応じていく大人との安定した関係を築けて始めて獲得されるものである。親がその役を担えないこの段階では、施設の担当職員が、表現されない子どもの不安のサイ

ンを読み取って、安心を届けていく。子どもは安全な生活を得ても虐待を受けた養育環境で身につけた対人パターン（反抗的、挑戦的、支配的、服従的、回避的、ひきこもりなど）が持続するため、職員とのあいだには不安定な関わりが続く。子どものトラウマ症状による自己コントロールの悪さや連続性のなさも加わっているため、良好な関係づくりには育てなおしやリハビリとしての十分な時間が必要となる。

親子関係再構築の重要性

しかし一方で、親との間で経験した関係の歪みはさまざまにこの回復の経過に影を落とし、「自分は愛されるに値しない子」という思いがなかなかぬぐい去れない。なぜここで生活しているのか、なぜ親と暮らせないのか、自分のルーツや存在の根幹のおぼつかなさや、その連続性のなさに気づき、かけがえのない唯一無二の親とのよい結びつきを強く希求するようになる。

こういった親や家族への思いは、言葉としては表されないことが多く、一見施設の生活に適応していたと思われる子どもが示す意欲のない投げやりな態度や、暴力や火遊びや非行行動などの背後に、親の面会が途絶えていたり、居所がわからなくて連絡が取れなくなっていたというエピソードが存在するということはよく経験することである。親をめぐる不安や葛藤をオープンに担当職員と話すことができ、気持ちを受け止められ、さらに家庭訪問など親とつなぐ努力をしてくれていることがわかると事態は改善していくことが多い。

きょうだいのうち一人だけ虐待されて施設に入所になったある子どもは、入所理由は説明されているものの入所している事実を受け入れられず、いつも虚ろな目をして上の空で何事にも身が入らず、担当職員との関係も表面的で、成長が止まってしまっているような印象を与えるほどであった。虐待した親への治療的・教育的支援が根気よく行われた結果、自分の行為がいかに子どもを傷つけたかということに気づき、親が子どもに謝罪をした。それを契機に子どもの目に輝きが戻り、面会・外泊と電話での交流が定期化され、親との関係が改善するにつれて活気が出て落ち着いてきた。

また、ある身体的・心理的虐待を受けた子どもは、入所の早いうちから定期的に外泊が許可されて親との交流をもっていたが、暴力こそないものの親の拒否的で叱責が多い対応は変わらず、親に叱られまいとビクビクした状態が続いたため、マイナスの自己評価がむしろ強まっていった。親と話し合い、双方にとって良い時間を過ごせるような交流に設定を変え、交流後に親との体験を十分に聞くための面接を行った。その中で、こころの中に閉ざされていた親からの虐待についても、表現する言葉を見出していった。これらの表現を受けとめる信頼できる大人の存在は、この体験の意味を変えるのに大きな力を与え、親との関係を客観的に見られるようになり、いたずらに自分を悪い存在と思うことはなくなった。

施設での共感性に富んだ職員による育て直しにより、信頼感や自尊心は少しずつ獲得されていくが、それだけでは不十分であり、それに加えて、自分の生き立ちを語り、過去の思いこみ（自分のせい、自分が悪いなど）を修正し、過去の苦痛をケアされ、

施設入所の理由を理解し、主体的に親との関係を捉え直すことが必要である。これによって、「生まれてから今までの生が連続していて、親（家族）と肯定的につながっている」と、自己を肯定的に眺めることが可能となる。そして、治療的・教育的支援を受けて変化した親が、子どもに加えた不適切な行動の責任を認めて直接謝罪し、子どもを大切に思っていることを伝えることができれば、子どもは「自分は親に愛されている大事な存在」と自尊感情を補強できる。さらに親の養育行動が子どもに沿った適切なものに改善すれば、もう一度かけがえのない家族と一緒に暮らすことができ、親との現実の肯定的なつながりの中で自己肯定感を育てていける。

親子関係再構築支援の方針

子どもと親との相互の肯定的なつながりを主体的に回復することを、ここでは親子関係再構築と呼ぶ。従来、親子関係再構築は、家庭復帰と同義と捉えられる傾向があったため、児童相談所が中心になって行ってきた。

しかし、子どもと親との相互の肯定的なつながりを主体的に回復するという視点からの支援と考えると、日常的に交流のある施設職員にしかできないことも多く、すでに為されていることも含めて施設の果たす役割は大きい。昨年公表された「社会的養護の課題と将来像」の中にも親子関係の再構築支援の充実が謳われている。

親子関係再構築支援は、児童相談所や施設や地域の関係機関との情報を重ね合わせてアセスメントをし、それから導き出された支援プランを共有することから始まる。虐待者や家族の病理が重く、親との現実の交流が有害であり長期の分離が必要という判断がなされれば、子どもの回復と成長への支援や過去の捉え直しや肯定的な親イメージの醸成の作業をしつつ、里親などのより永続的な養育を提供するプランを作成する。

親との交流が可能な場合は、親子に家庭復帰までの道筋を示し、主体性を重んじながら、段階的な親子の交流と並行して、親への支援、子どもへの支援、親子関係に対する支援、地域や親族との関係を整える支援を施設、児童相談所、地域の支援機関で連携して集中的に行うプランを作成する。

こういった支援の結果、親の養育行動が適切なものとなり、親子の良好な関係が構築できれば、児童相談所を中心とした協議によるアセスメントを経て、家庭復帰に至る。しかし従来の研究では、被虐待で児童養護施設に入所した子どものうち、家庭復帰に至った子どもは、入所してから3年で8%~12%という低い確率であることが示されている。半数以上の子どもが家庭復帰を希望している現状を考えると、あまりに低い数字である。この数字を積極的に増やすことがよいかどうかは、家庭復帰後の子どもの適応水準や満足度、再虐待の有無などの検討が必要であるが、それでもこの数字の低さからは、親が虐待傾向から回復し適切な養育方法を身につけるための、より有効な支援方法やプログラムの導入・開発の必要性が示唆される。

児童養護施設では、子どもたちの多くは施設にとどまり、家族と肯定的な関係を保てる最適な距離での交流を続けながら、納得しお互いを受け入れ認めあう親子の関係

を構築するための支援を受ける。親との交流の中で、子どもに現実的な認知が可能になり、離れて生活することを自ら選ぶことができれば、そして、親も自分の子育ての限界を受け入れて、分離のまま施設などと協力して子育てをすることを選ぶことができれば、これも虐待問題の一つの解決である。しかし、家族の事情は様々で、被虐待で児童養護施設に入所した子どもの約3分の1は、親や家族との交流がなくなっているという現状がある。家庭訪問や調査などのソーシャルワークによる支援の強化により親子の交流を促進しながら、それぞれの家族の事情に応じた、親子関係の再構築支援を実施する必要がある。しかし、支援効果あがらず、交流がない状態が続けば、生い立ちの整理や肯定的な家族イメージ形成への支援などとともに、里親などのより永続的な養育の場の検討が必要となる。

乳児院、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設では、児童養護施設よりも家庭復帰率が高いことが知られている。そのため、子どもの支援に加えて、養育環境や養育行動を望ましいものにするための支援と、親子の良好な信頼関係（愛着関係）を再形成する支援を積極的に行うことが必要とされる。

特に乳児院においては、子どもの年齢が低く、良好な親子関係には親の状況が全面的に影響を及ぼすため、親支援に重点が置かれる。親がどのように変化したか、親子の関係性がどこまで進んだか、常にアセスメントしていくことが必要とされる。

また、母子生活支援施設や児童家庭支援センターでは、親子が一緒に住んでいる段階での親子関係の再構築と、施設から家庭復帰した家族へのアフターケアとしての支援にも取り組んでいる。早期に親子関係の再構築に取り組む利点はいうまでもない。家庭復帰という大きな生活の変化は、再虐待の危険を孕んでいるため、アフターケアは欠かせない。

以上のことをまとめると、下記の表となる。

表 親子関係の再構築支援の方針による分類

<p>➤ 分離となった家族に対して</p> <p>①親の養育行動と親子関係の改善を図り、家庭に復帰する</p> <p>②家庭復帰が困難な場合は、一定の距離をとった交流を続けながら、納得しお互いを受け入れ認めあう親子の関係を構築する</p> <p>③現実の親子の交流が望ましくない場合あるいは親子の交流がない場合は、生い立ちや親との関係の心の整理をしつつ、永続的な養育の場の提供を行う</p> <p>➤ とともに暮らす家族に対して</p> <p>①虐待リスクを軽減し、虐待を予防する</p> <p>②不適切な養育を改善し、親子関係を修復し維持する</p> <p>③家庭復帰後、虐待の再発を防止し良好な親子関係を維持する（アフターケア）</p>
--

親子関係の再構築支援の内容

親子関係の再構築には、施設、児童相談所、地域の関係機関などさまざまな機関とのネットワークでの支援が必要である。子どもに対する支援、親に対する支援、親子関係に対する支援、家族・親族などに対する支援が歩調を合わせて進んでいくことが重要である。そのため、調整役を施設では家庭支援専門相談員、児童相談所では児童福祉司が担い、日常的な連携に加えて、適宜ケースカンファレンスを開いて情報を共有していくことが有効な支援には欠かせない。それぞれの支援のうち重要と思われる支援をあげる。

1. 子どもへの支援

虐待は否認されやすい。子どもの安心感の回復や成長の程度をみながら、子どもに寄り添う大人によって施設に入所した理由を具体的に繰り返し伝えることが、子どもが施設入所を主体的に捉えることにつながる。家族がどんな風に変化したら家に戻れるのか、そのために親がどんな努力をしていくのかも合わせて伝え、見通しが持てるようにする

人生が不連続で、過去が失われてしまっている子どもが多い。生い立ちを語り、その辛さをケアされることで、親からの被虐待体験や家族との分離という喪失体験を整理し、否定的な認知を修正していく。その作業を通じて、肯定的な家族イメージを抱けるようになり、自身を肯定し、未来に向かっていく力を得ることができる。あらゆる年齢に必要な支援であるが、思春期を目前にした時期には、忘れていた幼児期の不安が蘇ってきやすいため、子どもの状態を十分に観察して行うことが重要である。

担当職員にわかってもらえるという体験を通じて信頼や安心を身につけ、自尊心を取り戻していくが、子どもはともすると、担当職員と親という二人の養育者に対して、どちらに忠誠を尽くすかといった葛藤を抱えることがある。その解消には、施設が、子ども自身ばかりでなく、家族も受容し支えていることと、親子関係の再構築を応援していることを積極的に示していくことが重要である。施設と親が良好な関係をもち、施設が親子双方を暖かくサポートすると、親にサポートがあることに安心して子どもの葛藤は弱まり、入所前の家族の問題やその時点での親へ複雑な気持ちなどについても自由に話せるようになる。さらに親も子どもとともに支えられていると感じると、子どもへの肯定的な気持ちが強まる。

トラウマ症状を抱えている子どもに対しては、安心と信頼の気持ちがある程度育まれた時点で、回復への支援に取り組む。心理教育や感情調節、認知行動療法、心理ケア、精神医学的治療など統合的にアプローチすることが有効である。

家庭復帰が可能な場合は、退所後の生活のリハーサルをし、親に対するコミュニケーションスキルを高め、虐待の再発への対処方法のトレーニングや助けをどこに求めるかを話し合っておく。退所後のアフターケア（信頼関係のついた職員のサポートなど）についても相談しておき、家庭復帰後の危機的な時期のケアを身近で受けられるような準備も必要である。

2. 親への支援

虐待の子どもへの悪影響の理解や親子関係の再構築に向けての動機づけ（児童相談所・施設などと連携）、社会的ストレス・心理的負担の軽減や生活基盤の安定や孤立の緩和などのソーシャルサポート（児童相談所、施設、地域の関係機関などと連携）、未解決なトラウマ体験や衝動コントロール不全や精神疾患などに対する精神医学的治療や心理ケア（医療機関・児童相談所・施設・相談機関・NPOなどと連携）などの支援を行う。

施設が親の苦悩に耳を傾け、親と信頼し合える関係をつくり、親の居場所になることが第一に重要であり、そのこと自体が親の自尊感情を回復させ、虐待傾向を軽減させる。そして協働養育者として、さらに子どもにとってのかけがえのない存在として親を尊重し、施設が親と手を組み、子どもと安全に楽しく交流できるよう配慮する。その経過の中で、子どもとの関係改善や安全・安心な生活の構築において親が主役であるという意識を育て、親が主体的に取り組んでいけるように支援をすることが重要である。

関係が良好なものになるにつれて、親に対し、通院や学校行事への参加、子どもについての様々な決定についての相談など、施設での養育に積極的な参加を促す。子どもの特徴や子どもの対応のコツなどの養育スキルを教える。ペアレントトレーニングのプログラムを実施していれば参加を促す。子どもに発達障害やトラウマ症状などがある場合は、心理教育を行い、家庭復帰後に予想される問題について一緒に対策を練る。親に対し、肯定的な注目をを行い、親自身がうまく関わっているという自己効力感が持てるように支援する。

なお、この時に親を受け容れることに重点を置きすぎて、虐待そのものを肯定的に扱ってしまわないよう、明確なスタンスは保つ必要がある。

3. 親子関係への支援

家族の回復の程度をみながら面会、外出、外泊を実施し、体験や感情や情報を家族で分かち合っていくことが必要であるが、交流が双方にとってよいものになっているかどうか、直後の子どもと親の状態を観察し、話を聞き、必要なケアを実施する。虐待者との交流が引き金となって、PTSD 症状が引き起こされる場合がある。交流後に子どもに不安定な状態があった場合、それが過去の外傷記憶によるものか虐待の再発によるものかの確認が必要である。外傷記憶の侵入症状が出現した場合は、交流のスピードを緩めながら、子どもが安全だと感じるような設定での面会を持つようにする。このような親との肯定的な楽しい体験を積み重ねていくことが、子どものトラウマ体験からの回復にプラスとなる。家庭復帰を予定している場合はトラウマ症状からの回復は必須である。

親子の交流後に親の振り返りの時間を設ける。特に、子どもに対してイライラした体験を取り上げ、その時の考えや感情を明らかにする中で、子どもに対する認知の歪

み（被害的：子どもの言動を自分への攻撃や無視のように受け取る、過度の期待：大人のように頼りにする、言わなくても気持ちがわかって当然など）に気づけるよう促し、修復できるよう支援する。

親子の肯定的コミュニケーション（愛着関係）を形成するためには、親子で一緒に楽しく遊んだり活動したりする（例えば、お菓子作りなど）ことが有効である。一緒に暮らしている場合でも、日常的な生活から離れた遊びや活動の時間は親子間の緊張を和らげ、自然なスキンシップを促す（子どもによっては触れられることに恐怖を示すこともあるので注意）。子どもと一緒に遊んだり活動したりすることを楽しめない場合は、職員が間に入って一緒に遊んだり活動したりして、親子のつなぎ役となることも必要である。一緒に遊びや活動で笑いあうことができるようになると、互いの肯定的な感情を引き出して、息のあったやりとりがみられるようになる。遊びや活動の中で、子どもに肯定的な注目ができるように支援していくと、関係はさらに深まる。

親子の良好な関係が深まった段階で、親が子どもに有効な指示を出し、子どもが指示に従って行動をコントロールできるようにするための養育スキルを習得できるように支援する。

分離中の場合で家庭復帰の見通しがついた段階では、家族のルールなどを話しあっておくことも必要である。また、地域の機関に支援が引き継がれるよう、これまでの支援の共有を図る。家庭復帰後は、地域の関係機関との信頼関係が確立できるように支援しつつ、直後は関係のついている施設職員が、親の子育てへの助言・支援や、親と子どもの気持ちの橋渡しなどのアフターケアを実施する。

4. 家族・親族などに対する支援

親が子どもを養育するにあたり、その悩みを話したり相談したりできる身近な人の存在は、親の無力感や孤立感を和らげる。それだけでなく、時には親と一緒に子どもの養育をしたり、一時的に預かったりして子どもの健全な育ちを親と協力して支える人の存在は、虐待が生じてしまう悪循環に陥りやすい家族に対しては大きな力となる。そういった役割を担える親族や友人や隣人を見出し、親子関係再構築支援の方針を共有し、機会を捉えて協力や応援を仰いでいく。親の支援者としてばかりでなく、子どもにとっても信頼できる大人となり得れば、子どもの自己肯定感や生き立ちの連続性を支える者としても大きな力をもつ。

親子関係再構築支援における 施設と児童相談所との連携について

施設における親子関係再構築支援については、子どもの入退所と密接に関わるため、児童相談所との連携が欠かせない条件となる。ここでは、被虐待児童の家庭復帰支援を例に、施設と児童相談所の連携について述べる。

家庭復帰を目指す場合に何より優先されるのは子どもの安全・安心が保障されることである。家庭復帰を進めるにあたっての様々な支援は、すべてにおいて子どもの安全・安心を前提としている。したがって、施設が被虐待児童の家庭復帰を支援する場合は、児童相談所との緊密な連携の中で、子どもの安全安心を担保するための明確な支援・指導方針を共有し、支援を展開しなければならない。

(1) 施設で生活することの意味・目的の共有

まずは、子ども、保護者、施設、児童相談所にとっての施設で生活することの意味、目的を共有することから支援が始まる。虐待ケースの場合、ともすると虐待の事実を保護者に直面化させることに支援者側が抵抗を覚え、保護者や子どもにとって受け止めやすいものに変えてしまう場合がある。しかし、この直面化なしに、家庭復帰支援は成立しないと考えられ、少なくとも児童相談所及び施設等の支援者側がこの事実を認識し、その上に立ったアセスメントを行わなければ、成立しない。

家族の中で、何が問題とされ、子どもの安全・安心、健全な養育のための課題は何か、そして、それらの課題を解決するためにどうすればよいかを支援者と子ども、家族、必要があれば親族や近隣知人等で十分話し合い、家庭復帰までの可能性を検討し、見通しを持つことが大切である。そして、家族が、子どもの安全・安心を構築するための主役となり、施設を利用することの肯定的な意味づけがなされることが支援の課題となる。そのためには、子どもも含めた家族、関係機関が目的を共有するために、児童相談所との役割分担の中で、家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）等が、コーディネーター役となり、それぞれとの話し合い（ケースによっては関係者全体による当事者参画の話し合い）を進めていくことが必要になる。

児童相談所と施設は共に、アセスメントを行い、自立支援計画にそのことを反映させ、子どもの支援方針を共有していくことが必要である。さらに、支援を検討するための会議を定期的実施し、その時の子どもの課題に応じて見直しをすることが不可欠である。（児童自立支援計画研究会「子ども自立支援計画ガイドライン」参照）

(2) 家庭復帰の支援方針の共有と段階的親子交流

家庭復帰の支援を進めるにあたっては、施設と児童相談所はその支援方針を明確に共有し、支援を協働することが前提である。子どもと保護者との交流の進め方についても十分に方針を共有しておくことが不可欠である。そして、家庭復帰の話し合いを

進める際には、児童相談所は家庭復帰の条件を家族に明確に示し、施設と共有しなければならない。家庭復帰など考えられない重篤な虐待や、性的虐待などで、交流制限がなされるケースはそのことを保護者に明確に示すことになる。そして、家庭復帰の限界性を検討し、それに代わる子どもに対してのパーマネンシープランが検討されなければならない。

実際の家庭復帰に向けた支援は親子の安全・安心な交流を慎重に見極めていくために段階的な親子交流が原則である。段階的とは、概ね、面会準備期（親子交流の是非を見極める段階）、面会期、外出期、一時帰宅期（外泊期）、在宅期などで構成される。

そして、段階的な親子交流の進行管理は、施設等の意見を踏まえ児童相談所の判断及び手続きによって進められる必要があり、その枠組みが保護者、子どもに示されていることが必要である。新しい段階に進むためには、どのような条件が達成され、どんな手続きを経て決定されるのかが子どもや保護者にできるだけ明確に示される必要がある。面会を制限しているケースの初めての面会を進める場合は、児童相談所としての判断が不可欠である。また、外出や帰宅については、一時的でも施設の管理下から離れることになるため、「親子だけに交流を委ねることができる」との施設の見立てと児童相談所における判断が前提である。児童相談所や施設の担当者レベルの判断だけで初めての外出、帰宅が許可されないように「虐待ケースとしての進行管理」を施設と児童相談所が十分に連携し組織的に判断していくことが必須である。（「被虐待児童の一時帰宅等への適切な対応について」平成13年12月12日雇児総発第58号・雇児福発第72号参照）

（3）家庭復帰支援の評価とリスクアセスメント

親子関係再構築における支援領域は概ね、①子どもに対する支援 ②親に対する支援 ③親子に対する支援 ④家族や親族等に対する支援の4領域が考えられ、これらが重層的、複合的に進展することで、再構築が展開される。そして、家庭復帰の実現は、子ども・保護者・家族や親族等と施設、児童相談所等の協働による安全・安心の取り組みの中で、段階的な交流を経て達成するのである。児童虐待防止法第13条（施設入所等の措置の解除）では「・・・当該児童の保護者に対し採られた当該指導の効果、当該児童に対し再び児童虐待が行われることを予防するために採られる措置について見込まれる効果その他厚生労働省令で定める事項を勘案しなければならない」と定めており、①～④の重層的な支援の効果を検証し、リスクアセスメントを実施しなければならない。

家族復帰にかかわる定期的なアセスメントは、「家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト」（雇児総発第0314001号平成20年3月14日）等を活用しながら、施設と児童相談所等において、概ね、施設入所時点、施設生活中に年一回、家庭復帰が考慮される時点の三つの段階での継続的、経過的に行う必要がある。これらの課題の達成度を踏まえ、子どもが家庭復帰する際のリスクアセスメントが総合的になされなければならない。また、「措置解除等に伴い家庭復帰した児童の安全確保の徹底につ

いて」(雇児総発第 1101 第 3 号平成 24 年 11 月 1 日)により、安全確保の徹底も通知されている。施設、児童相談所は、これらの通知をもとに組織的判断をしなければならない。

長期にわたる家庭復帰支援は時として、親子の刹那的な思いが先行し、交流の実態が先行していくことがある。段階的親子交流は、親子関係の改善に向けた支援であるが、一方で子どもの安全・安心を守るために、厳格な制限中ですすめられるものである。このため、繰り返しになるが、それぞれの段階的交流の中では、十分なリスクアセスメントを組織的に行い、家庭復帰支援の進行管理をしなければならない。

(4) 施設退所後のフォロー

家庭復帰は、新たなステージでの再構築支援の始まりである。そのためにも、施設入所の段階から要保護児童対策地域協議会においてケースとして共有し、施設入所中の支援と家庭復帰後の支援が切れ目のないようにつながっていくことが必要である。特に、家庭復帰後は、それまでの施設内プログラムの中で顕在化しなかった課題(親子関係およびリスク)が新たに表れる可能性を十分想定しなければならない。それまでに十分な支援があつて、親子の信頼関係、家族と支援機関の良好な相談関係があり、十分な情報があつたとしても、家庭復帰後の生活の全てを予測することには限界があることを、支援者は十分自覚している必要がある。また、家族関係の変化や養育環境の変化は再虐待につながりやすい要因となるため、特に留意して把握(モニター)する必要がある。その点で言えば、前述の平成 24 年 11 月 1 日通知にある通り、リスクが高まる家庭復帰からの少なくとも半年は、児童相談所が児童福祉司指導、継続指導をとって、施設と十分連携しつつ支援を行う必要がある。このために児童相談所は、保護者に対して子どもの安全・安心を担保するための家庭引き取り後の譲れない条件(約束)として、児童相談所に対しての通所または家庭訪問等によるモニターを義務付けること、再び虐待が発生するなどのリスクが高じた時には危機介入があることなどを十分に子どもや保護者に示すことが必要である。この時施設も共にセーフティーネットワークを構築しておくことが欠かせない。

また、施設においてはケースとして必要な期間を措置停止として、家庭復帰後の生活に危険が生じたり、安全・安心な生活が困難な時に即時に施設に戻れる体制を作ることが必要である。更に子どもや保護者の日常の様子を把握している施設は、家庭復帰後の子どもや保護者の表情等の変化を読み取るため、折に触れて施設の行事への参加を働きかけたり、家庭訪問等により子どもや保護者の様子を直接見るとともに、子ども、保護者にとっても「いつでも、頼れる拠り所」として存在し、家族との相談関係を維持するよう努めることが大切である。

児童養護施設における「親子関係再構築支援」

児童養護施設では、家庭支援専門相談員によって親子での暮らしを再スタートさせることを意識した支援が行なわれている。0歳から20歳までと入所している子どもたちの年齢の幅も広く、家庭引き取りの不可能なケース、長期にわたって連絡が途切れているケース等、複雑なケースを多く抱えており、個々のケースを区別しながらのソーシャルワークの実践となっている。

児童養護施設には、一度離れた親子関係を再構築していく支援で大切にしなければならない要素がいくつかある。一つは、親子双方が家族イメージを持つことができるよう支えるということである。例えば、面会を繰り返し、親子間に信頼関係ができた段階で外出、外泊といった体感できる支援へと変化させながら、一緒に居る時間を徐々に長くし一緒に暮らすイメージを作っていく。この段階の支援で大切なことはケースワークの流れを親に説明し進めていくことである。構造化された見通しのきく支援が大切である。二つ目は、親子が同じ空間に自然に居るという感覚を生み出す支援である。一緒に暮らしていなかった期間の成長や発達、生活の違いを受け入れることができるように支える必要がある。三つ目は、引き取り後のアフターケアである。引き取り後の虐待の再現は子どもの心理的な損傷を深刻化させてしまう。何かあったときに親が相談できる場所として、子どもが入所していた児童養護施設や児童相談所の職員等との信頼関係を作っておく。また、可能な場合には子どもに対して通所による園内でのセラピーを続けるなど家庭での様子がわかるよう継続支援を行う必要がある。

家庭引き取りの困難なケースの場合、子どもは「親と暮らしたい」という自然な思いの中で悲しみや寂しさを心に抱き、時には親を受け入れることのできない事情を抱えたりしている。そのような思いをくみ取りながら、親子の関係を回復していくための配慮と工夫が必要となる。具体的には施設の持つ親子訓練室や設備を利用し、一緒に料理したり、食事を共にしながらテレビを観たりと、目的や意味づけのないような『何気ない時間の流れ』の中で、関係性が育ち親子の情が深まっていくように支え続けなければならない。

また、長期にわたって連絡が途絶えているケースの場合、施設職員とのさりげない配慮がこもった暮らしの積み重ねで親子関係をイメージし、自尊感情を回復していくように支えていく。気持ちを代弁しながら、長く一緒に関わり暮らしていこうとする施設全体の気持ちの伝わりが重要である。

児童養護施設での親子関係再構築支援を支える基礎は、心の中に「大切な人」を育む日常の積み重ねである。子どもを大切にしている施設職員の姿、温かい愛に包まれ健やかに育つ子どもの姿に触れることで、面会等で施設を訪れる親のところに“愛の循環”が生まれ、自らの存在を肯定的に取り戻していくことに繋がっていくのである。

親子関係再構築支援を通して肯定的な親イメージが子どもの心に育つよう、個別の事情に応じて支援プログラム等も活用しながら関わっていくことが求められる。

事例 1

施設が主導的に家族調整を行い、家庭引き取りが可能になった事例

キーワード：家族像の把握、施設主導の家族調整、母から子への謝罪

【 事例の概要 】

<家族状況>

実父	45歳	会社員	実母の本児への虐待は否定している。
実母	46歳	パート勤務	本児への虐待は否定している。
実兄	高校1年生		
本児	中学校2年生	(女児)	
実妹	小学校4年生		

<経緯>

本児が学校の担任を通じて児童相談所に、日常的に実母に叩かれ、妹との養育に差をつけられるので家に帰りたくないと訴え、保護を求めた。両親は虐待の事実はないと強く反論したが、本人は家に帰りたくないと主張するため、児童相談所一時保護所を経由し、実母からの身体的虐待を主訴として、児童養護施設に入所となった。入所後、万引きや、快不快感の欠如等が見られ、本児の生活課題となった。虐待についての両親と本児の意見は食い違い、結局、明確になることはなかった。両親は児童相談所に対して、自分たちの言い分を聞かないことで、強い拒否感を示し、児童福祉司が交代しても一切の交流を持たなかった。そのため、施設が家族関係を調整し、児童相談所は関係機関との調整をして、家庭引取りが可能になった。

<支援期間> 3年

【 課題 】

1. 家族像、両親と子どもの感情のずれが生じた経緯等を明らかにする。
2. 子どもが示す様々な生活課題（万引き・快／不快感の欠如等）の改善を試みる。
3. 子どもが示す発達課題（良心や道徳性、価値基準の習得に疑問があること・自己に対する健全な態度の養成が未成熟であること）に対する支援を生活の中で模索する。
4. 家族像が明確になった段階で家庭復帰の妥当性を判断する。

【方針】

- 1-1. 両親、または母親単独・父親単独の面接を定期的実施する。
- 1-2. 子どもに対する聞き取りは、生活の中の様々な場面で行う。
- 2-1. 万引きに関しては、盗ってしまったことを責めるのではなく、何故盗らざるを得なかったかに焦点を当ててかかわっていく。
- 2-2. 身辺整理や、洗濯などを職員が行い、快適な環境を提供し整備された空間が快であるとの感覚を身に着けていく。
- 3-1. グループホーム内で他児を交えた会話の中から互いの価値観を尊重したり、本児の意見を再保障されたりしながら道徳性を身に付けていけるような支援に努める。
- 3-2. 本児の好みを反映した食事を提供することに努め、身体を気遣う声かけを行うなど大切にされている実感が持てるような支援を心がける。本児の課題の解決のため、小規模グループケアの利点を活用する。
4. 家庭復帰が可能であると判断した後に慎重に計画化する。

【取組】

両親同席の面接と、母親父親単独での面接を分けて行った。そのことにより、新たな事実が明確になっていった。また、両親と面接していることを本児に伝え、感想を聞くように心がけた。

虐待の有無が明確になるまで、本児と母親の面会を控え、職員と母親の面接を繰り返した。浮き彫りになった母の悲しみに寄り添うことで、母は自分自身を振り返ることができるようになっていった。

本児が生活の中で呈する課題を見つけたとき「家では、洗濯は誰がやってくれたの？具合が悪いときはどうしていたの？そのときあなたはどのように感じたの？兄妹のことはうらやましかった？」などと聴きながら話を広げていった。

万引きは、悪いことであると理解している本児に、それでも盗ってしまうことはどうしてなのかを共に考え、「寂しさ」が根底にあることに共感した。また、盗ってしまったことを隠すのではなく、自分から言ってくるようになったことを評価しながら、共に乗り越えるべき課題として共有した。

入所してから、本児が示す万引きについての報告を母親にしたが、「家で叱られた後に、外に飛び出してやっていた」と、母親から語られた。「イライラした時にものを盗ると、すっきりする。叱られた後は、盗りたくなる」と、本児から語られた。一緒にことばで解決してくれる大人がいれば防げるといことが本児の中で理

【取組のポイント】

〔家族の実像を明らかにするための工夫〕

母親、父親単独で別々に職員と面接する機会を設けた。特に母親との面接を繰り返して、母親の気持ちを受け止めていった。本児には、生活の中で呈する課題を見つけた時に、家出の様子や家で感じていたことを聞き取った。

〔万引きへの対応〕

万引きを悪いことだと理解しているのに、盗ってしまうのは、どうしてなのかを一緒に考え、「寂しさ」が根底にあることを共感した。

事例 1（児童養護施設）

解されてきた。

女性職員が本児の部屋に入ってもよいことを確認しておき、ベッドメイクや整備を行い快適な空間を提供した。花を飾ってあることに本児が気づき「きれいで、うれしい」ということばが発せられた。

洗濯後の制服が「いいにおいがする」といい、洗剤名を聞いてくるなど洗濯に対する興味が出てきたことが伺えた。

快適な空間を職員が提供することにより、気持ちよく生活ができ、整理整頓や掃除をすることの意識が芽生え、洗濯した衣類の心地よさから洗濯することへの興味が出てきた。

グループダイナミクスを利用し、ホームメンバーの会話に職員がコメントを加えながらテレビのニュースを見て話し合ったり、年少児が発することばをかわいいとって職員と共感する場面を意図的に設定した。

同じ材料でも作り方で違う料理や、疲れている時に回復力が高まる料理を出し、将来のためにその調理法を教えた。周囲の大人が、心配している、気遣っているということの本児が理解できるように支援した。本児はアレルギーがあるため定期的に通院したが、その時に常に同じ職員が付き添い、関係形成に努めた。

母親との面接を始めて1年半を経過して、本児に対して、虐待ではないが「そのように感じ取らせてしまったこと」に対する謝罪が自発的に述べられた。

母親との面接が進展するにつれて、家庭復帰をゴール設定とすることが可能になってきたため計画を立てることとなった。計画の進捗状況を記録し、児童相談所へ定期的に提出して、連携を図った。また、ケースカンファレンス等には児童福祉司の同席を依頼し、協働しながら進めた。

施設内での面会からスタートし、外出、外泊を繰り返し、三年経過し、高校三年の夏に家庭引取りとなった。家庭復帰までは、十分に時間を掛けて行った。

入所～3 か月：両親同席の面接／ケースカンファレンス

3 か月～6 か月：両親個別の面接

6 か月～1年6 か月：両親の離婚に伴い母のみの面接／ケースカンファレンス

1年6 か月：母から本児への謝罪と面会の開始／ケースカンファレンス

2年6 か月：長期休暇時の外泊開始／ケースカンファレンス

3年：母宅への引き取り

〔かかわりの視点〕

生活の中でのこまやかな対応を通じて、周囲の大人が本人を気遣っていることが理解できるように努めた。通院は常に同一の職員が付き添い、関係形成にも努めた。

〔児童相談所との連携〕

進捗状況を記録し、定期的に児童相談所に提出した。ケースカンファレンスに児童福祉司の同席を依頼して協働した。

【まとめ】

子どもと保護者の言い分が全くかみ合わないまま、ケースを進行させなければならなかった点では、大変難しい事例であった。

仲が良いように見えていた両親であったが、父親には付き合っている女性がいて、入所一年後に離婚し、その女性と再婚の上、子どもが生まれている。母親は、病弱だった本児に対し、妹より手をかけてきたが、その分規制も多くなっていた。しかし、本児にはその気持ちが伝わらず、「自分だけ厳しく育てられている」という誤解を招いてしまった。

母親は、他の女性と関係があった父に、子育ての相談が全くできず、一人で三人の子どもを育ててきた。その母親の苦労をねぎらったことにより、職員との間に信頼関係が形成されていった。

本児は、家庭では妹と二人部屋であった。妹の面倒を見るのが本児の役割であったことがわかった。また、様々なアレルギーを持っていたために、食べ物や衣類等、母親の管理のもとで提供された物でのみ生活をしなければならず、選択肢が少ないことがストレスになっていた。

本児は、幼い時から、父親が家庭を顧みず、交際している女性がいることを明確ではないが気づいていた。常に、両親からの見捨てられ感があったことを職員に語っている。また、病弱であったことで入退院を繰り返していたため、妹の存在に比べ自分は関係が希薄であると感じ、自己肯定感を高められなかった様子が伺えた。自分だけ様々な規制をされてきたことを「罰」とか「意地悪」と捉えていることが解った。

虐待の有無が明確になるまで、本児と母親の面会を控え、職員と母親の面接を繰り返した。浮き彫りになった母の悲しみに寄り添うことで、母は自分自身を振り返ることができるようになっていった。母子の関係性が好転していったことで、家庭復帰の計画を立てられるようになった。

【コメント】

親子関係の展開を図るために虐待かどうかという論争から抜け出して、子どもへの影響、安全な育ちを脅かす事態だと母親が感じるように面接を進めて行かれたと思います。そのターニングポイントになったのはどのようなことからですか？

【リコメント】

父親の女性関係や子育ての苦労に共感したことや、子どもの施設内で様子を詳細に報告し、母親の意見を求めたことがあげられます。心配事や、トラブルは、気をつけていても子どもは察していることが多く、また原因が子ども自身にあると思いつく特質についても説明しました。

事例 1（児童養護施設）

【 コメント 】

親子間で起きていた事についての子どもの認識にも働き掛けられたと思うのですが、そのあたりを教えてください。

【 リコメント 】

生活の中で、母親から注意されていたろうと想定できる場面に遭遇したとき「こんな時、お母さんに叱られなかった？」と質問し、職員としては、不快に感じたことを説明し、母親の気持ちを代弁していくことによって子ども自身が自分を振り返ることのできるよう、また客観的に見るができるよう導いていきました。

【コラム】

児童養護施設における入所前のアセスメント

児童相談所から子どもの入所依頼があると、まず、送付されてきた児童記録票を丹念に読み込む。そして、児童記録票の中から子どもや家族が抱えている様々な課題を見出そうとする。支援を必要とする課題の発生状況等を理解するために、児童記録票に記載されている家族の事実や家庭での出来事を時系列に並び替えて、大まかにライフヒストリーやジェノグラムを作成してみたりする。

課題を見出す時には、施設入所等の支援に関する意向の確認、家族の生活水準、社会資源との接触状況、施設入所に至る経緯、親の養育観や能力、課題に対する考え方、子どもや家族が困難を乗り越えてきた強み、子どもの発達や性向、保護者の性向等の情報も大切な要素であり、より多くの情報が集まることでより正確な課題の抽出につながる。児童記録票の中にそれらの情報が無い場合は、児童相談所や関係機関に依頼し、できるだけ子どもが入所する前に情報を把握することが望まれる。

子どもが施設に入所した後も、子どもから直接、家族の中で起きていたことを丁寧に聴き取るなどの情報の収集も大切である。(ただし、性的虐待などは事実が顕在化しにくいことや、無理に聴き取ることがむしろ危険であることに留意が必要である。) ある日、ふとしたきっかけで子どもの口から、事実が語られることも少なくない。聴き取る方法を工夫し、子どもへの思いやりを大切にして、時を待つ。家族からの聴き取りも行い、子どもからの情報や児童相談所等の情報と合わせて、課題を見出していく。言葉だけではなく、行動観察からの情報収集もある。丹念に日々の言動を観察し、家族や子どもの生活状況や思いを把握し、記録を取ることが必要である。家族や子どもの情報が、児童相談所からの情報だけではなく、日々の生活で子どもや保護者との具体的関わりの中から収集できるという強みを施設が持っていることを常に意識しておきたい。

このような過程で明確化されていった情報や課題は、当事者である子どもや家族・児童相談所・関係機関・児童養護施設で共有する。

以上のような支援に必要な情報を収集し、課題を抽出していく作業がアセスメントである。アセスメントをもとに自立支援計画が策定される。このプロセスが曖昧であると、子どもや家族の課題は潜在化されたままとなり、解決に必要な支援が組み立てられていない結果に終わることがある。

アセスメントは、子どもが施設で過ごす間、繰り返し行い、自立支援計画に反映していく。より質の高い支援を行っていくため、精度の高いアセスメントにする不断の努力が児童養護施設に求められている。

事例 2

反社会的傾向のある母親の言動に対し、職員が役割分担して行動変容を促し、親子関係をつないだ事例

キーワード：反社会的傾向のある母親、職員間の連携

【 事例の概要 】

<家族状況>

実母 32 歳（入所時 27 歳） 生活保護受給

本児 小学校 1 年生（入所時 2 歳、女兒）

<経緯>

本児出産後、母親が覚せい剤所持で逮捕され、養育者が不在となったため、乳児院への入所となる。母親が服役中のため 2 歳時点で、従兄が入所していた児童養護施設へ措置変更となる。

母親は、幼いころ施設で生活していたことから、安定した母子関係の手本がなく、本児も望んだ子どもではなかったこと、妊娠中も喫煙を続けていたなど知識不足があることから、母子関係の構築のためには、母親への丁寧な指導が必要と考えられた。また、母親には人格障害、反社会的傾向があるため、児童相談所や医療機関と綿密な連携を行った。

母親は、出所後すぐに本児との面会を希望するが、本児の中に母親のイメージがなく、母子がお互いを徐々に意識できるように調整し、面会につなげていくように支援していった。当初、本児には母親への恐怖心があったが、母親の服装や身なりを整えることなどの具体的な提案により、母親自身が自分のことを見直し努力したこともあって本児と母親との距離も近づいていった。現在は本児も母親に対して甘えを出せるようになり、お互いに求め合う母子関係が見られるようになっている。

<支援期間> 5 年（継続中）

【 課題 】

1. 母親の現状の把握
2. 本児と母親との母子関係の構築
3. 子どもが示す課題（頭打ち、指吸いなど）に対する支援

【 方針 】

- 1-1. 医療機関と連携し、情報共有を図る。
- 1-2. 児童養護施設の職員が児童相談所の児童福祉司と一緒に母親宅への家庭訪問をし、母親の現在の状況や本児に対しての思いなどを聴き、信頼関係の構築に努める。
- 2-1. 母親との面会まで、従兄と祖母との定期的な面会を継続する。
- 2-2. 母親と本児の面会には、本児が母親の存在を必要とできること。母親は本児の気持ちに寄り添えるようになる支援を行う。
- 2-3. 本児が母親に対して恐怖心を抱かないよう、母親へ服装・頭髪などについて助言を行う。
- 3-1. 安心して過ごせるように、添い寝や抱っこなどのスキンシップを行う。

【 取組 】

母親は出所後、すぐに本児との面会を希望するが、面会は許可せず、まずは担当指導員、家庭支援専門相談員を中心に、児童相談所の児童福祉司と一緒に家庭訪問を何度か行い、母親の状態を留意しつつ、母親との信頼関係の構築に努め、本児の様子も伝えていった。

次に、本児の意識の中に母親の存在がなかったため、母親と本児がお互いに存在を意識できないまま面会などを進めていくと本児への負担も重くなり、早期の面会の実現は困難と判断した。母親には本児の写真を見せたり、近くから本児の遊んでいる様子などを見てもらおうようにし、本児には母親からのビデオレターを繰り返し見てもらった。そうすることで、本児の母親に対しての違和感を無くしていき、母親のことを理解できるようになり、母親・本児がお互いに存在を意識していけるようになった。

この間、母方祖母、従兄と本児で、安定した面会を続けていたが、祖母から母親の話聴いてから一度収まっていた頭打ちが見られるようになったり、職員へのかまってほしさから頭打ちをして気をひいたり、指吸いをしたりする場面も見られた。時には気をひくためにかんしゃくを起し、泣き続けることもあった。

暴言や暴力的な行動、また自虐的行動をする際には本児の気持ちに寄り添いながらも本児のためにそのようなことをしてはいけないことを伝える職員、その職員の思いを代弁し、フォローする職員など職員同士の連携を図った。また、同じ職員が厳しく伝えるようにならないために役割分担を考えていくと同時に、関わっている職員全員が本児のことを大切に思っているということを伝えるように意識していった。さらに、一度収まっていた頭打ちが見られるよ

【 取組のポイント 】

〔関係構築の工夫〕

子どもと母親がお互いの存在を意識していけるように、ビデオレターなどを使って違和感をなくしていくように支援した。

〔職員対応の方針〕

子どもの暴言や自虐的行動などに対しては、そのような行動をしてはいけないと伝える職員、その職員の思いを代弁し、フォローする職員など、職員同士で連携を図った。

事例 2 (児童養護施設)

うになった際は情緒の安定を図るために、担当職員が本児の気持ちに寄り添い、少しでも安心して過ごすことができるよう配慮した。特に、本児と一対一でゆっくり関われる時間を増やすようにした。添い寝や抱っこ、職員と一緒に入浴を楽しむなどのスキンシップを心がけた。また、食事や遊びを共有することを通して当たり前の生活を大切にする中で、本児も少しずつ落ち着いていった。

母親には本児の現状を伝え、本児の安定まで面会の段階に進めないことを説明し、理解を求めた。それまでの代替案として最近の本児の写真、ビデオなどを見てもらうこととした。しかし、母親からは、本児となぜ会わせてもらえないのかとの問い合わせが何度も入る。時には怒り出し、怒鳴りながら話すこともあった。その都度面会に向けての準備であることを母親に伝え、施設長や児童福祉司も調整に入ることもあったが、母親はその時は了承するが、しばらくすると同様の訴えを繰り返し、積み重ねにならなかった。薬物依存からくる精神的不安定さを職員も理解し、母親の気持ちに寄り添いつつ話を聴き、本児のことや母子の関係を大切に思っていることを伝えながら継続的な関わりをしていった。

初めての面会では、母親を見ると「怖い」と言い、担当指導員に抱っこされながら面会を行った。その後は母親の状態がよい時に面会を行ったが、本児はなかなか担当指導員から離れられずにいた。

ある面会の際、本児は母親に会ってもなかなか近くに行けずに距離をとっていたが、母親は化粧が濃く、髪は金髪の部分があるという状態だった。母親は本児が自分のことを嫌っていると思い、面会をしたくないと言いだした。施設長、家庭支援専門相談員より髪を黒にして結んだり、化粧も薄めにするなどして、本児がなつきやすいようにしてみることを提案する。この提案に対して、最初は抵抗を示していた母親だったが、自分自身で本児との関わりを見直し、親子の安定した関係を続けていくために、服装や身なりを意識することができるようになった。その結果、本児が母親の変化に気づき、母親への恐怖心もなくなってきて、今では母子が相互にお互いのことを認め合い、面会や電話の際には本児も甘えなどを素直に表現することができるようになってきている。

〔具体的場面での指導〕

母親自身が他者に与える影響についてフィードバックし、改善策を提案することで母親の意識や行動の変化を引き出していった。

【まとめ】

- ・母親は幼いころを施設で育ち安定した親子関係を経験せず、現在の生活環境も劣悪で、夫も精神疾患のため、生活保護を受けて暮らしている。また、母親は、薬物依存に伴う被害妄想や思い込みなどの行動が見られ、適切なソーシャルスキルを身につけていなかった。児童相談所や医療機関と連携し、母親との関係づくりを図り、具体的な指導の中で社会性を育てていった。
- ・母子がともに暮らした期間は短く、母親が服役していたため全く面会がなく、本児の中に母親イメージができていなかったため、面会までに互いを知る時間を持つことで緩やかに関係づくりをしていった。
- ・本児の示す不安定な行動に対して、職員全体で情緒的安定を図るための取り組みを行った。
- ・実際の面会場面での様子から、子どもに与える影響について母親に具体的な指導を行うことで、母親自身の気づきと行動の変化を引き出すことができた。

【コメント】

子どもの心の安全・安心、情緒的な温かさの提供など、揺るがない軸を持って、時には厳しく、時には優しく親に関わってこられたことと思います。関わる職員のちょっとした言動から、混乱することが多くあるものです。支援者チームのコンセンサスを作るためにどのような工夫をされていたのでしょうか。

【リコメント】

職員の気をひくために頭打ちをしたり、かんしゃくを起こしたりしていました。暴力的な行動や自虐的行動をする際には本児の気持ちに寄り添いながらもしてはいけない行為を厳しく伝える職員、その職員の気持ちを代弁して伝え、フォローする職員など役割分担をして関わりました。また、同じ職員が厳しく伝えるようにならないよう、職員同士でも意識しています。本児との関わりの中でどう支援して良いか迷ったり、混乱した際には、すぐに職員同士で話し合い、距離をとって本児が落ち着くまで待ちます。同じ考えをチームで持てるように連携して、本児に関わっていくように意識しました。このことを実践していくことはなかなか大変ですが、ちょっとした気づきや悩みなど職員同士が気軽に相談できるような信頼関係の構築に努めています。日々の関わりを振り返るミーティングを日常的に行い、自己流の関わりにならないようにセラピストなど他の職種職員の意見も聞きながら様々な視点で子どもを見つめ、子どもに何が必要かを一緒に考えていく姿勢を大切にしています。

事例 3

他の母子の姿（モデリング）を通して、子どもへの関わりを学んでいる事例

キーワード：他の母子の関わり、大人との愛着形成

【 事例の概要 】

<家族状況>

実母 現在 22 歳（入所時 21 歳）アルバイト勤務、軽度知的障害

本児 現在 3 歳（入所時 2 歳、男児）

<経緯>

母親、本児、母方祖父母の 4 人世帯で暮らしていたが、祖父の母親に対する金銭面での過度の拘束や性的暴力を主訴に婦人相談所に相談し、母子で一時保護となる。その後、母子生活支援施設に入所となる。母親は、本児の要求が理解できず、本児がかんしゃくを起して手に負えなくなると、本児に対して手が出たり、本児を外へ追い出したりしてしまう。そのため、児童相談所が介入し、児童養護施設入所となる。

母親自身、幼いころに両親の離婚や転校、転校先でのいじめや不登校などと、環境に恵まれていなかったことが予想される。本児の実父とは当時のアルバイト先で出会い、本児を妊娠しても結婚や認知には至らないという不安定な関係であったが、家庭裁判所に訴え、実父からの認知と、養育費は得られるようになった。

その後、母親は高齢男性と交際し、現在、母親のアルバイト代や生活保護費などの金銭管理はその男性が行っている。

母親の本児との面会は、月に 1 度の頻度で 1 時間ほど実施している。母親の本児への愛情はあるものの、現状の母親の生活環境や養育能力からは、母子で生活することは難しいと判断した。このため、児童相談所と相談し、定期的な面会を継続しながら親子関係の修復をしていくことを提案し、継続して取り組んでいる。

<支援期間> 8 ヶ月（継続中）

【 課題 】

1. 本児の愛着の形成
2. 母親の養育能力の向上

【 方針 】

1. 特定の大人との愛着を形成する。
- 2-1. 施設や児童相談所は、母親の面会等への付き添いや面接を通じて養育スキルのための具体的な助言を行う。
- 2-2. 児童館でのベビーマッサージなどの地域交流事業に参加し、母親に他の母子の関わりを見てもらう。(モデリング)

【 取組 】

担当職員(2名)と本児との個別の時間を十分に取り、本児が特定の大人と愛着の形成ができるように取り組む。他の幼児とのトラブルで、本児が泣きながら担当職員に訴え、抱っこを求め両手を広げることも多い。会話もできるようになったので、本児の言葉で話せるよう促し、十分に話を聞いたうえで対応する。また、本児がトラブルになった幼児に謝ったり、謝られたりと、コミュニケーションスキルを獲得できるよう努めている。本児が職員に要求を出すことができるようになってきていることは、入所当時よりも担当職員との愛着関係の形成がきてきていると考えられる。

母親との面会は、入所して2ヶ月後から母親と母親の現在の養父である高齢男性(内縁男性)の2人と、月に1回の面会を始める。初回は施設内の一室で顔を合わせる程度であった。母親との面会がスムーズになるよう絵本やおもちゃを準備したりし、継続的な関わりができるようになった段階を経て、数か月後、担当児童福祉司、施設の家庭支援専門相談員、グループの担当職員同席のもと、法人内の児童館で一緒に遊ぶことを提案し実施する。かんしゃくを起こしている本児に母親が対応できない時には職員が対応の仕方を助言する。途中で職員や児童福祉司も離れ、親子だけで遊ぶ時間を設け、本児がスムーズに母親になじめるようにした。本児の誕生日には、家に帰る代わりに児童家庭支援センターの一室を利用し誕生日のお祝いを親子で行えるようにした。

時折、本児が児童館行事で作った手作りのプレゼントなどを母親に渡せるようにして、母親の子どもを思う気持ちが継続するように配慮したが、まだ家庭復帰できる状況ではないため、本児の引き取り希望が高まり過ぎないように配慮し、段階に応じた適切な距離を意識した支援を行っている。

また、児童館の親子対象の行事、ベビーマッサージに参加を促し、他の母親と子どもの関係に触れ、子どもへの接し方などの他の母親の養育を母親が参考にできるようにするとともに、肌と肌が触れ合

【 取組のポイント 】

〔大人との愛着形成〕

担当職員との言葉だけでなく遊びや身体のスキンシップを通じたコミュニケーションを大切にすることで、本児の情緒が安定してきていると思われる。

〔親子関係支援の工夫〕

児童館の親子対象の行事やベビーマッサージなどを通じて、他の母子との関係性に触れることで、母親の本児への関わりは優しくなっている

〔母親への支援〕

- ①子育てのモデルを示す
- ②子育てを行動レベルで示す
- ③母親の小さな変化を大きくほめる

事例 3（児童養護施設）

うことでの、安心できる母子関係作りを支援した。児童相談所は面会やベビーマッサージ等のかかわりを母親と一緒に振り返り、母親の学びが定着するようにした。

徐々に、本児の面会時の表情も良くなってきている。安心できる関係性に近づいていった。

【まとめ】

担当職員が本児との個別の時間を設けることで、グループや職員に対し、本児が安心している様子が伺える。他児が学校へ行っている日中、担当職員と本児と 2 人で昼食を食べたり、添い寝をし、一緒にお風呂に入る。言葉だけでなく、遊びやスキンシップを通したコミュニケーションを大切にしていることで、本児の情緒が安定してきていると思われる。

生活の中で他児が職員の膝に座ったり、おんぶや抱っこをされていると、本児が割って入ってきたり、同じようにおんぶや抱っこを求めることも多くなっており、特定の職員を独占したいという思いもみられる。このことから、入所当時よりは担当職員との愛着関係の形成ができていると考えられる。

母親は生育歴の中で適切な愛情を受けられず、生活環境が恵まれていなかったことが考えられる。母親は本児への愛情はあるものの、どのように接して良いかわからなくなってしまうていた。特に本児がかんしゃくを起こした時は手に負えなくなり、イライラして叩いたり、家の外に追い出したりしていた。

職員や担当児童福祉司が、母親のそのような気持ちも理解しつつ、関わり方の助言をすると共に継続的な面会や行事参加を促し続けた。特に、ベビーマッサージへの参加により、他の母子の自然な交流を実際に見ることができ、母親がそれを取り込み、本児への関わりは優しくなっている。また、安心できる環境で本児が暮らしていることも、本児の成長や表情から母親に伝わり、母親と施設との信頼関係に繋がった。

この事例は、現時点においては母親の養育能力の乏しさなどから、本児の家庭復帰は難しいと考えられるため、母親と本児が適度な距離を保ち、その関係を徐々につなげていくことが大切だと考えている。母親の本児への愛情や気持ちを大切にして育てていけるよう、母親に本児の成長を伝えながら、支援していきたいと思う。

【コメント】

この事例が特に優れているのは、軽度知的障害のあるお母さんに、①子育てのモデルを示し、②子育ての行為を行動レベルで教え、そして、③体験させ、実際に行えた事をほめて、認める（コンプリメントする）ことを通じ、母親の養育能力のアップと母親としての自信を回復させていることだと思います。

子どもの成長・変化は、親の信頼を得る大切なポイントになりますよね。保護者支援も面接だけでなく、他の親子の様子を知る、モデルとして取り入れるといった工夫はとても面白いと思います。その親の体験を内在化させるためにどのようなことを意識して関わっていかれたのでしょうか。

【リコメント】

子どもの成長は、施設職員が親の信頼を得るだけでなく、親が成長する大きなきっかけになっていることを感じます。

入所以前のマイナスの親子関係に注目し関わり方等の修正にポイントを置くのではなく、普通の母子の様子に触れてもらうことで、親子関係モデルを学べるようにしました。

更にその時、得た母親の学びについて、施設や児童相談所が振り返りを行って、母親をほめたり、認めたりして、母親に定着するようにしました。

今後は誰でも参加できる児童館等の親子行事への参加を促していきたいと思っています。

事例 4

子どもの成長ぶりの実感が母親の動機付けにつながった事例

キーワード：交流が途絶えていた母親、子どもの頑張り

【 事例の概要 】

<家族状況>

実母 現在 32 歳（入所時 26 歳） 在宅介護職員
本児 現在 10 歳 小学 4 年生（入所時 5 歳、女兒）
異父弟 現在 5 歳

<経緯>

本児が 2 歳の頃、実父との生活が行き詰まり、実母が本児を連れて別居する。別れた実父に本児を預けて、夜の仕事を始めるが、それも頼めない環境となり、夜に託児所を利用するようになる。児童相談所に繋がり、調査が行われる。父親から母親への DV があり、本児の養育もネグレクト状態であった。

本児は 3 歳になり、最初の児童養護施設に入所するが、実母との交流が途絶えたため、4 歳の時、里親に措置変更となった。しかし、愛着障害からくる関わりの難しさから、里親が 1 年後に体調不良となり、本児は一時保護され、現在の児童養護施設に入所となる。

本児は入所当時、性的虐待を受けた児童に見られるような年齢不相応の性的言動が見られたため、適切な人との距離の取り方ができるスポーツがプレイセラピーに繋がると考え、柔道教室に通い始めた。合わせて施設内で心理療法を実施した。現在では気になるような性的言動は、みられなくなった。

母親は初めの施設入所時から連絡が取れなくなり行方不明になっていた。その間に母親は別の男性と再婚し、弟を出産したが、夫（弟の父親）は病気で入退院を繰り返すようになり、一緒に生活が続けることが難しくなり別居となる。経済的理由から母子生活支援施設に母親、弟が入所する。夫とも 2 年後に協議離婚している。その後も母親は違う男性との間に子どもが出来ているが流産している。

児童相談所から母親に措置変更を知らせる手紙を送ったところ、これまで反応がなかった母親からの返信があった。連絡を取り、面会調整を始めることになる。面会を約束しても来園しないなど、不安定な時期があったが、約 2 年経過した現在では安定した面会や外出、外泊が続いており、母親、弟、本児それぞれが将来、一緒に生活していくイメージづくりを行っている状態である。

<支援期間> 5 年（継続中）

【 課題 】

1. 母親との面会調整による母子関係の構築
2. 本児への弟の存在の告知と弟を受け入れるための準備と配慮
3. 本児の年齢不相応な性的言動の修正

【 方針 】

- 1-1. 母子生活支援施設と連携し、母親の状況など情報交換を行う。
- 1-2. 定期的な面会ができるよう調整を行い、本児が施設の生活の中で成長している姿を母親に伝えていく。
2. 母親との信頼関係を作っていく中で、弟の存在について本児に伝える。
- 3-1. 本児へのセラピーや、柔道教室を通し、母親への思いの表出や、適切な人との距離がとれるよう支援する。
- 3-2. 母親と児童養護施設との信頼関係構築により、母親の男性関係等の生活状況を確認し、本児への養育姿勢を助言する。

【 取組 】

初めの施設入所後母親と連絡が取れなくなっていたが、今の児童養護施設に入所する際、児童相談所から連絡し電話が繋がる。その後児童相談所、母親、施設で面接を繰り返し、母親と本児の再会計画を立てた。

まず、子ども達が学校に行っている時間帯に母親に来園してもらい、写真やビデオを通して本児の様子を伝え、本児が生活しているところを見てもらう。その際、母親は久しぶりに見た本児の様子に「大きくなった」と涙している。母親の写真を持ってきてもらい、職員から本児に見せ、また、母親について説明した。これらのことを通し、お互いに再会に向けて準備を行い、面会に繋げている。弟についてまだ本児に説明をしていなかったため、面会をする際は保育所や母子生活支援施設の職員に預けて来ることもあった。

母親が当時保険の外交の仕事をしており、仕事へのストレスや、その時交際していた男性との関係を優先するなどから面会が不定期になり、予定してあった面会もキャンセルになることが増えた。そのため、本児は日常生活のちょっとしたことで怒ったり、無力さが見られたりするなど、心に余裕がない様子で不安定になっていた。半年ほど母親に直接連絡がつかない期間が続いたため、母子生活支援施設とも連携し、家庭訪問を行う。母親からは仕事があり、疲労もたまるし、弟のこともあり、休みと言えども外出しにくいと

【 取組のポイント 】

〔関係構築の工夫〕

安定した母子関係を構築するために、母親の入所施設スタッフとも連携し、母親の負担が大きくなりすぎないように配慮しながら、本児との交流を再開している。

母親の不安定な接触行動が母子共に負担になることを見越して、母親の入所施設のスタッフとも連携し、接触を定期的にコントロールすることも行った。

いう訴えがあり、母親の負担が大きくなるように電話にて本児と交流するなどから再開していた。母親が仕事を在宅介護に替え、仕事へのストレスが減ったためか、電話や面会が頻繁にあるようになった。そのため、母親の負担軽減や、本児の情緒の安定を図るため、母親の思いつきのまま週に何回も面会に来るのではなく、週一回曜日を決め、定期的に面会に来てもらえるよう働きかけを行った。また、授業参観や運動会などの学校行事も知らせ、本児の頑張っている姿を見てもらっている。

面会が定期的になり、本児の情緒も安定し、母子関係が安定した状況で、弟の存在について本児に伝えた。母親はその後の面会では必ず弟を連れて来て、本児と弟の姉弟の関係が作れるように配慮していた。本児と弟との仲は良好でいつも楽しく過ごしている。しかし、本児の中にはなぜ弟だけが母親と生活できるのかという思いがあり、「ママと一緒に住みたい、何で弟だけ一緒に住めるん？」など、その気持ちを就寝時に職員に伝えたり、セラピーの際に表出したりしている。

このようなことから、母親に対しても、本児が習っている柔道の試合の応援を提案するなど、本児の成長を見ることで、母親が本児との関わりを続ける動機付けとなるようにしている。また、こういう機会が本児が母親からの愛情を実感できるように働きかけ、親子関係の良いイメージづくりを支援している。

〔関係構築のためのイメージづくり〕

本児の頑張りを見ることで、母親自身、本児らのために努力していけるよう働きかけている。

【まとめ】

母親は本児に対し愛情を持っているが、仕事等ストレスなどを感じると連絡を取らなくなったり、男性に逃げてしまったりする不安定な面があることが考えられる。そのため、今後も安定した面会調整を行うことや、本児の成長を伝えていくことなどを通し、母子の結びつきを強化して関係構築を行う必要があると感じる。

本児は弟の存在を知らなかったため、伝えるタイミングを施設で検討し、まずは本児と母親との関係作りを行い、その上で弟の存在を伝えた。本児には戸惑いもあったが、母親との関係がかなり構築されてから伝えたこともあって、本児が弟の存在の受け止めができたと考えられる。弟や母親の写真を部屋に飾っている一方、なぜ自分だけが家族と一緒に生活できないのかと強く感じている。本児は施設での生活も大切に感じているが、「母親の元に帰りたい」という思いが強くなったため、そのような本児の思いを尊重し、面会、外出、帰省などを繰り返し、慎重に引き取りに向けた働きかけを行っている。

母親の男性関係についても、本児が混乱しないように、男性の存在をきちんと説明し、紹介することが大切である。本児の前では男性と適切な距離感で接することを、母親にきちんと伝えていく必要がある。

将来、家庭引き取りとなった場合は、本児の思春期を受け止める力量と生活力が母親にあるか慎重なアセスメントの必要がある。
思春期に入ると、いわゆる反抗期の経験や、母娘の衝突が起こるが、それがどのようなものになっていくのかという予測も必要だと考えている。

【コメント】

母親の認識や行動の仕方に翻弄されつつも、子どもの成長に悪影響が出ないように家族に沿った支援をされていますね。現状について、本児が納得することは難しいと思いますが、言語化を促し、行動化しないよう配慮する工夫を続けていってください。

性的虐待の影響は、小学生期には抑制的に働き、思春期に突出すると言われており、性的虐待があったのであれば、これからが要注意であると思われます。

また、母親の動静をみると、情に流され易く、内外の状況への受動性が顕著であり、こちらからの働きかけが相対的に強い場合にはその影響力が働くようですが、もし家庭引き取りした後、子どもを守る外的な枠組みがある場合とない場合では、予後はかなり違ってくると考えられますので、引き取りの際の支援についても十分に検討し、実施体制を作ることが大切です。

事例 5

児童養護施設と児童家庭支援センターの職員が協力して、情緒不安定な母親に母親クラブへの参加を促し、心理治療等を行っている事例

キーワード：母親への不安軽減、家庭引き取り後のアフターケア

【 事例の概要 】

<家族状況>

実父 現在 45 歳（入所時 44 歳）

実母 現在 32 歳（入所時 31 歳）

本児 現在 3 歳（入所時 2 歳、女兒）

実妹 現在 0 歳 10 ヶ月（超低体重児で生まれる）

（本児は児童養護施設に 2 か月入所した後に家庭引き取りとなり、現在、両親と 3 人で暮らしている。妹は乳児院に入所中。）

<経緯>

両親ともに軽度の精神障害があり、本児出産時より市の保健医療課より児童家庭支援センターに、要支援家庭としての見守り要請があったケースである。

本児 2 歳の時に、母親は本児 1 歳の時から利用している保育所の主任に伴われ、児童家庭支援センターに来所する。父親がギャンブル（パチンコ）に熱中し、育児に対して非協力的で、母親や本児に対して暴力も振るうため、母親と本児の逃げ場所として、児童家庭支援センターのショートステイを利用する。しかし、母親が夫との関係悪化によるストレスの症状緩和のため入院することになり、家庭での養育が困難との理由で、本児が児童養護施設へ入所となる。この母親の入院をきっかけに父親に変化が見られ、夫婦関係も多少良くなる。本児も児童養護施設での安定した関わりや規則正しい生活の中で安心した表情が見られる。

1 ヶ月後、市の社会福祉課、児童家庭課、健康づくり推進課、児童養護施設、保育所、児童相談所の出席のもと、要対協の個別ケース会議を行う。その際、母親が本児の妹を妊娠していることがわかる。引き取りは、引っ越し、父親との関係改善、家庭訪問などを通して様子を見てから検討する。引っ越し後、児童福祉司が家庭訪問を行うと、家は父親がきれいに片づけていた。引き取りの希望もあり、面会や一時帰省と段階を経ていくこととした。

本児は、入所後最初の面会では、職員から離れず泣いたりしていたが、しばらくすると慣れ、母親と一緒に遊んだり楽しい時間を過ごす。面会や一時帰省を重ね、本児

も良い表情をしており、母子関係に安心感が育っていることを確認し、2か月後家庭引き取りとなる。

その後、本児の妹が低体重児で生まれる。妹はしばらく病院に入院をし、その後、乳児院に措置となる。母親は本児の妹も引き取りたいと希望しているが、妹の健康状態が不安定なこと、妹と本児の二人を養育できるほど両親の安定感が不足していること、父親が引き取りを拒んでいることから現状ではまだ難しい。

現在、母親は保育所や児童家庭支援センターに来所し、育児の不安やストレス、父親のギャンブル等の件、妹の引き取りについて相談しており、関係機関とはつながっている。児童養護施設と児童家庭支援センターの職員が協力をして母親に対し、母親クラブへの参加を促し、その後心理カウンセリングも利用するようになっている。児童館や保育園の行事に参加する姿が見られ、見守り続けているケースである。

<支援期間> 1年 (アフターケア継続中)

【 課題 】

1. 家庭引き取り後も、母親は育児に対する不安や、父親の育児非協力的によるストレス、父親のギャンブル等による情緒不安定があり、アフターケアの必要性がある。
2. 乳児院に措置されている本児の妹の家庭復帰に向け、家庭環境を整えていく。

【 方針 】

- 1-1. 本児が近くの保育園に登園しているため、保育園での様子、連絡ノートを通しての家庭の様子を見ながら、保育園、児童家庭支援センター、児童養護施設で情報を共有し、サポートしていく。
- 1-2. 母親の不安軽減やストレス発散できるよう、児童家庭支援センター、児童養護施設職員が協力をして、母親クラブへの参加につなげ、サポートしていく。
- 1-3. 児童相談所、病院、乳児院、市の健康推進課保健師と連携をし、母親の精神状態等の情報を共有し、共通理解をもってサポートしていく。
- 2-1. 母親の本児の妹の引き取りに対する思いや不安を受け止め、家庭復帰に向け、家族が準備できるようサポートしていく。

【 取組 】

母親が本児の妹を妊娠してから父親との関係が良くなる。父親は育児に協力的になり、一緒に過ごしたり、保育園の送迎を手伝ったりするようになり、母親の気持ちも落ち着いてくる。しかし、母親は本児の引き取り後、父親がパチンコに行ったり育児や家事を手伝ってくれないことへの不満、妹が生まれ本児もそのことを実感し、

【 取組のポイント 】

母親への甘えたさからわがままを言ったり、手を焼かせる行為をシライラして怒ってしまうこと等、日常の出来事を児童家庭支援センターに来所し相談している。母親の気持ちを受け止めつつ、変化してきたからの父親の頑張りや気持ち、本児の構ってほしさを母親に解りやすく代弁しながら伝えていくようにした。母親の思いに寄り添いながら話を聞きつつ、繰り返し父親や本児の思いを伝えていく中で、母親に変化が見られ、本児と落ち着いて接しながら関わる姿が見られるようになった。

また、保育園では、送迎時や連絡ノートを通して、家庭での様子、保育園での様子を伝え合う。気になる点については、児童家庭支援センター、児童養護施設職員と情報を共有しあい、見守っている。

保育園が休みの日、一人で本児をみるとイライラするとのことで、児童館に遊びに行ったり、本児と一緒に行事に参加したりと、母親自身が自分のことを振り返り、外に働きかけたり、本児のためにはどうしたらよいかを考えられるようになってきた。

児童家庭支援センターの相談員が、全体のコーディネーターとしての調整を行い、母親が信頼を寄せている児童養護施設職員と協力しながら母親クラブへの参加、心理カウンセリングにつなげている。また妹の引き取りに対しては、思いや不安を受け止め、家庭復帰に向け家族が準備できるよう定期的に関係機関によるケース会議を実施し、児童相談所、病院、乳児院、市・健康推進課保健師と連携をし、母親の精神状態等の情報を共有し、共通理解をもって見守っている。

〔母親との相談関係構築〕

母親が気楽に児童家庭支援センターに立ち寄って話ができるように工夫した結果、日常の出来事を相談するようになった。保育園では、送迎時や連絡ノートを通して、家庭での様子、保育園での様子を伝え合っている。

〔母親への対応の工夫〕

母親の思いに寄り添いながら、父親や本児の気持ちを代弁して繰り返し伝えていくことで、少しずつ母親にも変化が見られるようになった。

〔引取り後の調整〕

児童家庭支援センターの相談員がコーディネーターとなり、保育所や母親が信頼を寄せている児童養護施設職員等と情報を共有しあい、協力して母親クラブの参加、心理カウンセリングに繋げている。

【まとめ】

母親の退院後、そして、本児の児童養護施設退所後も、継続して、本児が登園している保育園、また、母親が信頼を置いている児童家庭支援センター職員や児童養護施設職員で見守りを続けている。

児童家庭支援センター、児童養護施設の職員は、積極的な相談事業というイメージではなく、母親が気兼ねなく立ち寄って話ができるよう、会ったときに挨拶をしたり、雑談をしたりすることを意識して、母親に接するようにした。

母親は、気楽に児童家庭支援センターに立ち寄り、母親がさまざまな不満や不安、

ストレスについて話すようになり、職員は、母親の気持ちに寄り添いながら話を聞くよう努め、関わっていくことで、母親が安心して相談をしたり、ストレスを発散できる場となり、施設に対して信頼を持つことにつながった。

母親に対して、父親や本児の気持ちを代弁しながら伝えていくことを繰り返して行く中で、母親自身が自分のことを振り返ったり、本児のことを考えて行動しようとしたり、少しずつ母親にも変化が見られている。

母親は本児が児童養護施設に入所する前は、施設に対して不信感を抱き、マイナスイメージを抱いていたが、引き取りの調整を児童家庭支援センターが調整役となって実施したことで、引き取り後も相談に訪れており、施設に対する信頼感も見られるようになり、安定した見守り関係ができています。

【コメント】

関係機関が多い中、役割分担をしてアフターケア以上の取り組みをされているのには驚かされます。多くの機関が分担して支援をする時に工夫はどんなところにあるのでしょうか？また、児童家庭支援センターでは、指導委託の制度は適用されていなかったのでしょうか？

【リコメント】

子ども福祉塾という要保護児童対策地域協議会の勉強会（毎月1回）があり、その中で関係機関が一つのケースに連携して取り組めるように話し合う機会を作っています。（コラム参照）

引き取り後も、児童相談所とは随時、電話等で連絡を取り合い十分に連携して対応しましたが、文章での指導委託の取り交わしをしておらず、その点で正式な適用となっていないようです。

【コラム】

社会的養護のための地域連携の一例

〇〇子ども福祉塾 (勉強会)

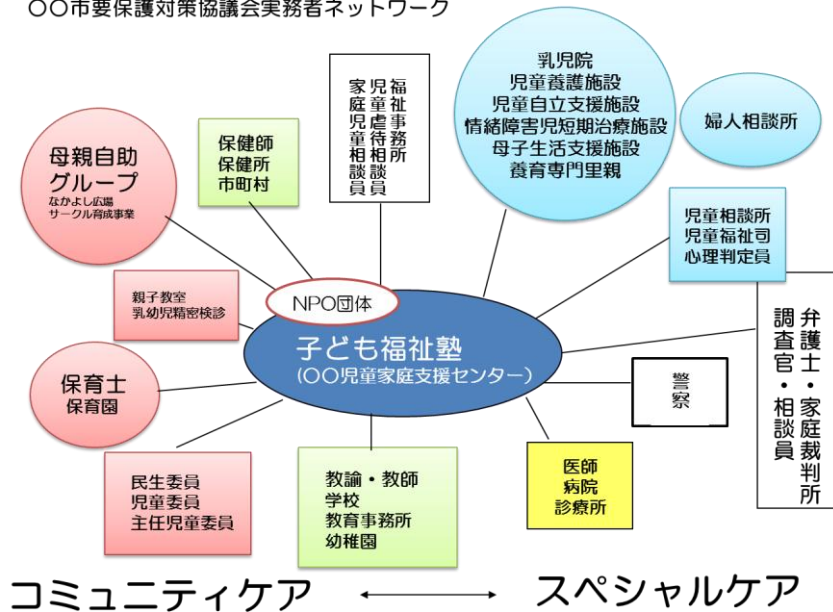
〇〇市要保護児童対策地域協議会

(目的)

子どもを取り巻く養育環境のソフト面での質の向上を図る。コミュニティケアとスペシヤルケアを総合的にリンクさせることによって、社会的養護の予防に向けたまちづくりに貢献することを目的とする。

近未来の相談支援体制づくり

〇〇市要保護対策協議会実務者ネットワーク



(内容)

ケース事例を基にソーシャルワーク・ケースワークの基本的な視点やその姿勢・アセスメント方法・また関係各機関の立場からの「ケースに対する援助の役割」「相互補完し合う連携の在り方」等を学ぶ勉強会

(呼びかけの範囲・メンバー)

市要保護対策地域協議会・実務者協議会のメンバーを中心に、子どもに関わる仕事に携わり、守秘義務を職務的に持てる者

(場所) 〇〇児童家庭支援センター または 〇〇市役所レセプションホール

(実施回数) おおむね月1回 年10回 (内容についての保管管理)

(時間) 18:30～20:00

毎回スーパーバイザーを招き、ケース検討のスーパーバイズを受ける。

(費用) 1コイン制 100円 (資料代含) 特別講師を招いた際は500円。

事例 6**母親の精神疾患のため家庭引き取りが困難だが、宿泊の親子訓練等を通して良好な関係を築いていった事例**

キーワード：保護者の精神疾患、法人内の児童館、児童家庭支援センターの利用

【 事例の概要 】**<家族状況>**

母親 現在 45 歳 (入所時 35 歳) 生活保護受給

本児 現在 13 歳 中学 1 年生 (入所時 2 歳、女兒)

<経緯>

母子生活支援施設に入所していたが、母親の入院 (幼少時の実父による性的虐待と結婚時の DV 被害による心的外傷体験の治療) により養育困難となり、一時保護を経て入所となる。

入所前より、母親の精神的不安定さ (統合失調症、人格障害) からの心理的虐待が疑われるケースであった。母親退院後は、児童家庭支援センターにて本児との面会をするようになるが、母親の勘違いや被害妄想からの思いこみがあり、母親の思い通りの返答が得られないと、「自殺する」という脅迫めいた電話を施設にかけてきたり、手紙を送ってきたりするなどの攻撃性を露わにするなど、関わりの難しさが見られるようになる。母親の担当医師と連携を取りながら、母親の状態に留意しつつ、信頼関係の構築に努めていった。

母親の本児への執着は強く、引き取り要求はあるものの、母親の状態からは、母子で生活することは難しいと思われ、医療機関・児童相談所と相談し、外出や面会、センターでの宿泊をしながら親子関係の修復をしていくことを提案し、長期的に継続して取り組んでいる。母親の病状による浮き沈み、本児の成長に伴う諸問題を抱えながらも、双方の支援をし、関係を繋いでいくことで、互いに思い合う母子関係が見られるようになっていく。

<支援期間> 11 年間 (継続中)

【 課題 】

1. 母親の本児に対する一方的な関わり
2. 母親の病気による被害妄想 (関わりの難しさ)
3. 本児の成長に伴う母親に対する感情

【方針】

- 1-1. 親業について、施設にて児童福祉司との相談面接・話し合いを行う。
- 1-2. 母子関係の調整（面会等の回数・時間、外泊、センターでの宿泊に関する約束事）をする。
- 1-3. 児童館で行われる地域交流事業（母子のリトミック・遊びなど）に児童福祉司と同席で参加する。
- 1-4. 児童家庭支援センターを利用し、親子での食事作り・宿泊を実施する。
- 2-1. 児童相談所との役割分担を行う。施設が母親に、約束等の枠組みを伝えていく際に発生することが予想されるトラブルや苦情について、児童相談所が聞き役、調整役を行う。
- 2-2. 医療機関と連携する。母親の精神状態・身体症状などについての情報共有。医療的側面から、母子での関わりの限界設定などの助言を得る。
3. 本児へのセラピーを導入し、母親への思いを表出できるようにする。

【取組】

母親は、本児に対して一方的で過度と思われる関わりが多く、本児の思いを汲み取るということが難しかった。担当児童福祉司、家庭支援専門相談員を中心に母親との信頼関係構築に努め、相談面接をしながら、親業について話し合いをするようにした。母親に解りやすい形で本児の思いや健康状態を伝えつつ、全てに口出しをするのではなく、本児の成長を受け止め見守っていくことの必要性なども話をしていた。

本児への思いが強く、「引き取りたい」「本児と多くの時間を過ごしたい」という要求があった。しかし、母親の精神状態・体調面の不安定さから、頻繁に会うことで本児がストレス症状を示すようになった。そのため、母親の気持ちに留意しつつも、児童相談所・医療機関と連携し、対応方法について、医師からの助言の元、面会等の回数や時間、外泊、センターでの宿泊に関する約束事などを設定するようにし、母子関係の調整を行った。その際の母親の不満等は児童相談所が聞き取り、調整を行った。また、本児のストレスを軽減するための取り組みとして、施設内におけるセラピーを導入し、本児の母親に対する思いを表出できるように支援した。

健全な母子関係を育んでいくためのプランとして、法人内の児童館の親子対象行事に児童福祉司同席の下で参加してもらい、母親に子どもとの接し方などを学んでもらう機会とした。また、定期的に児童家庭支援センターでの親子宿泊を行い、母子で料理をしたり、入浴したり、遊んだりする時間を設け、母子関係を育んでいけるよ

【取組のポイント】

〔親支援の視点〕

母親の辛い経験やそれに伴って現れる精神症状を理解し、「引き取りたい」「本児と多くの時間を過ごしたい」という母親の気持ちに寄り添いながら話を聞き、信頼関係を構築していけるように継続的な関わりを行った。母子の接触が子どもにストレス状態をもたらしたことを機に、母親の医療機関との連携により、母子の接触をコントロールした。

〔子どもへの支援〕

母子関係の調整と共に、施設生活における本児への支援を行い、またセラピーを導入して母親に対する思いを表出できるように支援した。

う、職員が共に活動したり、泊まったりして支援した。

面会時には、本児の普段の生活の写真を見せたり、様々な様子を伝えることで、母親に安心してもらった。母親の思いに寄り添いながら話を聞き、苦労を労うようにした。

このような支援により、徐々に母親の施設に対する信頼感も見られる様になり、本児に対する関わりも変化していった。本児も、母親の変化に伴って、母親へ自分の感情を表出出来るようになった。今では、面会時等には、互いに言いたい事を言い合ったり、冗談を言い合ったりするなどの微笑ましい光景も多く見られる様になっている。

〔親子行事などの利用〕

児童福祉司同席での親子行事への母子の参加、更に児童家庭支援センターを使った継続的な親子宿泊を行って、親子の交流を支援した。

【まとめ】

母親は、生育歴の中で適切な愛情を受けておらず、また、結婚生活の中でも辛い体験をしており、人間不信に陥っているような所が見られた。また、子どもへの接し方についても混乱した感情から、場当たりの、自分の考えを押しつける一方的なものになってしまっていた。

職員は、まず、母親の辛い経験やそれに伴って現れる精神症状について理解するようにした。母親の気持ちに寄り添いつつ話を聞き、本児のことや母子の関係を大事に思っていることなどを伝えながら、信頼関係を構築していけるように継続的な関わりをしていった。徐々に、母親も本児が施設の中で大事にされていることを感じてくれるようになり、本児との関わりについても、職員に相談することが出来るようになっていった。

職員のアドバイスを受け、母親が本児に対するかかわりを変えようとする母親自身の努力も見られた。

法人内の児童館や児童家庭支援センターを利用し、職員の見守りの中、母子で楽しく関われるプログラムに取り組んでもらうことで、親子の愛情を育てていくことができた。

医療機関からの助言の元、母親と本児との面会の回数や時間などの枠づくりも行い、互いに良い時間が過ごせるような環境を保てるように配慮した。

当初は、母親の前では何も言えず、そのストレスで情緒的に不安定になっていた本児であったが、本児への心理ケアを目的に、施設内セラピーを導入することで、本児が母親への気持ちを表出できるような働きかけを行い、少しずつ、本児も母親に自分の気持ちを話せるようになっていった。また、母親も本児の気持ちに向き合うようになっていったことで、本児自身の不安定さも少なくなっていた。

「一緒に暮らす」ことは、実質的に難しいケースであるが、長期的・継続的に支援を展開することで、母子の再構築を図っている事例である。

【コメント】

子どもが、不安定な母親との関係に耐え、親子関係の修復において、母親に意思表示をし、親子交流が出来るまでになったのには、子どもの生活場面における継続的な支援、大人との信頼関係をサポートしたことがあったからだと言えます。母親も子どもが施設に大事にされていることを感じて、施設への信頼感情を持ったのですね。

親子双方と一緒に暮らしたいという思いや行動が起きると思うのですが、分離した状態を続けていくことをどのように納得してもらったのでしょうか。親子と支援者が目標を共有するためにどんな工夫をされたのか教えてください。

【リコメント】

母親へは、医療機関より、病状の面で子どもと一緒に生活するのは難しい事を説明してもらいました。母親自身も病気の苦しさを抱えており、自分のことで精一杯の状況なので納得はしています。本児は、母親とずっと一緒にいるのはストレスを感じたりもするため、週一回、会う現状で満足している様子でした。

母親の様々な要望について、母親の気持ちも考慮しつつ一緒に話し合っていくというスタンスで関わり続けることで、母親も施設側の意図に理解を示すようになってくれました。

以上のことに加え、職員が傍で見守る親子宿泊の継続も重要な役割を果たしています。

【コメント】

その後の生活も知りたいです。

【リコメント】

現在、週1の面会、月1回の支援センターでの親子宿泊を継続しています。母親の知人の応援などももらいながら、安定した母子関係を保つことができています。

事例 7**家族とのつながりを持つことが困難なため、担当職員と家族との関係を整理して自立した事例**

キーワード：ネグレクト、児童や職員への暴力、施設からの巣立ち

【 事例の概要 】**<家族状況>**

実父 飲食店でパートとして勤務。本児が 13 歳の時、脳内出血で倒れ、他県の有料老人ホームに入寮する。現在も入寮中。

実母 本児が 2 歳の時ノイローゼになり協議離婚。その後、詳細不明。

本児 現在 20 歳 (入所時：小学 3 年生。退所時：高校 3 年生、男児。)

<経緯>

本児が小学 2 年の時、父方祖父母の借金のため、地裁の強制執行により住居から立ち退き、一時保護になる。一週間ほどで転居先が決まり家庭引取りとなる。父親は就労しても子どもがいるという理由ですぐに解雇されるという状況が繰り返され、困っていた。以降本児を連れ、仕事場、ホテル、ウィークリーマンション、旅館等を転々としていた。その間、本児は登校しておらず、小学校から再三呼び出されたが、父子は学校に出向かず、児童相談所からも登校するように指導されたが、状況は変わらなかった。後日、父親は児童福祉司に説得され、就労のため養育困難として、本児の一時保護に同意する。

入所時の本児 (小学校 3 年生) は、IQ118 (田中ビネー) と知的には高いが、平仮名を十分に書くことができず、学習の機会に恵まれなかった生活状況が窺われた。

児童票には虐待の認定はないが、ネグレクトであったことは疑いようがない。施設での生活は、不安定で暴力的で、高校 2 年の時、児童相談所での一時保護や児童自立支援施設への措置変更も検討されたが、生活担当職員との信頼関係が深まるにことで、徐々に安定して過ごせるようになった。担当職員に寄り添ってもらい、家族との関係を整理していき、高校卒業後は就職をし、施設から巣立っていった。

<支援期間> 9 年 6 ヶ月

【 課題 】

1. 父子関係を維持し、良好な関係を形成し家庭引き取りに向けて状況の整理
2. 自分の状況や生い立ちへの理解が未整理
3. 他児童や職員への暴力、著しい偏食等への対応
4. 社会自立の形態の模索

【 方針 】

1. 入所当初は家庭引き取りを目指していた。父が病に伏してからは、父が在籍する施設職員を通じて父子の近況の報告を行い、情報の共有化を図る。生活支援スタッフと共に直接父に面会する。
2. 本児の記憶にある成育歴を生活場面で積極的に聴き取ったり、複雑な内容については個別の面接を設け整理を行い、正しい情報を提供し、自分の状況や生い立ちへの理解を深める。
- 3-1. 生活担当職員との間で安心・安全の関係性を目指し、日々の「お世話」を丁寧に行い、大切にされている実感を持つため、個別性を重視した支援を行う。
- 3-2. 暴力をしてしまうことの背景を理解するために、成育歴や施設生活からくる怒りを丁寧に汲み取り、気持ちの理解に努める。
4. 父親の生活状況や経済状況等から、家庭復帰か施設からの自立か検討する。

【 取組 】

父親が健康であった時は、児童福祉司が積極的に父親との連絡調整を取り、父親の住んでいるホテルに帰宅することが度々あった。

本児が 13 歳の時、父親は脳内出血で倒れ、他県の有料老人ホームに入寮する。長期休暇等を利用して生活担当職員と共に父親の施設を訪問し面会を行った。しかし、本児の学年が上がるに従い、面会希望が薄れてきたため、その気持ちを受容するが、その後もずっと生活担当職員が父親と連絡を取り続けた。

他児童との家庭と比較して、本児の父親の身体が不自由なことや貧困等、家庭への不満を言語化するようになり、その気持ちを可能な限り受容した。加えて「本児は何も悪くはないこと」、「将来、豊かな生活を自分自身で築くことができるように考えていくこと」等今後の生活への動機づけを心がけ、一緒に考える時間を設けた。

過去の施設生活への不満 (=本児の気持ちを無視した対応への不満や食事の提供のあり方等) を言語化したため、過去の支援のあり方について謝罪した。

本児から母親への思いが語られることがあったが、母親の所在や詳細は不明のため、気持ちを積極的に受容することに徹した。母親

【 取組のポイント 】

〔子どもの親への思いを大切にすること〕

- ①職員が付き添って、父親の施設に面会に行く
- ②父親への面会を希望しなくなるが、職員が連絡をとり続けた
- ③家庭のことについての不満な気持ちの受容
- ④離婚している母親の所在を訪ねる
- ⑤母親は行方不明のため、家の写真を撮ってくる

の住所が判明したので、職員が訪ねたが、既に母親は居なかった。家の写真を撮ってきて、本児に見せた。

日々の丁寧な「お世話」を徹底し、本児の嗜好にあう食事や弁当の提供、実現可能な要求は具現化する等、個別化を重視した支援を提供し、安心・安全な生活環境の整備に努めた。

暴力に対しては、そうなることの気持ちを十分に理解するが、暴力はしてはいけないこと、代替行動を共に考える時間を意図的に設けた。また「怒り」と「暴力」は別に扱い、「怒り」は、かつて被害者だった者としての手当を重点的に行い、「暴力」は“してはいけない”こと“受けてはいけないこと”を伝えることに徹した。

進路や就労に対しては、何度も意向を確認（施設としては、進学を進めていた）をした上で、本児の行動を待つのではなく生活担当職員から本児へ積極的に働き掛け、本児が行動しやすいように計画を立て、本児の不安に寄り添った。

進路決定や就労、退所等、将来に対する不安に対して積極的意図的に寄り添い、本児の意向を重視し、就労先を決定した。

【まとめ】

高齢児になってから、本児の暴力は日を迫うごとに重篤な状況に陥り、職員に対して殴りかかったり、壁を叩き穴を開けるなど、担当職員は対応に苦悩していた。しかし、本児が高校3年の時、ホームに新しい担当職員が配属され、そのスタッフが本児との関係を深めるため、生活場面で積極的に本児と関わり、成育歴や施設生活の様々な思いの聴き取りを行うなど意識的な支援を行った。施設自体も方針の見直しを図り、受容を基軸に支援を展開することが、全体の共有事項になった。

母親がいないことへの不満や、貧困だった過去の辛い生活、生きていくことに精一杯で学校に通うどころではなかったこと、施設に入所しても、管理的な厳しい決まりが優先され、本児の気持ちに寄り添ってもらえないとしか感じる事ができなかった職員の関わり方等への不満が一気に噴出した結果だった。

日常において本児の気持ちに寄り添い、丁寧に世話をすることにより、「個別化」を実践し、本児の思いを大切にされた支援に徹底したことで、担当職員との信頼関係が深まっていった。そうなるにつれて、本児の暴力は著しく減少し、生活は安定していった。

生活担当職員との関係を基盤に、父親との関係や将来のことを共に考えるようになった。本児は学年が上がり将来のこと等具体的に考えなければならないことが増えたこともあり、父親との関係が疎遠になった。しかし、職員が父親の施設と適宜連絡を取り、父子の近況の情報共有を行った。施設側は専門学校進学を勧めたが、本児の早く「自立した生活をしたい」という強い希望により就労を選択した。職員と共に就職

事例 7 (児童養護施設)

へ向けての準備を行い、無事大手の自動車会社に就職し、会社の寮に入ることができた。現在、勤勉で、貯金も増え、本児は「豊かな生活」を目指し就労に励んでいる。

今現在も、担当職員は連絡を頻繁に取り、本児の状況を把握している。

【コメント】

担当職員との新たな出会いをきっかけに支援方針の転回をはかり、子どもの中にある成育史や職員ならびに施設生活で満たされていなかった気持ちの整理について、受容を機軸に行われた事例と推察されます。

進路選択が徐々に視野に入るに従って、子どもにとって社会への自立は、父との不安定な生活のような状態に落ち込むのではないか、父や母という存在が自分の自立にどのようにかかわるのかという漠然とした不安になり、これに対して、生活場面での聞き取りと父母の現在のありようを子どもと一緒に確かめるということで整理を図られたものと思われます。

心理職の面接室内で行うカウンセリングによる、成育史の振り返り等の整理もあると思いますが、生活場面での聞き取りを中心とした整理を行った理由や利点をお教え下さい。

【リコメント】

対人関係に躓きのある子どもが、簡単に心理職のカウンセリングに繋がるということは稀です。児童養護施設において、成育史の振り返りを行う時は、基本的に施設の担当職員(=ソーシャルワーカー)が担います。人生における様々な出来事を共に振り返りながら、その時の感情に寄り添ったり、共感しながら整理していきます。そして、未来に向けて目が向けられるよう支援するよう心がけています。このような、作業を通して信頼関係を構築することを目指します。これは、ソーシャルワークプロセスの介入に相当し、大切な支援です。ライフヒストリーを整理(=脱構築)した後に、心理職を交えた3者で、ライフストーリーの作成を行い、自己物語を再編纂(=再構築)していきます。

事例 8**親が行方不明となり家族交流が困難になり里親委託を行なった事例**

キーワード：親への思いの整理、里親委託、個別的支援

【 事例の概要 】**<家族状況>**

実父 母親が販売員をしている時に知り合った男性だが認知していない。

実母 本児が児童養護施設に入所して 1 か月後、母親から電話が入ったが、それ以降、消息不明となる。夜逃げして、住民票もそのままとなっている。

本児 現在 13 歳、男児。入所時、3 歳 11 か月。

(退所時：12 歳 3 か月 入所期間：8 年 4 か月)

<経緯>

母親は夜間の飲食店に勤務しており、本児は、出生して 2 か月の頃より託児所に預けられる。2 歳 9 か月の頃、鍋の熱湯をかぶり、腹部及び背中に重症の火傷を負い、大学病院へ 2 か月入院している。本児が風邪や発熱等で託児所に預けられない時には、家に長時間 1 人であることがあり、号泣していることがしばしばであった。3 歳 8 か月の頃には、2 回迷子になり交番に保護されている。3 歳 11 か月、近隣より泣き声通告があり、警察が訪問。その後、主任児童委員から児童相談所へ連絡があり、家庭訪問を実施、母親より、本児を預けたいと話があり、被虐待児（ネグレクト）として保護している。

入所時の本児は IQ81 であり、ボーダー域。同齡児の平均から半年以上の発達の遅れがあったが、身辺処理はほぼ自立していた。落ち着きのなさ、情緒表出の乏しさ、頻尿が目立っていた。大人へ援助を求められず、口癖のように「お腹すいた～」と言っては泣いていた。

施設生活においては、発達障害にみられるような、一つのことにこだわり、生活の中での様々な場面で、切り替えられないことがしばしばであった。知的発達には常にボーダー域であり、特別支援学級へ通っていた。衝動的な面もあり、イライラからガラスを蹴破って、筋肉断裂に至る怪我を負うこともあった。親のように自分だけを愛してくれるような存在を求めていたが、大人への警戒心が強く、新たに関係を築くまでに多くの時間を要した。慣れない場面に遭遇すると無表情となり、働きかけに反応しない等の行動が見られた。

本児のこのような行動については、母親から夜中に何度も置き去りにされたことに

対する PTSD の症状であるという診断がなされた。この行動パターンは続き、4 歳の時に週末里親、6 歳の時に里親委託につなげようとしたが、交流は継続しなかった。

里親委託は難しいと判断されたが、再度児童相談所と協議をする。その結果、小学校 6 年に進級する時に里親委託となる。

<支援期間> 8 年 4 ヶ月

【 課題 】

1. 里親委託の検討
2. 家族への思いの整理
3. PTSD 症状の緩和、愛着の問題への対応 (衝動性の強さなど)

【 方針 】

1. 里親委託を児童相談所と共に協議し、委託の時期を模索する。
2. 本児の母への思いを丁寧に聞き取り、職員と共に整理していく。また、成育歴をたどっていくことで、自身の理解へつなげていく。
3. 心理と連携を図り、PTSD 症状へ対応を行う。担当職員は日常生活の中で丁寧に世話することを心がけ、安定した生活環境の提供に努め、安心感を育てていく。また、集団生活の中での刺激を減らせるような環境整備を行っていく。
4. 日常生活の中で個別での関わりを大事にし、特定の大人と信頼関係を築き、その関係性を通して、大人への信頼感の回復を図っていく。

【 取組 】

本児が入所して 1 か月後、母親は夜逃げし行方不明となる。その後、児童相談所に依頼して行方を追ったが、住民票を残したまま逃げており見つからない状態が続いている。本児が小学校 2 年の頃、突然、プレゼントが届くが、母親の名前のみであり行方を追うことができなかった。その後は音信不通である。

母親が行方不明となり、児童相談所とも協議した結果、里親委託の方向となる。小学校入学までの委託実施を目指した結果、6 歳の時に養育里親候補が見つかり、交流が開始された。しかし、本児が外出中や外泊中に無表情や無反応となることに里親は困惑を示した。里親との交流は、数か月で打ち切られた。

本児への対応を家庭で抱えることは困難との理由で、児童相談所の委託リストから除外された。しかし、施設内で本児の再アセスメ

【 取組のポイント 】

ントを行った結果、本児の無表情や無反応については、特定の大人との安定した信頼関係が築けていないためのものなので、やはり里親委託が適切だと判断し、里親委託が必要な子どもとして挙げてもらうよう担当福祉司へ依頼する。その結果、小学校 5 年の 10 月に里親候補が見つかる。里親不調になった時の本児の傷つきを避けるため、事前に担当職員で家庭訪問を行い、里親委託先と話し合いを行った。その際、本児の特徴も重ねて説明した。その上で里親について本児への説明を行い、意思確認もしている。本児が想像しやすいよう家族構成、家の間取りについても、図などを用いて丁寧に説明をした。更に交流開始前に、2 度担当職員と一緒に里親家庭を訪問し、その後、職員同席の元で交流を行った。本児が里父や里母に慣れた後、外泊を実施し、外泊後に本児の気持ちを聞き取り、不安な気持ちに寄り添うようにした。委託時期については、本児の特質を踏まえた上で学年の切り替えの時期が良いのではないかと提案した。交流開始後半年という期間であったが、子どもの気持ちが里親に向くように支援を行った。本児はかなり迷っていたが、最終的には委託に同意する。小学校 6 年生に進級する時に里親委託となる。

小学校 4 年生以降、家族についての話題に触れる機会を多く持つことで、本児から家族のことについて知りたい、との言葉が聞かれるようになった。本児は入所前の記憶が全くないとのことであり、地図を見ながら本児が住んでいた場所を確認することから始めていった。事前に職員が入所前の居住地を訪問した上で本児も連れて行こうと計画したが、児童相談所の心理担当職員より「PTSD の症状を考慮すると、まだその時期ではない」という意見があったため、事実を丁寧に伝え、母の特徴(入所時に母親と会ったことのある職員が担当であった)を説明するなどの取り組みをした。また担当児童福祉司からも、母親の行方を調査したが、所在が分からなかったことを説明した。居住地付近の写真を振り返ることも行った。退所までに、母との関係の整理が十分行えたとはまでは言えないが、事実を丁寧に伝えつつ、本児の存在を担当者や施設の職員が大切に思っており、本児自身が唯一無二の存在であることを伝えるようにした。

施設生活に慣れていく中で、職員に注意を受けた場合や、子ども間のトラブルがあった場合など、本児が緊張状態に陥った時に無表情になり、固まってしまう PTSD の症状は緩和していった。さらに、生活の中で安定して来ていたため、心理検査によるアセスメントを行うと、怒りや不安については高い数値ではあるが、安定して

〔子どもの親への思いの整理〕

- ①母親の居住していた場所を地図を見ながら、本児と職員で確認する
- ②居住地に実際に連れて行くことは PTSD の症状を考慮すると無理があり、職員が撮ってきた写真で確認する
- ③母親を知っている職員が母親の特徴を説明する
- ④児童福祉司から母親の行方を調査したが、所在が分からなかったことを伝える
- ⑤職員は本児を大切に思っていること、本児の存在は唯一無二であることを伝える

きていると診断された。怒りを生活の中で扱っていくようにしたが、思い通りにならないとガラス窓をけ破る等の衝動性の強さは稀に見られていた。

担当者の変更が多く、6歳の頃に本児との関係が特に良好な職員が、施設の事情で担当から離れている。小学校4年生の時に男児ホームへ移動し、通所や外出、個別旅行などを特定の職員が行うようにした。その中でその職員を求めるようになり、素直に甘えも出せるようになった。職員との関係が形成される中で生活の安定も図られていった。このような「個別化」を意識的に行う中で落ち着いていった。

【まとめ】

重度のネグレクトであり、愛着形成にダメージがあることは入所当時から理解していたが、集団生活の中での支援の難しさを感じる事例であった。その中でも「個別化」し、丁寧に支援することを目標としたことで、PTSDの症状は緩和されていった。また、家族への思いを積極的に聞き取るようにしたことで、家族への思いが語られるようになり、母親との関係の整理となった。母には期待ができないということも、本児なりに理解できたと感じる。セラピーなどの特別な場面での支援とは違い、生活の中にある、きっかけを利用した支援の大切さを実感できた。

里親への委託を試みたが、1回目はマッチングを丁寧に行えなかった中で不調に終わってしまい、本児の心の傷となってしまった。委託の際には子どもの特徴を踏まえた上で、慎重に導入する必要がある。里親には、事前に説明を行い、子どもの状態も含めて委託の合意が得られた上で交流を開始しなければ、不調に終わってしまうリスクが有ると考えた。

このため、施設から積極的に里親に働きかけ、本児の状態とともに、交流においても里親の期待する反応がなかなか得られない可能性もあることを伝え、本児にとって里親家庭で生活することの大切さを理解してもらうようにした。

本事例に関しては、里親委託後も施設との交流が継続しており、担当職員が家庭訪問したり、本児が施設に遊びに来たりすることもあり、委託後の様子が把握できている。また、本児にとっては、自宅の思い出がないので、最も古い記憶の存在としてのつながりを保つことの重要性、施設が里親とつながることにより養育の一貫性ができただけ保たれるようにしている。里親委託後は施設にいた頃の落ち着きのなさはなくなり、どの職員から見ても安定した状態と評価されている。里親の理解も深く、職員とやり取りができる関係性が保たれている。里親委託後のアフターケアも重要であると感じる。

【コメント】

母との生活の中での愛着形成の課題や、施設の養育の中で養育者が変わってしまうという喪失など、本児の成育の中では、なかなか満たされなかった養育者との個別の関係を作るため、里親委託に踏み切り、並行して、母の現状を伝えて整理するという作業を行われたものと思われます。

里親と施設が養育を引き継ぎ、共にかかわることで、一貫した養育がはかれるよう工夫されているところも子どもの成長に配慮されていると感じました。

母の現状を伝えるには、子どもが自分のルーツが不安定なものであるため、自分自身を肯定的に考えにくくなることにつながりかねず大変神経を使うものと思われます。また前思春期にその課題に取り組んでおられるので、子どもの心の揺れも相当なものだったと思います。そのあたりの子どもの気持ちの受け止めや自己肯定感をはぐくむ取り組みについて、具体的な工夫をお教えいただきたいと思いました。

【リコメント】

親の現状や、真実を子どもに伝えるのは、困難を伴う支援です。どのような時期が適切であるかという判断はなかなか付けづらいものです。時期と言うよりは、職員が、子どもの呈する揺れや悲しみの構造をしっかり受け止め、心理的に包み込むことができるような関係性が形成されていることが重要ではないでしょうか。従って、入所する段階で、施設入所は、親の事情であり「あなたが悪いのではない」と言うことを明確に伝えることが大切です。ライフヒストリーの作成も、そのことを確認するためのツールとなると考えています。また日常生活において、①たくさんほめる、②環境を整え清潔で快適な生活を提供する、③病気や怪我をしたときは丁寧に看病する、④職員と1対1で出かける（日々の買い物から、宿泊を伴う旅行まで）、⑤変化に気付く、⑥常に子どもの話を聴く、などのような支援をとおして、大切にされているという実感を得られるよう工夫しています。

事例 9

児童養護施設においてコモンセンス・ペアレンティングを用いて 家庭復帰支援を行った事例

キーワード：キーワード：コモンセンス・ペアレンティング、家族再構築プログラム、
家庭復帰

【 事例の概要 】

<家族状況>

母親 21 歳 飲食店業
内夫 25 歳 建設業
本児 入所時 2 歳 6 カ月（男児）

<経緯>

母子家庭、母親は知人等を頼ったり、無認可の保育所等を利用しながら、夜の飲食店業で生計を立てながら、本児を養育してきた。本児が 2 歳のころに内夫がその家庭で同居するようになった。同居当初は、本児も内夫に懐き、良い関係であったが、本児の特性である ADHD 傾向（落ち着きがなく、じっとしないことや、言いつけを守らないこと）に腹をたて、徐々に躰としての暴力がエスカレートするようになり、最終的には医療機関を通して通告があり、保護され、児童養護施設に入所となった。

入所に至るきっかけは内夫の暴力であったが、母親も若く、養育能力も未熟であり、躰として日常的に暴力を用いていた。しかし、母親も内夫も本児を引き取りたい意思が固く、また虐待の行為を認め、反省する言葉が出ていることや、本児が母親や内夫を拒否することがなかったため、早期の家庭復帰を目指した。

入所後 3 か月から始まった定期的な面会での様子も良好だったことから、外出、外泊と家庭復帰に向けた準備をし、落ち着いているように見えていたが、外泊からの帰園時に母親から、内夫と一緒に本児に躰を行うために、暴力をふるってしまったと、施設の職員に告げられた。実際本児の頬に痣ができていた。

これをきっかけに、母親にコモンセンス・ペアレンティング（Common Sense Parenting:以下 CSP）の受講を児童福祉司から勧めてもらったところ、同意が得られたため、施設が実施することとなった。母親と内夫で参加するということがあったが、内夫は仕事の都合で初回と最終回のみ参加であった。また、必要に応じて、児童養護施設の栄養士や児童相談所の心理担当職員にも参加してもらい助言を得た。6 回のセッションを行った。2 か月で CSP のプログラムを実施し、プログラム終了から 5 か月で退所となった。

<支援期間> 1 年 6 ヶ月

【 課題 】

1. 母親と内夫が養育の難しさに対して認識を自覚し、暴力を用いない躱の方法を学ぶ
2. 現実的な家庭復帰の計画を立てる
3. 計画にそって外出・外泊を行い家庭復帰させる

【 方針 】

1. 児童養護施設において CSP を実施
2. プログラムで提供される躱のスキルを身に付ける事と同時に、本児の持つ ADHD 傾向でしつけが難しいことを認識させ、スキルの上手な活用法を探す
3. 安全な家庭環境 (身体的虐待の再発の防止) を再構築し、家庭復帰をすすめる

【 取組 】

CSP とは全米最大の児童福祉施設であるボーイズ・タウンにより開発されたペアレント・トレーニングである。子どもの問題行動を減らし、望ましい行動を効果的に躱けられるスキルを体得することを目標に、ロールプレイや実際に親が子どもに躱をする DVD を見るといったモデリング学習による経験的学習を提供するプログラムである。親が望ましい躱のスキルを身に付けることにより、親と子どもの不適切な関わりを少なくし、親と子の関係を向上させ、子どもの問題行動に教育的に対処できるようにするプログラムである。(図 1) 6 回のプログラム (1 回は 90 分) で、2 週間くらいあけながら実施する。(表 1)

前半においては、プログラムの内容よりも、母親の疑問や不安に付き合うことが多かった。主な子育ての悩みとしては、「食事をきちんと食べられない」「嘘をつく」ということがテーマであった。具体的な問題への対応方法を一つひとつ教え、ロールプレイを行ってスキルを身に付けてもらった。食事時における本児の振る舞いに関しては、発達上のもの (ADHD 傾向が本児の特性であり、集中が困難である) も考える必要や食事の量等も問題となったため、プログラムの中で、栄養士から食事の量や栄養についてのアドバイスを行ったり、児童相談所の心理担当職員に来てもらい、ADHD の解説を行った。こういった具体的な教育により、母親の子どもへの認知も変わっていった。回を重ねるに従って、母親のこうしなければという強迫感が薄らぎ、リラックスできるようになり、そんなに怒らなくなったという発言が母親から聞かれるようになった。

【 取組のポイント 】

〔CSP とは〕

親が望ましい躱のスキルを身に付けることにより、親と子どもの不適切な関わりを少なくし、親と子の関係を向上させ、子どもの問題行動に教育的に対処できるようにするプログラム

〔問題への対応方法〕

食事をきちんと食べられない・嘘をつく
→栄養士から食事の量や栄養についてのアドバイスを行う
→心理担当職員から ADHD の説明を行う

母親自身、母子家庭というコンプレックス、そして施設に子どもを預けているという負い目もあり、子どもをいい子にしようとするあまり、厳しすぎる躰になっていたこと、また、躰が感情的であったと発言した。プログラムを受けるようになってから、「叩いても、いっしょだから・・・」と発言するようになり、躰の際には、手が出なくなると話した。内夫も「まあいいかと思えるのです」と発言するようになった。仕事が忙しく、内夫は初回と最終回のみに参加であったが、変化が感じられた。

プログラム終了から5ヶ月かけ、週末の外泊等を繰り返す中で、家庭での様子を確認しながら、身体的虐待の再発がないかをチェックしていった。本児が幼稚園に入園するのに合わせ、家庭引き取りとなった。その後、現在まで虐待の報告はない。

〔母親の気づき〕

- ①母子家庭という負い目
- ②施設に子どもを預けている負い目
- ③子どもをいい子にしようとして、きびしすぎる躰となっていたこと
- ④躰が感情的であったこと

【まとめ】

CSP を用いて家族再構築への支援を行った。プログラムを受ける中で、母親の子どもへの認知が変化していった。子どもをいい子にしようとするあまり、厳しい躰になっていたことや感情的になっていたことを振り返ることができ、子どもへの躰が変化していった。

内夫はあまり参加することができなかったが、母親からプログラムの内容を聞く中で、「まあいいか」と思えるようになったと発言するなど、変化を感じることができた。

今回のプログラムは家庭復帰に向けて、外出や外泊を行っている中で、起こった本児への暴力が明るみになったところで、児童相談所からの勧めで実施した。CSP が有効なのではないかと、しばしば話題になっていたケースだったので、よいタイミングとなった。身体的虐待を行っているケースでは、親の子どもへの関心は高く、躰のやり方を変化させるだけで、親子関係に良い変化をもたらすことができる場合が多いが、今回のケースでもそのことが言えた。

今回、CSP が有効に働いた理由を考えてみる。一つは親が子どもに暴力を用いて躰をしていることを認めていたことが言える。さらに、それではいけないとの思いもあり、これまでのやり方ではない躰の方法を学ぶという動機づけが高くあったと言える。また、もう一つは介入後、早期の実施であったということも言える。施設に入所して長期間が経過した場合、CSP を提案しても、今さらという雰囲気になる場合がある。また、施設入所が長期に及ぶケースでは、虐待をするという病理性だけではなく、経済的な問題等の家庭環境の問題がからんでくるなど、躰の方法を変えるだけで家族再構築に結び付くケースは稀になる。短期間で、暴力を止めるために実施するという明確な目標があったことが効果を導いたのではないかと考えられる。

最後に、プログラム実施後、5 か月をかけて引き取りとなるが、その中で、母親の気持ちを受け容れて支える機会ともなり、よい意味でのプログラムのフォローとなった。安全な家庭環境の再構築ができたのではないかとと思われる。

【コメント】

身体的暴力を伴う事例においては、養育者の生活行動における選択肢に、暴力の行使が常にあり得ることであると認識しておく必要があります。このため、初期段階から養育者に対しての心理教育の実施が必要となります。この事例も関与している最中に身体的虐待が再発しており、初期段階における心理教育が後手になったことは否めません。幸い施設に養育者から S.O.S が発せられ、それに応じる体制がすぐに確保されたことは、成功への大きな要素となりました。

若年出産と生活苦、様々な社会生活・家庭生活の基本的な経験不足と成功経験の不足のために、ストレスが溜まり、暴力がエスカレートしてしまった事例では、関与初期から介入的な心理教育が標準化される必要があると感じています。

また、こうした事案の家庭復帰のマネジメントでは、安全管理的な要素と、心理教育的な要素、生活支援的な要素の併行的な実施が必要で、支援と介入のバランスをとることが重要な課題となります。そういった意味で、児童相談所、地域機関、施設の機能分担などに関しての連携が重要であると感じていますが、この事例ではそうした機能分担はどのように展開したのでしょうか。

【リコメント】

確かに、リスクが高いのに、外泊させるのは危険がともないましたが、父母ともに、反省の色がみられ、同意による入所ということもあり、外泊を据え置きすることがむずかしかったのが現状でした。当初から CSP の必要性を認識していたので、なにかあれば CSP を使おうということのコンセンサスの形成は各機関を超えてできていました。

この事例では、ケースを動かしていくのは児童福祉司と決めており、施設はサポート機能に努めました。そのため、児童福祉司が CSP を実施するという枠を親に与え、施設が親のために CSP を実施するという立場をとれたため、CSP が実施できたのではないかと考えます。また、施設の子どもの担当の直接処遇職員だけでなく栄養士にも登場してもらったことで、生活支援的な要素にふくらみを持たせることができたと思います。

図 1 親子関係のバッドサイクルからグッドサイクルへ

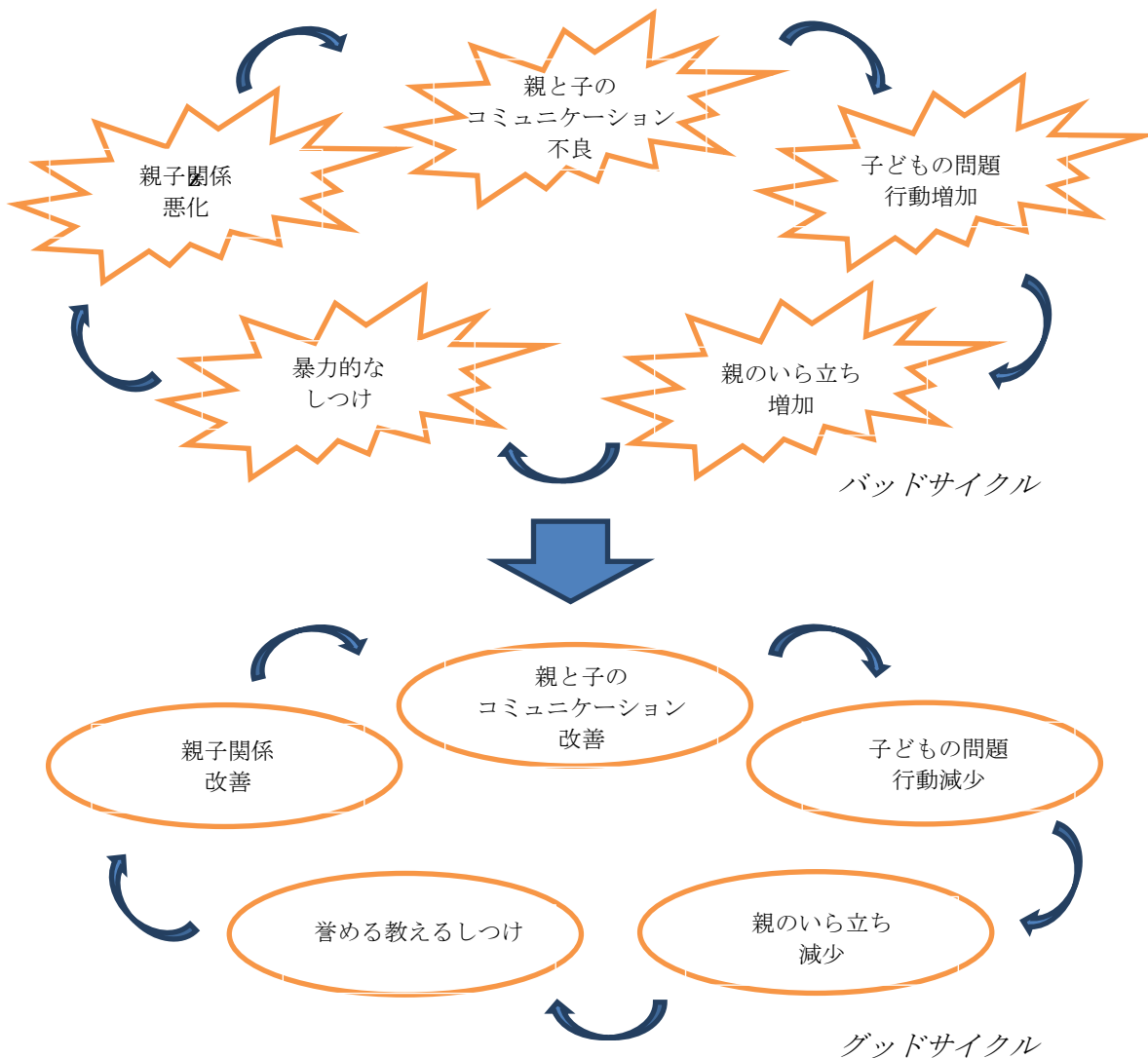


表 1 コモンセンス・ペアレンティングのプログラムとゴール

プログラム	ゴール
①わかりやすいコミュニケーション (行動の観察と表現)	子どもの行動を抽象的な言葉を使わずに、具体的に表現する方法を身につける。
②良い結果・悪い結果 (賞・罰)	行動の後の結果 (親の対応) に注目し、子どもの良い行動を増やし、子どもの悪い行動を減らす方法を身につける。
③効果的な誉め方	効果的に誉める方法を身につける。
④予防的教育法	前もって、子どもに言ってきかせる方法を身につける。
⑤問題行動を正す教育法	子どもの問題行動に介入する方法を身につける。
⑥自分自身をコントロールする教育法	子どもが感情的になって反抗したり、泣き叫んだり、すねたりといった親子の緊張が高まる場面での対処方法を身につける。

乳児院における「親子関係再構築支援」

乳児院の被虐待児の入所理由の多くはネグレクトであり、その原因は母親の精神的理由、又は養育能力不足である。DVによる被虐待児も多い。

家庭復帰する場合、子どもの意思を確認することは困難であり、ほとんどが親の強い希望によるものである。

ネグレクト状態にいた子どもを健全に近い状態に戻すためには、職員との愛着形成が必要である。愛着形成は、職員との強い結びつきとなるため、それがともすると母親や家族にとって子どもに対する気持ちを損なわせる可能性がある。このため面会の時等に、愛着形成が子どもの健全な発達の上で大切であることを家族によく説明しなくてはならないし、子どもと家族との関係が少しずつ深まっていくよう介入しなければならない。また、子どもと職員の健全な関係が母親や家族に波及するような支援も必要である。

母親の精神的理由による入所の場合は、母親の主治医や家族・親族、地域の支援者との連携が必要である。

養育能力不足の母親に対しては、面会を通じて養育指導を行うと共に養育の楽しさや不安を共有するなどの支援を行い、家庭復帰を目指す。母親より子どもの成長が早く母親の養育力の成長が追いつかないことが見られる。この場合は、子どもと母親との適度な関わりを保ちながら、子どもが成長し安全な生活ができるまで、時間をかけて引き取りを行う場合がある。この場合も家族や地域などの見守りが不可欠である。

重篤な身体的虐待で乳児院に入所してくる子どもは、病院での治療が終了し、その後は通院治療を必要とし後遺症を伴うことが多い。そのため家庭復帰にはかなりのリスクがある。しかも、親が自ら身体的虐待を認めることは少ない。

親子関係再構築支援において親との関係作りにはかなりの労力をかけ、親との信頼関係を構築することから始まる。そのためには「虐待する親」としてではなく「親を支える」立場としての役割を意識し、心理担当職員、家庭支援専門相談員、看護師、個別対応職員など、それぞれが専門性を発揮し、連携して支援していかなくてはならない。

子どもの方から声をあげてSOSを発することは難しいため、子どもの状態を一番近くで理解している乳児院の職員が、子どもの代弁者として面会、外出、外泊後の子どもや親の状態などを正確かつ客観的に観察し、関係機関に報告すると共に、関係機関との連携を密に行って家族を支援することが大切であり、家庭引き取り後も継続した支援・見守りを行うようにする。

家庭復帰が困難な子どもについては、子どもの身体的・精神的な回復が一定見られた段階で、里親への措置変更を検討すると共に、児童相談所と連携して、親に対しても、子どもの健全な発達のために、里親委託が望ましいことについて、十分な説明を行い、理解を得るようにすることが重要である。

事例 10

虐待を認めない親への親子関係再構築支援の事例

キーワード：不信感のある母親への対応、母親に対応する職員

【 事例の概要 】

<家族状況>

実父 26歳 会社員

実母 27歳 専業主婦

本児 一時保護時 11か月 男児

父方祖父母、母方祖父母ともに他県在住

<経緯>

救急センターより「乳幼児揺さぶられ症候群」の疑いで、生後 6 か月児の虐待通告があった。外傷はなかったが、頭蓋内出血のため手術入院となった。

児童相談所の調査に対して、父親は「母親が世話をせず、本児が急に泣き出したので、抱きかかえて座ろうとした時に首をきちんと支えていなかったの、敷布団の上で頭を打った。本児が大泣きした後ぐったりしたので、119番した」と話していた。母親は「疲れていて、良く覚えていない」と、児童相談所に敵意を見せ、頑なに拒否的な態度を示した。

入院 1 か月後に、母親の要望で、虐待についてのセカンドオピニオンを得るために、子どもは他県の医療センターへ転院することになった。

転院して 3 か月後に退院可能になった。医師は、「乳幼児揺さぶられ症候群」の可能性は少なく、病院での検査・治療の必要性がなくなったが、入院中の母親の自分本位で、攻撃的である行動傾向から「育児を任せるのは危険」と判断し児童相談所に一時保護を依頼した。父親は同意をしたが、母親は本児の引取りを強く希望し、一時保護に同意しなかったため、児童相談所は、職権で、子どもを乳児院に一時保護委託した。

約 3 か月後に何とか母親が同意をしたため、乳児院に入所となった。

母親と児童相談所との対立関係の中、家庭引取りに向けて施設での母親への支援を行い、一時保護委託から約 1 年後に家庭引取りとなった。

<支援期間> 1年

【 課題 】

1. 家族（特に母親）と良好な関係の構築に努める。
2. 家族が子どもの育ちの安全を保障できる養育を身につける。

【 方針 】

1. 母親から信頼を得るために、母親からの要望で聞き入れられることはできるだけ聞き入れ、難しい時にはきちんと説明し納得してもらう。
2. 母親とともに行動し、子どもへの適切な接し方を学ぶ機会を作る。
面会后、心理担当職員が面接することで事故が起きた背景を意識化する

【 取組 】

職権一時保護の後、母親は児童相談所と対立し、乳児院での養育に対して不信感を抱き、母親が用意した育児日記に子どもの様子を細かく記載することを要求した。また、衣類は母親の用意したものを着せ、汚れた衣類は母親が自宅で洗濯して毎日施設に届けた。面会はほぼ毎日で、職員の本児への対応を細かく観察した。特に健康状態には神経質で、細かな変化も昼夜を問わず報告することを要求し、病院への通院は必ず母親が同伴することを要望した。

育児の情報は豊富で、職員に子どもの様子やそれに対して職員はどのように接しているのかなど細かく質問し、時には指示をした。このような母親の要望にできるだけこたえるようにし、母親は徐々に職員に対して心を許すようになり、本児の成長をともに喜び、約3か月後に正式入所となった。

正式入所後、児童福祉司、心理担当職員、家庭支援専門相談員、看護師、母親との話し合いで、母親の面会は週に2回、1時間以内と決め、日曜日には両親の面会を決めた。面会時には職員が付き添い授乳や沐浴、離乳食介助、遊びなどをともに行った。できるだけ家庭支援専門相談員が対応し、医療、療育については看護師が対応した。面会后週1回、1時間心理担当職員と面談を行った。心理担当職員とは世間話のようなことから始まり、回を重ねるごとに母親は自分の生き立ちや夫婦間のこと、育児の負担などを話すようになった。

外出の練習を目的に（母親の希望でもあるが）、通院や療育など看護師と一緒に出掛けた。通院・療育（訓練）は週に1回くらいのペースで行われた。

【 取組のポイント 】

〔施設対応の視点〕

不信感の固まりのような母親に対して、施設として可能な限り母親の要望を聞き入れ、施設への信頼を得ることに努めた。

〔ルールと担当職員〕

当事者参加の話し合いでルールや担当を決める。

- 1 ルール
 - ①面会は、週2回1時間以内
 - ②日曜は両親面会
- 2 母親に対応する職員
 - ①面接：心理担当職員
 - ②養育面：家庭支援専門相談員
 - ③健康面：看護師

入所して 2 か月後、関係者会議を行い、1 泊の外泊から始め、帰院後、児童福祉司と心理担当職員、家庭支援専門相談員とアセスメントを行い、徐々に外泊期間を延ばしていった。

外泊開始 4 か月後、外泊中の母親より本児が発熱したと連絡があり、帰院した。その後肺炎のため入院となり母親が 2 泊 3 日付き添いをし、付き添い期間中母親の子どもへの対応の仕方に問題はなかった。児童福祉司もそれを確認している。それ以後外泊期間を 1 週間、10 日間、2 週間と徐々に延ばし、外泊期間中に必ず何度も児童福祉司が家庭訪問し、家庭での様子を観察した。子どもは両親に愛着行動を示し、両親は協力して育児をする姿が見られた。緊急一時保護後、約 1 年で療育センター、保健師などと連携を取り、乳児院のショートステイ利用などの手続きを行い、措置停止期間を 3 ヶ月として、家庭引取りとなった。

【まとめ】

母親の同意を得ないまま、しかも母親の不在中、子どもを強制保護したことによる不信感の塊のような母親に対して、施設として可能な限り母親の要望を聞き入れ、できないことはきちんと理解を得るよう説明をし、施設への信頼を得ることに努めた。

母親は、初めは職員の話を録音して確認し、子どもの対応について一つ一つ指示していたが、子どもの変化に伴って、徐々に気持ちは和らいでいったように思う。また母親に対応する職員を決め、いつも同じ職員が対応したことも母親の信頼を得る結果につながったように思う

面会後の心理担当職員との面接も母親にとっては自分の育児の負担を訴える場となり、安心していろいろなことを話した。心理担当職員は、母親のその時その時の心情を現場の職員に伝え、母親に対しての対応のアドバイスをした。母親は育児の負担や、生い立ちの中で抱える辛さなどを共有してもらえ心理担当職員を自分の母親のように慕っていた。

また、看護師についても、通院や療育に同伴してもらい心理担当職員同様母親のように慕った。

児童相談所や療育センターと定期的に関係者会議を行い、母親の様子を報告し、母親理解に努めた。母親は子どもに対して可愛いという気持ちと育児の知識は豊富だったが、性格的な問題と夫婦間の問題、育児に対してのストレスなどを抱えていたように感じた。

入所当初は自分本位で一方的に自分の要望を突き付けてきていたが、面会、心理士との面接を重ねることで、乳児院が決めた約束事や時間など守ることができ、人に合わせるができるようになったことは母親の大きな成長であった。

乳児院は母親に寄り添う側に立ち、児童相談所は指導的な立場になったため、最後

まで児童相談所には心を許すことはなかった。

本児入所期間中に第 2 子を妊娠し、家庭引取り後に出産した。家庭引取り後、どんな時でも、ショートステイを利用してよいことを約束し、夜間でもいつでも困ったときは連絡するよう話して家庭引取りとなった。第 2 子は問題なく育児をしていて、時々子ども二人を連れて遊びに来る。

【 コメント 】

母親の自己中心性や攻撃性のコントロールについて、どのように改善の支援をされたのでしょうか？

【 リコメント 】

一時保護当時、母親は被害者意識が強く、周囲から批判されていると強く感じていた。

また育児の不安と夫婦関係の不安で、もともと自己中心的な性格はあったと思うが、より強く表れたように感じた。面会や面会後の面談はきちんと枠を決めて、それ以外は認めないという決まり事を定め、枠を崩すことなく行った。面会後の心理担当職員との面談の中で、少しずつ乳児院のスタッフは味方という意識が強くなり、困ったときには助けてもらえるという気持ちが出てきて、性格はマイルドになってきた。

児童相談所は母親に指導的立場に立ち、かかわり方の指導を、乳児院の関係者たちは虐待をする母親という意識を持たず、母親に寄り添うかかわりをするという役割分担をしたことがよかったのではないかと思う。

【 コメント 】

帰宅後の支援の体制はどうだったのですか？乳児院はどういう役割を果たしましたか？

【 リコメント 】

帰宅後も療育は必要だったので、療育センターとの連携と、保健師との連携を行った。乳児院は、退所後電話での様子うかがいを月 1 回行い (3 か月間)、第 2 子出産時、ショートステイを利用した。第 2 子は問題なく育児をしている。

母親はそれ以後も、子どもを連れて乳児院に来て、子どもの成長を誇らしそうに話す。児童相談所が社会的枠組みを示す父性的な役割をし、乳児院が親身になって寄り添うという母性的な役割という分担を行えたことが、この母親には有効だったのかと思う。

事例 11

虐待をした母親が、生い立ちの振り返りを行って、自己肯定感を高め子どもの家庭引き取りに至った事例

キーワード：母親の生い立ちの振り返り、地域とのつながり、親族へのアプローチ

【 事例の概要 】

<家族状況>

実母 25歳 無職
本児 生後3ヵ月に施設入所
曾祖母 58歳 会社員

<経緯>

母親からの身体的虐待を受け、警察から児童相談所へ身柄付き通告。子どもは乳児院に緊急一時保護となる。母親は警察に拘留後、パニック状態があり精神科を受診するが入院とはならず帰宅。その後、大量服薬をするが一日入院で帰宅となる。

子どもは顔面の腫れ、アザがあり病院に受診する。検査の結果、異常なしとの診断を受ける。

家庭での本児の養育は曾祖母が全面的に援助する中で成り立っており、今回の虐待は継続的に行われたものではなく、母の対人的なストレスによって引き起こされたパニック障害による一過性の虐待であった。

児童相談所は本児がまだ乳児であることや母親の不安定な精神状態、育児能力を危惧し、施設入所と判断した。しかし、母親は虐待の事実は認めたが、本児の引き取りを強く望んだ。児童相談所が、施設入所を拒み続ける曾祖母と母親に、引き取りに向けてクリアするための条件を提示することにより、施設入所の同意を得ることが出来た。このため、児童相談所は、入所当初から家庭復帰に向けての支援方針を立て対応した。

本児は乳児院での養育で成長し、大人の感情を読み取り相手に合わせる力を持っており、母親の状態に合わせて甘えたり、欲求を抑えたりすることが出来る子どもである。母親の育児が十分でないことを認識した上で、曾祖母や保育園、地域の支援体制を整え、3歳前に家庭引き取りとなった。

母親の家事・育児能力は十分改善されたとは言えないが、曾祖母の助けを借りながら頑張っている。引き取り後のアフターケアを児童相談所、乳児院、児童家庭支援センターが行っており、家庭訪問や母親の相談に対応している。

<支援期間> 2年9ヶ月

【 課題 】

1. 親の課題
 - ①精神的安定及び病気の継続治療
 - ②養育態度の改善と子どもの発達の理解
 - ③生活の自立
 - ④家庭復帰後の地域の見守りと支援体制づくり
2. 子どもの課題
 - ①発達の保障
 - ②人間関係の構築
 - ③母親との関係性の構築

【 方針 】

- ・家族再構築に向けて児童相談所が家族に対して支援プログラムを作成し、児童相談所CWと施設の家庭支援専門相談員とが協働し取り組む。
- ・入所当初より家庭引き取り後の生活に向けて地域の支援機関との連携を行う。
- ・子どもの愛着形成を乳児院の担当職員が行う。

- 1-① 定期的な面談、通院投薬の促し
- 1-② 児童相談所による定期的な養育プログラムの実施
施設での面会時の育児参加
- 1-③ 経済的自立に向けての資格取得
祖母に依存している家事の分担
- 1-④ 地域の子育てサロンへの参加
親の居住地での予防接種や発達検査の受診
地域保健師との顔繋ぎ、家庭訪問の実施
- 2-① 乳児院での養育
- 2-② 担当職員との愛着形成
- 2-③ 面会、外泊等により母親との関係を構築する

<支援の内容>

- a. 母親の生い立ちの振り返り作業をする。
- b. 母親のストレス要因を明確にし、良好なストレス解消法を一緒に考えていく。
- c. 定期的に通院するよう促し、定着させる。
- d. 経済面や生活面の自立への様々な支援を行う。
- e. 面会、外出、帰省等により、親子関係の構築を行う。
- f. 母親の居住地の関係機関との連携を取り、引取り後の支援体制を作る。
- g. 子どもの愛着形成、親子のゆるぎない信頼感を形成する。

<役割分担>

- ・ 母親、曾祖母との面談の際、児童福祉司と施設職員がそれぞれ役割を分けて聞き役となる。
- ・ 施設職員は児童福祉司に話せないことを聞き、寄り添う役割を担う。
- ・ 面会、外出、帰省時等の制限を児童福祉司が伝え、介入的役割を担う。
- ・ 地元関係機関に母親の自立に向けての支援や親子の居場所づくりの役割を担ってもらう。

【 取組 】

児童相談所の児童福祉司と施設の家庭支援専門相談員による母親及び曾祖母との面談(月2回)を行い、母親の過去の振り返り作業、課題や問題点の整理、将来の生活設計等を行った。

<振り返り作業>

振り返り作業の中で、母親は厳しいしつけの中で育てられたこと、小学生時代のいじめ、小中学時代の不登校、そして思春期に実母の存在を知らされたことから大量服薬、高校退学、男性遍歴、未婚での妊娠・出産に至った痛々しい過去が語られた。これらの出来事は母の中で生々しく息づいていたため、過去のこととして整理し、前向きに自立して生きるための手立てを一緒に探す作業を行った。

<親子関係の構築>

子どもとの関係構築のためには定期的な面会を行い、面会時には育児参加を積極的にしてもらった。面会時間は母の生活が昼夜逆転しているため午前中に行うこととし、その結果、母の生活は朝方の生活に切り替えられた。

母親は乳児期の子どもの世話はできたが、厳しく育った母は子どもの成長過程での要求を受け入れることが困難だった。子どもが歩行完成してからは抱っこを要求する子どもに「ひとりで歩けるやろ!抱っこはしない!」「靴は自分で履け!甘えるな!」等々の言葉が聞かれ、このようにして母親は子ども時代を育てられたのかと感じさせられた。子どもの要求を受け入れようとせずしつけようとする態度は子どもを傷つけ、母親を拒否する子どもに育つ危険性をはらんでいた。

職員は母親を否定せず、「お母さんが大好きやから、抱っこして欲しいと・・・。」「靴は履けるけど、今はお母さんに履かせてもら

【 取組のポイント 】

〔親の生い立ちの整理〕

子どもと向き合うために、母親が自分の親や周りの大人、世の中に対する不平不満を表出し、自分自身の生い立ちを整理できるように支援した。

〔母親へのアプローチ〕

母親を否定せず、肯定的な声かけを心がけ、子どもの気持ちに沿った、本当にとって欲しい行動を母に示唆する関わりを続けた。

「いたいみたい、可愛いね。」等の肯定的な声かけを心がけ、子どもの気持ちに沿った、本当にとって欲しい行動を母親に示唆する関わりを続けた。長期間を要したが、葛藤する様子もなく子どもの要求に応じる母親の姿が見られるようになり、子どももそんな母親に素直に甘えることができるようになっていった。

母親より施設職員を求めていた子どもも、2歳過ぎる頃には母親を追い求めて泣く姿が見られるようになった。

<親族（曾祖母）へのアプローチ>

曾祖母は仕事をしながら経済面を支え、家事、子育てのほとんどをこなしており、母親が生活全般を曾祖母に依存している状態が見受けられた。曾祖母に母親の生活面の自立に向けて家事や育児の分担をしていくことを勧め、具体的な家事分担を一緒に決め実行してもらい、面談時に確認していった。母親ができないと直ぐに代わって家事育児をしてしまう傾向はなかなか改善されなかったが、毎回、繰り返し必要性を話し、母親が実行できたときは評価する方法を実施していった。

<地域との繋がり>

家庭支援専門相談員が母親の居住地の子育て広場や健康診断に同行し、人間関係を取るのが不得手な母親と保健師等との橋渡しを行った。家庭への外出、外泊は児童相談所、施設が家庭訪問で家庭状況を把握した上で開始し、状況を確認しながら泊数を増やしていった。

<母親の自立支援>

子どもが1歳を過ぎるころ、母親は面談の中で「人のためにできる仕事をしたい」と話し、ヘルパーの資格取得を目指すこととなった。地域の学習指導員が基礎学習を担い、低額で取得できる制度を利用して半年かけて取得することができた。半年間の学校の仲間との交流は、母親が失っていた学生時代を取り戻す機会になったように思う。その間、関係機関は母親の自尊感情を高める関わりを続けた。

就職し頑張って勤務をこなしていたが、持病の腰痛が悪化し仕事の継続が不可能となり退職を余儀なくされてしまった。無理のいかないうちの短時間の仕事に就くしかないと言われたが、そのことを母親は受け入れアルバイトを行っている。

【まとめ】

母親は子どもへの虐待を認め、悔やんでいるが、ストレスを内に溜めやすく、そのストレスを衝動買いや暴飲暴食、他者への攻撃性、多量服薬という手段で発散してしまう傾向があり、感情のコントロールが上手にできない。これらの背景には複雑な成育歴を持ち、心に大きな傷つきを抱えていることがある。また、いじめ、不登校も経験しており、自己肯定感が育っていないと考えられる。

母親が生い立ちの振り返りをしていく中で、自分の親や周りの大人、世の中に対する不平不満を表出でき、自分自身の生い立ちを整理できたことは、その後の子どもとの向き合いのために必要な作業であった。

子どもとの生活を可能とするために、母親が変化しようとする努力は評価に値するものである。しかし、母親は今後、子どもの成長に伴って安定的な養育ができる状況とは言いがたく、家族の助けだけでなく、今後も継続的に関係機関、施設等の支援が必要である。

【コメント】

家庭復帰後の支援において、要対協（要保護児童対策地域協議会）がどのような役割を果たしているのでしょうか？

【リコメント】

直接的な関わりは保育所と保健センターが担うように調整し、要対協は情報集約と児童相談所との連携の要として機能しています。

【コメント】

母親の課題は、知的能力面でのものなのか、発達障害面でのものなのか、あるいは精神面でのものなのか、どうお考えですか？

【リコメント】

母親の育ちから来る自己肯定感の低さ、様々な傷つきからの精神面での課題があると捉えています。不登校による学習不足はありますが、知的レベルは低くないと母親とのやり取りで感じています。

精神科ではパニック障害やうつ症状の診断を受けています。精神面の不安定さや曾祖母や男性への依存性は高く、育児の肩代わりをしてくれるくらいの存在が無ければ子育ては困難な母親と判断しています。曾祖母の存在があればこそ家庭引き取りが可能となったケースです。

【コメント】

この事例から学んだことは、母のヒストリーが少なからず子どもの養育に影響を与えていることで、虐待の世代間伝達が生じている場合、①母親の歴史を整理することで、自身のヒストリーが子育てに影響を与えていることの気づき ②子どもの気持ちを代弁しつつ、母親の養育の肯定的側面に注目することで、よい子育てを拡大し ③母親としての自尊感情を高める支援を実施したことだと思います。

精神的に不安定なお母さんに寄り添い子育てを応援している素晴らしい実践だと思いました。私の勝手な理解もあるのですが、この事例の中で私が特に教えられたのは、お母さんが生きてきた歴史を支援者とともに丁寧に紐解き、整理することで、お母さんがこれからの人生を自分自身で生きていくための未来に目が向いていったことなのではないでしょうか。

そして、母親が子どもの発達に応じたかかわりができず、また、子どもの依存欲求も受け入れられず激しい言葉で返している場面でも、そのことを否定するのではなく、子どもの気持ちを代弁し、母親を求めていることを伝えたり、「本当はお母さんが大好きなんだよね」とリフレイムし、唯一無二の存在としての母親の存在を肯定していることが素晴らしいと思います。このような対話は、まさに今子どもとかかわっている瞬間に臨場している支援者だからできることで、施設職員だからこそできる支援だと思いました。

さらにお母さんの育児の否定的な側面に目がいってしまうのを、どんなに小さな変化でも目ざとく見つけて、それを引き出し広げるかかわりをしている事が優れていると思います。

短い事例の中で、お母さんの自尊感情が少し高まっている様子が伺えます。私の勝手なストーリーになっている部分もあると思います。細かなことはいろいろ聞きたいのですが、ひとつ質問させていただけるとしたら、この事例の中で支援者としてもっとも大切にしてきたことは何か、是非教えていただきたいと思います。

【リコメント】

子どもに不適切な対応をしてしまう母親ですが、支援者は母親が何ゆえにそうなっているのかを知り、理解する事がまず必要と思いました。母親を否定することなく批判することなく、母の良いところを評価して伝えることに力を注ぎました。大変な生い立ち、大人からの裏切りの中で人間不信に陥っている母親に、信頼できる人との出会いを通して、自己肯定感、信頼感を培って欲しいと思い母親と接してきました。

子どもを傷つけたい親はいない、愛していない親はいないと思います。子どもへの適切な関わりを知らない、愛する術を知らない、良好な関係性の取り方が分からない母親が居ただけです。しかしこれらは幼少期から育まれてこそ身につくものなので、今からこの母親が習得するのはとても厳しいことだと思います。故に子どもに世代間の連鎖が起きないように食い止める事が大切と考えます。そのために子どもに対しては親から育まれる愛着形成を担当職員が代わって築き、「愛されるために生まれてきた」

事例 11（乳児院）

ということを子どもが感じられる関わりを乳児院が担いました。自己肯定感が育った子どもをより良く変化した母親と結び付けていきたいと思いました。

私たちは親になることはできません。永続的に子どもを養育することもできません。今の育ちを保障し、将来に向けて子どもの最善の利益を考え支援してきました。

事例 12**障害の受容を支援し、家庭復帰となった事例**

キーワード：障害の受容、母親を支える父親の支援、障害児の親の会

【 事例の概要 】**<家族状況>**

実父 40歳 会社員

実母 38歳 教員

本児 生後2カ月で一時保護委託、生後3カ月で入所となる

<経緯>

母親は分娩時のトラブルにより障害児となった本児の育児に疲弊し、さらに日を追うごとに重症化する状況を受け入れられず施設に預ける選択をする。出産当初は障害がはっきりせず、育てにくい子どもという認識であったが、日を追うに従って育てにくさは強くなり痙攣を起こすようになった。月齢を追うにしたがって顕在化し、てんかん、脳性まひの診断を受けるに至った。

妊娠期からかわいい赤ちゃん像を思い描き出産した母は、障害のある現実の赤ちゃんを受容する事が難しかった。子どもを受け入れられず苦悩する母親と素直に受け入れられる父親の葛藤の中で、障害の受容と家庭復帰に向けての支援を行い、家庭引き取りが可能となった。

<支援期間> 10ヶ月

【 課題 】

母親の障害受容と本児の養育のための親機能の充実、支援体制作り

1. 本児の障害の進行と重度化
2. 障害児ゆえの養育の困難さ
3. 母親の精神的安定
4. 母親の障害受容と愛着構築
5. 父親の不在時の母の育児不安
6. 父親の精神的安定

【方針】

客観的な情報の提供と父母に対するサポート的な面接により、在宅養育を目指す。

1. 専門的な医療機関の選択及び受診と日々のケアを両親と共に考え対応することで、児の障害の理解と受容を目指す。
- 2-1 「障害児の親の会」を紹介し、家庭養育している状況を知る機会を持ち、同じ悩みを共有できる仲間づくりを促す。
- 2-2 「障害児のための相談会」に両親を誘い、様々な支援や機能の存在の理解をするなかで希望を持てる機会とする。
3. 母との面談の機会を持ち、母の心情を聴き取り寄り添うことで母の精神的安定を図る。
- 4-1. 面会を促し、児と出会う機会を多く作る。その際、負担感を持たず楽しめる育児参加ができるようにし、可愛いと思える場面を増やす。
- 4-2. その子なりに発達している姿を見聞きすることにより、子どもが発達する喜びを感じてもらい、親としてできることがあることを理解してもらう。
5. 父親が不在時の帰省は母親の安定している時期に行い、電話や訪問をすることで不安感を減少させ母親だけでも出来るという自信を持たせる。
6. 父親が必要以上に自分を追い詰めないように、父親の相談役となる。

【取組】

＜施設職員の支援＞

- ・面会時や電話で母親の相談相手になり、吐き出されていない母親の思いの聞き役となった。母親は妊娠期の事、分娩時のトラブル、出産後の育児負担、障害が進行していくことへの不安感、障害を持つ本児を受け入れきれない思い等々を繰り返し話した。
「この子がお腹にいる時、かわいい普通の赤ちゃんを想像していた。高齢出産だったので妊娠前検査もして大丈夫と言われていた。それなのに、障害のある子どもが生まれてしまった。」「普通になるだろうか？普通の子であってほしい。治るだろうか？」
- ・面会時に母親の精神的な負担が少ない育児(抱っこ、マッサージ、赤ちゃん体操、児が落ち着いているときの授乳、援助しながらの沐浴等)に関わってもらい、母親の頑張りを高く評価し母親の自信回復を目指した。
- ・リハビリや病院通院への同行を促し、一緒に行くことにより本児の状態の把握とリハビリの手技を身につけてもらうことが出来た。次第に面会時にリハビリを熱心に行う母親の姿が見られるようになった。
- ・母親の精神状態を考慮しながら、父親が育児参加できる日に帰省

【取組のポイント】

〔カウンセリング〕

カウンセリングと平行して具体的なスキルを体験することで、不安を解消して行った。

〔システムとしての家族支援〕

家族システム、両親の役割と機能を意識して、両親をサポートして行った。

を促す。父親は母親を支えながら育児や家事を手伝い、定期的な帰省ができるようになった。

- ・父親は妻に負担をかけまいと父親自身のつらい思いを話せてないためストレスを溜める傾向があった。父親のみでの面会時に話せる雰囲気、時間を作った。父の言葉「父方祖母が父親自身の子ども頃から精神的な病気があり目の前でパニックになったり、病院に運び込まれたりすることが何度もあった。そのためか自分は病院が苦手で、病院に行くときとても緊張する。妻には心配させるので言えない。大丈夫に装っているがしんどい。」等々。父親は話すことで前向きに考えていこうとする力を得ることができたように思う。

< 児童家庭支援センターの支援 >

- ・父親、母親と面談する機会を持ち、ゆっくりとそれぞれの思いを傾聴し受容する。
- ・障害児の相談会と一緒に参加し、障害児やその家族と出会い、話す機会を持つ。障害児であっても受容し、子どものためにと頑張っている親たちの姿を見て、父母間でそのことに関する会話がでて、前向きに考えようとする様子が感じられた。母親は重度の障害を持つ子どもの母親と話をし家を訪問する約束を取り付けた。
- ・帰省中、母親の負担が大きくなった時は母親から連絡を得て、家庭訪問や子どもを乳児院に連れていく役割をする。
- ・家庭で本児と同じ様な障害を持つ子どもを育てている家庭に母親と一緒に訪問させてもらい、母親同士で思いを共有できるよう支援する。また、家庭での育児状況を知る機会をもつ。
- ・家庭引取り後も引き続き支援を行い、母親の相談相手になる。

< 児童相談所 >

- ・乳児院から家庭復帰が難しい場合のために、本児が利用できる施設や病院を探す。

< 退所後の支援に向けて >

- ・退所した後に家族をサポートできる障害児の支援機関や障害児の親の会を紹介し、親の負担を軽減でき、一緒に悩みを共有できる人達と繋げた。今では父親が障害児の親の会の中心的な存在として活動している。

〔保護者のレスパイト〕

保護者の状況に合わせ、支援者が親機能を肩代わりをしたり、見通しを持ってもらえる機会を提供し、在宅養育に向けた意欲を継続させた。

【まとめ】

妊娠期、可愛い赤ちゃんのイメージを思い描いていた母親は、「こんなはずでは」と障害のあるわが子を受け入れ難く、受け入れられない自分を責め、現実に向き合う事ができず苦しみ、葛藤する日々であった。

父親は現実を受け入れることができたが、母親の精神状態を思いやり、母親の障害受容ができるまで、傍でサポートを続けた。

母親は、つらい思いを吐き出すことや障害を受け入れ育児をしている親たちと話すこと、実際の障害児の家庭での育児を見ること、障害支援内容を理解すること、障害があっても頑張っているわが子の姿を目にすることで次第にあるがままの本児を受け入れることができるようになっていったと考える。

家庭引取り後も支援者、支援機関との関係があって、家族が孤立しない支援体制ができたことも家族の安心につながった。

【コメント】

適切なアセスメントと支援が行なわれ効果的な支援をされ、比較的短期で家庭復帰となっていますね。保護者が在宅養育に向けた入所・支援の流れに乗っておられるように思いますが、どのようにサポートされていたのですか？

【リコメント】

当初は両親の思いに共感することに徹して支援していきました。両親には分娩時のトラブルがあったため医療機関への不信感が強くありました。また、障害への受け入れがたい気持ち、将来（障害児を抱えての生活）への不安、子どもを愛したい気持ちと受け入れ難い気持ちの葛藤、障害を受け入れられる父親の妻への思いなど、両親それぞれが様々な思いを抱えていました。

親の子どもへの拒否的な思いや医療を批判する気持ちを否定すれば気持ちは吐き出せなくなってしまうので、その思いを吐き出してもらい、受容することから支援を始め、両親がそれぞれの生い立ちの中で抱えている問題を表面化することも出来ました。

繰り返し、繰り返し話を聴き、気持ちに寄り添いました。そして少しずつ前向きに考える機会を提案し、具体的な支援に繋げて行きました。私たちが決めることではなく、親が決断するために寄り添い、決断するための様々な材料を提示しました。

障害があっても受容でき、わが子をいとおしい存在として愛することが出来た時の親の穏やかな表情は、葛藤の最中の表情とは雲泥の差がありました。

【 コメント 】

障害のある本児の養育で施設が苦勞された点はどんなところでしたか？

【 リコメント 】

本児は反り返りが強く、反り返ってしまうと泣き続けてしまうため、丸く抱っこする体制を確保するようにしました。一日の中で反り返る回数や時間が段々と多くなっていきました。四肢の緊張が強くミルクを飲むことに困難さがあり、哺乳時間は通常の子どもの2~3倍を要する状態でした。生後4カ月ころから痙攣が頻発し、脳波検査の結果、てんかんと診断され投薬が開始され、生後8カ月頃には脳性まひと診断されています。体調を崩すことが多く入退院を繰り返し、昼夜を問わず筋緊張が起こり1対1の対応が必要となり、宿直体制を取って本児に対応する職員を一人確保する必要がありました。

訪問看護も入れ、なおかつ定期通院が週2回以上必要な状態。離乳食が開始になると授乳時間と同様に食事時間に多くの時間を要しました。

母の面会時には、負担がかからないマッサージやリハビリに関わってもらい、母の精神状態が安定している時には授乳や離乳食介助、入浴に関わってもらうようにしました。

事例 13

育児不安のため、三度の一時保護後、入所となった事例

キーワード：産後うつ、育児不安、一時保護

【 事例の概要 】

<家族状況>

実母 38歳 産後うつ病

実父 32歳 うつ病のため休職中

本児 0歳5か月（妊娠35週目に前期破水のため帝王切開 出生体重1,906g）

<経緯>

母親が妊娠中に、父親はうつ病になる。父親が休職したため、父親の実家に同居するようになった。妊娠中も大きな夫婦喧嘩が何度もあったため、母親は離婚を考えるようになる。母親は、父親や父方実家との関係がさらに悪化して、家に帰れず、ホテルなど転々と過ごしていた。

母親は、育児に対する不安が強く、病院では出産後も、母子同室で育児の練習を行った。退院と同時に転居したが、母子の生活を心配した病院から、転居先の保健師に連絡があり、母親の精神的不安によるネグレクトが危惧されるケースとして児童相談所がかかわった。本児は体の緊張が非常に強く、抱くと体を反らせ泣いて嫌がる。ミルクも飲みたい様子であるが落ち着いて飲めない。目が合わない。多動で何処へでも這って移動する。眠ることも大変で、入眠時激しく泣き、夜間何度も目覚めて、奇声を上げる。離乳食にもつまずいていた。

本児が5か月の時、育児不安という理由で、乳児院において一時保護することになったが、2週間で家庭引取りとなる。その4か月後に再度、育児不安のため一時保護するが、6週間で再び、家庭引取りとなる。その5日後に母親の状態が悪いため再度一時保護となり、6か月後、乳児院への入所となった。（現在、正式入所後約1年間が経過している。）

母親は離婚による経済的な不安と、「子どもを自分で育てられなくて申し訳ない。」という気持ちでなかなか立ち直れない。母親の気持ちに負担をかけないように見守りながら面会を続けている。

<支援期間> 1年6ヶ月（継続中）

【 課題 】

1. 愛着形成に努める。
2. 母親は安定した気持ちで面会をする。

【 方針 】

1. 落ち着いた環境で、個別の対応に心がける。
2. 面会は無理のないよう、日時の約束をして、心理担当職員が同席して行う。

【 取組 】

最初の一時保護の時、母親が「この子は離乳食を食べない」と訴えていた。3回目の一時保護の時、1歳であったが離乳食中期から始め、約4カ月かけて幼児食になった。しかし断乳ができなかった。

夜間、3時間ごとに目覚め、ミルクを欲しがる。午睡時も食後にミルクを欲しがり、「キーキー」と奇声をあげて要求する。初めは、母親にしっかりと抱かれて授乳されていなかったことに対する取り返しの行動と思いつけていたが、さすがに2歳過ぎると習慣になっているのでは？と感じるようになり、職員も気持ちを同じくして断乳に取り組んだ。現在2歳6か月でやっと断乳できた。

多動で、周囲のいろいろな刺激に反応していたため、できるだけ刺激の少ない環境を提供し、集団の遊びもあるが、そのあとは必ず刺激の少ない部屋で、個別に遊ぶ時間を作りクールダウンに努めた。個別の対応で、アイコンタクトが少しできるようになり、本児の気持ちが大人に伝わるようになってきた。思い通りにならないときは「キーキー」と奇声をあげて思いを通そうとしていたが、少しずつ意志の疎通ができるようになり、奇声を上げる回数が減ってきた。大人を求める姿も出てきて、困ったときは大人に訴えてくるようになる。また大人と遊ぶことも楽しむようになった。体の緊張感はなかなか取れないが、抱っこやおんぶを自分から求めてくるようになった。

母親は一時保護の時から「子どもを自分の手で育てられない」ことへの悲しみが強く、無理をして引取りを繰り返していた。入所後面会に来てもただただ泣くばかりで、「泣いてはだめですよ」と言いながら泣くという状態だった。面会を毎日したいと希望するが、話し合いの結果2週間に1回、30分の面会で心理担当職員が同席することで納得した。1回目の面会時、母親はハイテンションで本児に働きかけるが本児は拒否的。「自分が弱いので強くならな

【 取組のポイント 】

〔育児不安の理由〕

- ①断乳できない
- ②多動である
- ③身体の緊張が取れない

「泣けばいけない」などネガティブな発言が多く、涙が出そうになるが泣くことはなかった。

面会時、子どもの成長を喜ぶ半面、自分がそれに対応できないことに悲観的になり、泣き叫ぶ子どもをなんとかなだめようと頑張った。面会時に玩具を持参したり、本児の行動の意味を質問したりして子どもを理解しようとするが、本児が母親に抱きついたりすると母親は異常に反応し抱きしめて号泣し、「うれしくて涙が出てしまった。ごねんね。もう少し抱っこさせてね」と嫌がる本児を抱き続け、降ろしても激しく泣く本児をあやすことができず、母親は不安が増大していった。見守っている心理担当職員が子どもの気持ちを伝えながら、母親に子どもとのかかわり方を助言した。

面会開始 3 か月後、面会時間をすこし延長したいとの希望で 1 時間とした。相変わらず子どもに対してネガティブな発言が多く突然ひっくり返って泣き叫ぶ子どもを見て「私が触ると泣く」「私が急に来て居なくなり、また急に来たりするからいやなのか？」など発言する。母親に「泣かれると拒否されたように感じるかもしれないが、定期的に必ず会いに来てくれるお母さんがいることは子どもにとって大切なこと」であることを伝えた。

1 時間の面会 2 回目に子どもにチックのような症状が出始めた。その後母親は体調不良を理由に面会を約 1 か月半休む。しかし必ず、電話で面会できないことを伝えた後に、子どもの様子を伺っていた。母親は、自分が精神的に一杯一杯であることを告げる。施設としては面会できなくても、母親の話はきちんと聞くことを伝える。

久しぶりの面会日、母親は見違えるほど太っていて髪を短くしていた。面会は子どものことより自分のこと「会社を解雇された。離婚成立し親権は自分がとった」などの話が中心だった。面会終了 15 分くらい前「離れるのがつらい」と言い、時々過呼吸になることもあると訴えた。

母親の面会時の緊張が子どもにも伝わるのか、面会終了間際に子どもの背中が猫背のようになり首が斜頸のように傾いたまま歩行が困難な状態になった。それを見た母親は「親の前で緊張するなんて」と涙。その後また面会に来ることができなくなった。

母親は精神科に通院し保健師とも連絡を取っている様子。親族で頼れるのは、母親の弟だけで、遠方に住んでいる。精神的にしんどくなると誰とも連絡を取らなくなる母親だが、唯一当院の心理担当職員にはきちんと連絡をしてきた。

子どもはどんどんと成長発達するが、母親はそれに追いついてい

〔育児不安への対応〕

- ①心理担当職員が見守り、子どもの気持ちを伝え、子どもとのかかわり方を助言する
- ②職員は母親が面会をできなくても話をきちんと聞くことを伝える
- ③心理担当職員にだけは他に連絡しなくても連絡ができるようにする
- ④面会中止の連絡があっても次回の面会の約束をして待つことを伝える

ない自分を責めてしまい悲観的になってしまう。また、本児の発達検査の結果、発達の遅れを指摘されると 2 か月くらい面会に来ることができなくなってしまった。母親から面会中止の連絡があっても次回の面会の約束をしていつでも待っていることを伝えた。

面会で子どもの発達に一喜一憂しながらも母親は引き取って子育てをすることを望み、職業訓練を受けることを決めている。

【まとめ】

面会時の母親のネガティブな発言に子どもが反応するために、母親に子どもの気持ちを伝え、子どもとうまく付き合えるよう、また母親が少しでも子どもと上手に応答できたときはほめながら面会を進めている。母親の顔をじっと見つめると母親は「うれしい」と涙する。そうすると本児はパニックのように泣きわめきはじめ、母子で混乱状態のようになる。

本児の混乱型の愛着パターンに対して個別で刺激の少ない環境を整えることで、本児の行動がまとまり、人との関わり方にパターンができてきた。

子どもの行動パターンを母親に伝え、母親が子どもと同じようにパニックにならないよう、母親に子どもの接し方の見通しを伝えた。

子どもに環境設定が有効だったように、母親にもある程度の面会の環境設定をし、頑張りすぎないように伝えた。

現在、母親は、心理職員との信頼関係が良好で、その他の関係は状態が悪くなると閉ざしてしまう。今後より多くの機関との信頼関係を築いていけるよう援助が必要と考える。母親は早く自立して子どもと一緒に暮らすことを望んでおり、職業訓練を受けることにしている。ストレスに弱い母親が職業訓練を継続できるか不安もあるが、見守っていききたい。

【コメント】

母の精神的な不安定さと子どもの発達の遅れ等の課題があいまって、母子関係がうまくいかない事例に対して、双方の課題に取り組んだ事例と感じました。

心理職が専門職であるという立場を利用して、面会時に子どもの気持ちを母に解説させる取り組みは、母の自信のなさや自己肯定感の低さに配慮したものと思われ、またそのような助言が母に受け入れられ、少しずつ功を奏して来ていると感じます。

母の精神的不安定については、地域の保健師がかかわっているようですが、そういった地域支援機関との連携や課題の共有などは、どのように行ったのでしょうか。

【リコメント】

母親は精神的に不安定になると他機関との連絡を閉ざしてしまい、唯一乳児院の心理士に面会について連絡してきます。その時母親が自分の気持ちを自分から話すので、母親の状態を児童相談所や、保健師等に情報を提供し課題の共有を図っています。

事例 14

両親・親族がダウン症児を受け入れることができず里親委託になった事例

キーワード：障害の受容、里親委託

【 事例の概要 】

<家族状況>

実父 31 歳 会社員
実母 38 歳 会社員 (父親と同じ会社)
姉 4 歳
本児 0 歳 ダウン症

<経緯>

1 か月早産 (2,516 g)、低血糖、下血、ダウン症が疑われるため他の病院に転院した。転院先で、父、母方祖父母にダウン症であることが伝えられ、母親は 3 日後に本児と面会するが、ダウン症様顔貌に気づき泣き崩れる。医者が両親に説明すると、表情暗く受け入れがたい様子だった。

その後父親から病院へ電話はあるが面会はなく、生後 16 日目に父親の面会があったが、母親は精神的に不安定で、精神科の薬を服薬中。子どもの障害を受け入れられず、児童相談所に施設入所を希望する。入院中の病院では母親に写真などを送り、子どもの様子を伝え受け入れを待つ。父親は生後 37 日目頃より面会に来るようになり、沐浴や授乳など積極的に行うよう勧めたが、かえってそれがプレッシャーになってしまった。そのため看護師は見守る程度にした。

父親は面会時涙が出るが、抱っこなど行い 15 分くらいの面会で、母親は生後 68 日目。父親とともに面会するが、抱っこを勧めると、終始涙で「大きくなった」と言い、抱っこはしなかった。生後 83 日、乳児院入所。母親は無表情で抱っこは全くせず、ベビーバスケットの中に本児は寝ていた。父親だけ問いかけに答えた。初めての面会は入所後 6 か月目。クリスマスプレゼントを持ってきたが、ただ涙だけで抱っこはしなかった。

3 歳の措置変更までに両親の面会は 1 回/月ではあるが面会時間が少しずつ長くなり、母親は抱っこはできなかったが、足を触ったり、話しかけたりできるようになった。入所期間中、面会は両親だけで、祖父母たちの面会連絡は全くなく、4 歳の姉を連れてくることもなかった。

措置変更の時期となり、両親は知的障害児施設を見学し、迷っていた。乳児院の意見として、里親委託を勧めると、両親とも受け入れるので、児童相談所へ連絡をして、両親の意向を伝え、里親委託となった。

現在は、気軽に里親宅に面会に行くようになり長時間滞在するようになっている。まだ通所施設の参観日などに出席することはまだできない状態である。

<支援期間> 3年

【 課題 】

1. 子どもの健康に留意し、発達の促進に努める。
2. 家庭の調整を行う。
3. 措置変更（当初は家庭復帰）をどのように行うか決定する。

【 方針 】

1. 心室中隔欠損症があるため、定期的に通院する。
喘息様気管支炎にかかりやすく、早期の対応に気を付ける。
2. 子どもの成長を伝えながら、無理のないように支援を行う。
3. 里親委託を視野に入れながら、家庭復帰を目指して、両親が納得できるように調整を行う。

【 取組 】

児童相談所からの指示で、施設からの家庭への連絡は控えていたが、入所から 6 か月が経ったクリスマス日に、両親はプレゼントを持って、面会に来た。母親は険しい顔で涙を流し、一言もしゃべることはなく立ちすくんだままの 10 分間程の面会であった。父親もただ子どもを見つめるだけだった。

2 月末に子どもが肺炎のため入院することになった。連絡をすると、母親が面会に来て、約 1 時間子どもに付き添った。その 5 日後に子どもの様子をうかがう電話があったので、無事退院したことを伝える。心配をかけたことを詫びると、母親は涙声で「いつもお世話になって……。よろしくお願ひします」と言っていた。

それ以後、毎月 1 回面会があり面会時間も 30 分前後。本児に会うと母親は涙が出るが、優しく声がけをしたり、促すと授乳もするようになった。ベビースイミングに行っていることを知らせる手紙を書くと、わざわざプールに見学にも来た。入所後 2 回目のクリスマスにもプレゼントを持って面会に来るが、やはり涙が出る。「大きくなったね」と声をかけたり、絵本を見せていろいろ話しかけて

【 取組のポイント 】

いた。

面会を重ねるごとに、成長を喜び、遊ぶ姿を喜んだり、優しく声をかけるようになった。

2歳の時、心臓手術のための検査通院をすることになり、母親に連絡すると、受診に付き添い母親が説明を受けた。手術当日は仕事を休み手術の経過を医師から聞き、入院中日中4日間入院付き添いをし、仕事帰りに面会に来た。

2歳10か月になり、措置変更を考える時期になった。親はどうしても子どもを受け入れることが出来ず、施設養育を希望したため、児童相談所は知的障害児施設を紹介し、両親に見学に行くよう促した。その後の面会で施設の印象を母親に聞くと、「見学後の帰り道でとてもつらい気持ちになったが、仕方ないのかと思う」と言った。

以前に障害のある子どもを受けて育てた里親がいたので、ダウン症児の委託について可能かどうか聞いてみると、「受けようと思うので、児童相談所と相談してほしい」と返事を受けることができた。

児童相談所と調整の上、両親が面会に来たとき、障害があることを承知で里親を引き受けてくれる方がいるかもしれないと伝えると、「知的障害児施設しか行くところはないと思っていたが、もしもそのような人がおられるのなら、是非そうしたい」と即答だった。

児童相談所に両親の気持ちを伝え所内での検討の結果、里親委託が決まった。

〔母親の思いの変化〕

- ①入所から6か月間、面会無し
- ②クリスマスに10分間の面会・涙を流す
- ③子どもが肺炎で入院時に1時間付きそう
- ④退院した後、心配の電話がある
- ⑤毎月1回30分間の面会・涙を流す
- ⑥面会を重ねるごとに成長を喜び、優しく声をかけるようになる
- ⑦2歳の時に心臓手術をした子どもに4日間付き添う
- ⑧2歳10か月、施設へ措置変更する予定が里親委託となり、面会等行きやすくなる。施設へ措置変更する予定が里親委託となり、面会等行きやすくなる。

【まとめ】

入所時の両親の様子から、家庭引取りは難しいと思われたが、クリスマスにプレゼントを持って面会に来た。その後入院することになり連絡をしたところ、母親が面会に来た。わずかばかりの母親の変化に期待し、面会時はできるだけ見守ることにした。

しかし、親の気持ちは変わることなく、家庭引取りまでは困難で、知的障害児施設に措置変更することになった。

両親は、知的障害児施設に見学に行き、措置変更をすることにつらい思いを持ったことを施設に思いを伝えてくれた。

施設が、障害のある子どもを引き受けた里親がいたので、相談したところ、引き受けてもらえることとなった。

当初は家庭復帰を前提に、母親は児童相談所のカウンセリングを受けていた。後に

なって母親は、「その時は引取りを強要されているような気持ちになり、カウンセリングを受けるのが辛く、施設に面会に行くのも引き取りを強要されるようで、辛かった」と言った。

母親は、引き取りは難しいが、子どもをこの先もずっと施設に預けていくことに対しても、つらい気持ちだった。

子どもが里親委託となった後、「施設に面会に行く時はつらかったが、里親宅へは、知り合いの家に行くようで、安心する」と言っている。子どもが生命に関わる危機(大きな病気にかかったこと等)にさらされた時、必ず母親が子どもに会いに来ていたことを考えると、おそらく母親は子どもを産んだことを拒否していないように思われる。しかし、子どものすべてを受け入れることはまだできていない。

【コメント】

障害の受容と子どもの存在の否定が、必ずしも一致していないこと、子どもに対してアンビバレントな思いを両親が持っていることを施設が読み取って、子どものルーツを守るために関係付けを行っていった事例と感じました。

障害は受容できないが、生まれた子どもへの気持ちがあるという両親の気持ちを受け入れて、面会を促し、親子の関係の持ち方にも多種多様なことがある(ベストではないが、その親子にとってのベターがある)ことを伝えてきたものと思われます。

今後、子どもが成長するに従い、両親が障害を受容しきれず養育ができなかったことを子どもが知る(もしくは伝える)時が来ると思いますが、その時までの援助計画など、乳児院と児童相談所と里親の連携・役割分担のあり方などは、どのようにお考えなのでしょうか。

【リコメント】

実際には、乳児院から里親に措置変更されているが、今も入所中という意識で、里親との連絡を密に行い、こどもの成長を見守っている。里親は児童相談所の指導を受けながら通所施設を利用し、支援学校に入学予定です。親との関係は、里親宅に月に1回程度の面会を継続しながら、親子関係を見守っている状態です。障害が重度なため、そういった見通しは立ちませんが、必要があれば、両親の気持ちの整理などに協力できることに取り組みたいと考えています。

事例 15

父親からの身体的虐待により入所、離婚により家庭引き取りとなった事例

キーワード：親の生育歴や養育の振り返り、親族の関与

【 事例の概要 】

<家族状況>

実父 23 歳 会社員
実母 25 歳 無職
本児 一時保護 (生後 3 ヶ月)
施設入所 (生後 5 ヶ月)
家庭引き取り (1 歳 4 ヶ月)

<経緯>

生後 1 ヶ月時に乳児院のショートステイを利用、その際、身体に青アザ、引っかき傷があり、児童相談所に通告をする。その後、県外に転居したため居所がつかめなかったが、生後 3 ヶ月、母親からの保護依頼があり一時保護となった。保護された子どもは顔に青あざ、引っかき傷、腫れ、目の周りに傷と内出血が見られ、保護直後の精密検査で頭蓋骨折が見つかる。当初父親は虐待を認めなかったが、2 ヶ月を経過して父親は虐待を認め、同意を得ての入所となる。引き取りに向けて両親は面会を重ねるが、父親の暴力的な言動は改善されなかった。子どもが生後 11 ヶ月時に父親の母親への暴力があり、母親が女性相談センターに保護となる。

1 ヶ月後 (本児 1 歳 1 ヶ月)、母親は父親の元に帰り夫婦は以前の生活が再開されたが、父親の今までの様々な虚言が母親の知るところとなり、母親の気持ちは離婚に向かって動き始めた。母親は実家で子どもと生活していくことを決断し、家庭引き取りとなる。その後、父親が離婚に応じ離婚成立となった。子どもの頭部骨折は後遺症も見られず完治に至る。

施設入所から引き取りの間、母方祖父母が母子のことを心配し、出来る限りの援助、関わりを持ってくれた。また、母親と母方祖母の関係は良好とはいえるものではなかったが、徐々に改善された。そんな中で、父親が収監され、母親は父親との離婚を決断し、子どものために生きることを選択する道を選んだ。

施設退所後も家庭支援相談員は父親への対応方法や子育ての相談に乗り、母親自身の親子関係 (祖母との関係) の調整を行った。現在、母親は仕事に就き、母子は母方祖父母の援助を得ながら安定した生活を送っている。

<支援期間> 2 年

【 課題 】

<親の課題>

- ①両親の関係性（夫の妻への母親転移、逆転移）の改善
- ②被虐待児であった父親の生き立ちの整理
- ③父親の養育態度の改善と子どもの発達への理解
- ④母親の子どもに対する愛情の構築
- ⑤母親と母方祖父母との関係調整

<子どもの課題>

- ①頭部骨折の治療と後遺症への経過観察
- ②発達の保障
- ③トラウマ解消への援助
- ④母親との関係性の構築
- ⑤施設担当職員による愛着関係の構築

【 方針 】

母親は夫の境遇に同情し自分が何とかしてあげたいと思い、夫の母親のような存在となっていた。夫も妻に母親像を求めていた。夫にとって子どもは大切な母親を奪う存在となり、子どもへの虐待が起こっていた。

父親との関係性構築はかなり厳しいと判断した。しかし、母親が親子 3 人での生活を望んだため、家族再構築に向けてのプログラムを行った。同時に家族再構築が出来なかった時のために、母方祖父母との関係性の改善を行い、実家の両親を母が頼れる存在となるよう支援した。

<支援の内容>

(児童相談所)

- ・親への指導
- ・虐待への理解の促し
- ・面会調整

(家庭支援専門相談員、施設職員)

- ・父親の生き立ちの振り返り作業、父方祖母との面談
- ・母親の生き立ちの振り返り作業
- ・母方の祖父母との面接、母との向き合い方への助言
- ・面会により、親子関係の構築を行う
- ・引取り先となる母の実家との関係性の構築
- ・子どもの愛着形成、ゆるぎない信頼感を形成する

<役割分担>

- ・ 児童相談所 CW と施設がそれぞれ役割を分けて聞き役となる。
- ・ 施設は児童相談所に話せないことを聞き、寄り添う役割を担う。
- ・ 面会、外出、帰省時等の制限を児童相談所が伝え、施設との調整役になってもらう。

【 取組 】

父親は児童相談所が面会を計画するも守らず、話し合いはなかなか持つことが出来なかった。また、面談の際も分かり切った嘘が多く、家族再構築に向けたプログラムが進展しなかった。

家庭支援専門相談員は両親それぞれに面会やメールを通して生い立ちの振り返り作業を行った。

施設内での面会時に子どもの養育参加を促し、関係性を培った。

母親は子どもとの関係をスムーズにとる事ができ、母子の関係性は着実に培われた。母親が女性相談センターに保護された際は子どもを乳児院からセンターに連れて行き、その間は母子で生活をする事ができた。

<振り返り作業>

(父親)

実母からの被虐待体験を語った。母親は仕事で忙しくいつもひとりで食事をし、さみしかった。さみしくて町をさまよっていた小中学生時代。怒られて柱に縛り付けられたこと、母親に認められたくて嘘をついたこと等々。母親を求め、慕い続けている父親の気持ちが感じられた。

「子どもには絶対、自分のような思いをさせたくないと思っていたのに……。可愛いわが子に可愛いようなことをした。」と話す。しかし、父親の子どもに接する態度は、時として優しく、時として荒々しく、子どもを混乱させるものだった。

(父方祖母)

体調が悪く、面会に来る回数は数回だったが、その際の面談では、子育て時代のことを「生活を支えるために仕事をしなければならず、ミルクを飲ませて仕事に行き、ほとんど子どもひとりで置いておいた。大きくなって、食べるものやお金をおいて、仕事に出かけていた。可愛いようなことをした」と泣きながら話す。

(母親)

何不自由なく育ったが、妹のほうが両親から可愛がられていたと

【 取組のポイント 】

〔親族へのアプローチの重要性〕

- ① 母親の希望により家庭復帰を目指す支援
- ② 同時に母親と母方祖父母との関係性の改善支援
- ③ 改善されない父親の養育態度
- ④ 両親の離婚
- ⑤ 母方祖父母の援助の元での母子での安心できる生活

思う。自分は手のかからない子だった。妹に手がかかったから我慢していたと思う。甘えられなかった。

親に相談できずに、ひとりで何でも決めてきたし、自立しないといけないと思ってきた。

(母方祖母)

母親はなんでもできる子で手がかからなかった。妹は体が弱く手がかかる子で、関わりが多かったと思う。母親は成長してから何を考えているか分からなかった。なんでも自分で決めて相談しない。注意をしても聞こうとしない。勝手に結婚も決めてしまって、相談もなかった。今回のことも自分たちにはなかなか相談してくれず、こんなことになっていたことに驚いている。さっさと別れてくれたらいいのにと語る。

<親子関係の構築>

同意入所が決まってから職員が見守る中での定期的な面会を開始する。母親はいつも穏やかに子どもに寄り添うことができたが、父親は優しく抱き言葉を掛ける場面と突然「泣くな!」と怒鳴り出すことがあり、子どもを不安定にさせた。父親とはなかなか関係を安定的に保つことが出来ず、子どもの心の成長に影響があることが心配された。

母親には父親の暴力的な面の改善は難しいことを伝え、実家を頼りながら母独自での養育も考えてみることを提案していった。

<施設担当職員との愛着関係の構築>

担当職員が子どもとの関係を深めるために、授乳、抱っこ、おんぶ、一緒に入浴等々、できるだけ子どもと関わる時間を取り、養育の中心的な役割を担った。

【まとめ】

父親は虐待をしたことを悔いていたが、改善することは出来なかった。反省しながらも荒々しくなる自分を制することが出来ず、結果、家族を失ってしまった。

子どもにとっては母親が離婚を決断したことは、子どもの命を守ることに繋がったと確信する。無理をせず母の揺れる気持ちに寄り添い、母親の母方祖父母との関係性を改善したことが、母親が父親との離別に踏み切る伏線としてあると考える。

【 コメント 】

離婚後の本児の育ちのサポートについての話が聞いてみたいです。

【 リコメント 】

父親の収監で母親は実家に身を寄せて母子で生活することを決断することができました。収監中に子どもは引き取られ、母親の実家で祖父母の援助を得ながら安定した生活を送ることが出来ました。収監中に離婚が成立し、施設としては父親の影におびえる家族に対応方法を伝えたり、養育の相談相手になることが中心となりました。子どもは母親とその家族によって健やかに育っています。

情緒障害児短期治療施設における「親子関係再構築支援」

1. 情緒障害児短期治療施設の特徴

入所する子ども及びその家族に関して、心理治療を必要とするケースを想定していることが特徴である。このため、地域や児童養護施設等において不適応が著しい、支援の困難度が高いケースを受け入れている。近年では、虐待を受けた子どもが7～8割となり、その影響から重い愛着障害、激しい暴力、性逸脱、器物損壊が見られ、薬物治療も増加している。また、過去は不登校、家庭内暴力の入所が多く、現在は広汎性発達障害を疑われる子どもが2割以上いるなど、時代時代で新たに注目とされる問題を抱える子どもの支援を先駆的に行っている。

2. 情緒障害児短期治療施設における親子関係再構築支援の特徴

1) 心理治療の実施

情緒障害児短期治療施設は児童心理治療施設という通称があるように、心理治療が主たる機能であり、それを担当する心理士が児童10人に1人の割合で配置されている。支援の基本は、様々な職種からなるスタッフの連携により、施設環境全体が、そこで生活する子どもに対して様々な治療的支援を継続して提供する環境となるようにする総合環境療法にある。子どもへの支援は親への支援と切り離せないことから、親子への支援を基本に想定している。支援は入所前の見学の時点から始まる。親の思い、子どもの思いをよく聴き、子どもの治療動機を高めるとともに、親子関係の改善に関しては、スタッフと親子が協働できる関係の下地作りを意識した取り組みを行っている。

虐待ケースの増加により来所できる親の割合は減っているが、入所後は親への個人面接・グループ面接、親子面接、親子宿泊、親子外出、外泊（一時帰宅）、家庭訪問などのメニューが用意され、親との関係づくりを行っている。特に、虐待ケースなど、親子の交流を慎重に進める必要があるケースには、段階的に交流を進めたり、職員が同席したり、などの配慮をしている。また、コモンセンス・ペアレンティング（CSP）などの、養育スキルプログラムを親支援に導入するケースもある。

2) 通過型施設である

入所の目標が達成されたケースは退所となる。退所先は自宅が約4～6割で、残りの5割前後の子どもたちは、他の児童福祉施設に移っている。自宅に戻ることができるケースについては、自宅で親子が安全に生活できることが支援目標になる。戻れないケースについては、肯定的な家族イメージをどう育んでいくかや、親子での安全な距離のとり方を念頭に、親子交流（電話、手紙、面会）を無理なく継続していけるような支援を行っている。

3) 親子宿泊による支援

施設内に親子が宿泊できる設備を有している施設もある。これを利用してもらうことで（外泊できない段階での利用が多い）、長時間にわたる親子交流の実際を観察したり、親子交流に直接介入したりすることができる。これらで得られた情報を、親子関係の評価や親子交流の改善指導に役立てている。

4) 通所による支援

通所には、定員にカウントされているものと、カウントされない相談活動とがあるが、在宅ケースである分、親子支援がより重要となる（最近では、児童養護施設からの通所措置も可能となり、ケースも増えている）。親子関係に関する支援内容は、親への個人面接・グループ面接、親子面接、家庭訪問などである。

事例 16**母親からの心理的虐待で入所した A 子 (中 3) が、自分の想いを母親に伝えることの大切さを知り家庭復帰した事例**

キーワード：心理治療面接、家族合同面接、自己肯定感

【 事例の概要 】**< 家族状況 >**

実母 39 歳 パート
 養父 43 歳 アルバイト
 姉 18 歳 高校 3 年生
 A 子 14 歳 中学 2 年生

< 経緯 >

A 子は小 6 から無断で友達の家を外泊したり、家財持ち出しをするようになった。A 子は自分の行動を隠すために嘘をついたが、母親はそのような A 子に対して拒否感が強くなる。中 2 の時、友人と万引きをして母親に叱られ、家出。その後もこの繰り返しとなり、母親は A 子に対して「あんたなんか、産む気はなかった。」等、数々の拒否的な言葉を浴びせ、A 子は強いショックを受けた。A 子が知人に勧められて児相に相談し、入所となる。

面会・外出・外泊を行う中で、3 ヶ月後には母子ともに徐々にお互いを受け入れる方向で模索を始めた。その後は順調に経過しているように見えたが、6 ヶ月後、進路選択をきっかけに「家から高校に行きたい。」A 子と、「施設から高校に行かせたい。」母親の意見が対立し、A 子が母親の希望を聞き入れなかったことで、母親が「親権を放棄する。」と言い出し、再度母子関係改善の課題が浮かび上がった。最終的には家族で話し合うことができ、A 子は就職という進路を決めて退園に至った。

< 支援期間 > 9 ヶ月**【 課題 】**

1. A 子が、学園での安心・安全を保障された環境で A 子の情緒の安定を取り戻す。
2. A 子が、自分の気持ちを整理し、対人関係のとり方や、問題解決の方法の改善を図る。
3. 母親が、A 子に対する拒否感の背景について気づき、関り方の改善を図る。
4. A 子と母親が進路について話し合い、家族が納得できる決定ができる。

【方針】

1. 学園生活をとおして、基本的な生活習慣(衣・食・住)の定着を支援し(入所前は、清潔感もなく、食事、睡眠も不規則な状態)、情緒の安定を促す。
2. A子に対して、学園職員(セラピストは定期的にカウンセリング)が、自分の課題や気持ちに気づくことができるよう支援する。
3. 母親に対して、担当セラピストが定期的にカウンセリングを実施し、自分の課題や気持ちに気づくことができるよう支援する。
4. 家族合同面接を実施し、親子関係再構築に向けて調整していく。学園が中心となっていくが、場合によっては児童相談所にも協力してもらう。

【取組】

(心理治療面接での経過を中心に)

1. A子の面接(カウンセリングを週1回定期的実施。また、必要に応じて実施)

・自分自身のこと

<入所~3カ月>地域から離れ、制限の多い学園生活に対して、不適応感を訴える。「帰りたい。」と頻繁に訴え、無断外出を匂わせる事もある。学園生活に慣れると、「帰りたい気もするし、帰らない方がいいとも思う。」と言うようになり、徐々に落ち着きを取り戻す。

<3~7カ月>「同性の親友はいない。信用できない。自分と意見が違っていると自分は外された気がする。」と、対人関係においては敏感に反応し、すぐに疎外感を感じ、離れていく自分に気づく。「自分はなぜか小さい頃から頭がいいと言われてきた。先生とかにもやればできると。その期待に応えなくてはいけないと思う。」と相手に合わせようとし過ぎて、自分の気持ちを伝えることを抑えてきたところにも気づくようになった。

<7~9カ月退園>「自分は本当は就職したかったけど、いろいろな意見を聞いて、進学にした。家から高校に通いたい。自分は何をしても輝いている自信がある」と言う。高校を受験するが、不合格。その後、A子は「就職したい。」と自分の思いを母親達に話すことができた。

・対人関係のこと

<入所~3カ月>「すぐに解決策を教えてくれるおじさんがいた。おじさんに会いたい」と言う。すぐに結論を出そうとするところがあること、人間関係はうまくいかなくても、そのことで深まったり、

【取組のポイント】

〔自分自身への気づき〕

- ①人を信用できない。意見が違っていると外された気がする
- ②期待に応えなくてはと、思い、自分の気持ちを抑えてきた
- ③自分は何をしても輝いている自信がある

関係が修復できたりすることもあるから、自分でよく考えることも大切だと伝える。「C子とは、距離を置きたいのになんと、くっついてくる。」と、嫌なことを嫌と言い出せず、相手に合わせてしまう自分に気づく。

<3~9 カ月退園> 「自分は、この人を見下していたかもしれない。子どもっぽい。でも、そういう自分を直したい。最近本を読むようになった。」「今までは人の相談にのる事はあっても、自分が人に相談することはなかった。」等、変わりたいという気持ちが出てくる。

・家族関係 (母親との関係を中心に) のこと

<入所~3 カ月> 母親が A 子のことをよく把握していることを伝えると、「ほんとに？」と涙を浮かべる。しかし、「家出をして自分のことを認めてもらおうと思った。」と、それが逆効果になることがわかっていない。「あの人 (養父) は嫌い。あの子の趣味に付き合わされる。再婚するのも突然だった。」と言い、実父との別れ等、家庭環境の大きな変化を受け入れられなかった未整理の感情が表出される。初めての面会では、「お母さんは優しくかった。パパ (養父) と話をしたのも 1 年ぶりくらい」と喜ぶ。「私は、小さい頃から甘えない方。年少の頃、おんぶ紐を持って行って、おんぶしてと言ったことくらい。」と、甘えられない自分に気づく。

<3~7 カ月> 「何が何やらさっぱりわからん。お母さんが何で怒ったのかも。怒るとすぐにあんなふうになる。いつもそうだから、自分の気持ちが言えなかった。」

「帰省できんかも。迎えに来なければ自分で帰る。」と言う。「何をしてもどうせだめ。無駄なことはしたくない。」という A 子に、すぐ決めつけたり、諦めたりせず、母親にいろいろな方法で伝えるよう促す。

<7~9 カ月退園> 母親と話ができない時、「お父さん (養父) と話してみる。」ことを選択し、家族四人で話げた。母親の調子を考えて、話した方がいいのか、他の方法をとった方がいいのか状況判断して自然にうまくやれるようになっている。A 子には、自分の大切な気持ちは相手に伝えること、その時、聞いてもらえなくても、一生懸命さは必ず伝わって、相手を動かすこと、また、母親もわかってくれる人であることを伝えて終了とする。その後、仕事を頑張っているとの報告を受ける。

〔対人関係への気づき〕

- ①相手に合わせてしまう自分に気づく
- ②変わりたいという気持ちが出てくる

〔家族関係の変化〕

- ①家庭環境の大きな変化を受け入れられなかった未整理の感情が表出される
- ②甘えられない自分に気づく
- ③自分の気持ちが言えなかった
- ④家族四人で話げた
- ⑤自然にうまくやれるようになっている

2. 母親の面接 (カウンセリングを月 1 回実施。必要に応じて実施)

・母親自身のこと

<入所～退園>自分は、7歳の時に母親を交通事故で亡くしたが、父さん子だったので、涙も出なかった。父親にはかわいがられた。高校の時に家出をしたことがあり、自分もA子と同じように「家出」という方法をとっていたことに気づく。「家出」の背景について深めるところまでは至らなかった。

・母子関係のこと

<入所～3カ月>「A子は、小さい頃から、変わった子だった」「男の子が欲しかったので、男の子のように育てようと思い、スカートも穿かせなかったし、放っておいた。自分の機嫌をよくとっていた。そのことにかえって腹が立った。」とA子への拒否感を言語化する。

<3～7カ月>「A子と電話で話をしたが、どうせ、私が邪魔なんやと言い出したので、話を切った。」「以前なら、A子が傷つくような言葉を浴びせていたが、コントロールできた。」「外出時、A子に手を出すと手を握り返してきた。おだやかに話げできた。こんなことは初めて」と、お互いに素直に愛情を伝え合うことができる。

3. 家族 (母子を中心に) 合同面接 (家族関係の状態を確認または、改善を促す必要のある時)

<入所前>母親は、「あんたは産むはずではなかった。随そうと思っただのに産んでやったんだからありがたく思いなさい。」とA子に言う。「親権を放棄する。放っておいてくれ。」とも言い、児童相談所と母親が話げできるまで1カ月半かかる。地域の児童委員の説得で一時保護に同意。

<初回 (2カ月目) (母親・養父・A子)>A子は良い子を演じる。母親の表情は良いが、口に出る言葉はA子を否定する言葉ばかり。それでも、面会後の感想を聞くと、養父はA子のことを「だいぶ変わった。落ち着いていた。」と言い、A子は母親のことを「優しくなっていた。」と表現する。母親に否定された際のA子の態度を見て、母親は「本心を言えない。甘えられない。でも素直になった。こんな形で話げできたのは久しぶり。」と言う。母親こそ、A子に対して、素直に気持ちを伝えることが苦手なようであった。

<5～7カ月 (母親・A子)>中卒後の進路について、母親は家に帰っても同じことになるので施設からの高校進学を希望。A子は「家に帰りたい。」と言う。母親はその言葉に反応し、入所前のA子の問題行動に話を戻し、「反省していない。」と立腹して帰ってし

〔母親の変化〕

- ① A子への拒否感を言語化する
- ② コントロールできた
- ③ お互いに素直に愛情を伝え合うことができる

〔家族合同面接の効果〕

- ① 母親は、こんな形で話げできるのは久しぶりと言う
- ② 担当職員とA子が母親にA子の気持ちを伝える方法 (FAX等) を考える
- ③ A子が養父に相談し、養父が母親とA子の間を取り持ち、母子関係が改善されていった
- ④ A子を受け入れる言葉が初めて聞かれた
- ⑤ A子が養父にも話をするようになったことで、傍観者だった養父が母子の間を取り持つ役割がとれるようになっていった
- ⑥ 母親も自分の思いを言葉でA子に伝えることができるようになっていった

まう。その後、「親権を放棄する。みんなが甘やかすからつけ上がる。放っておいてくれ。自分で帰ってきて、家には入れない。」と言い、電話連絡もとれなくなる。

このため、担当職員と A 子と一緒に、母親に A 子の気持ちを伝える方法 (FAX 等) を考え、何度も試みた結果、母親から電話が入り、話ができるようになった。この結果外泊が可能になるが、A 子は友達と遊び、誘いを断れずに夜遅い帰宅になったことで再び母親が立腹し、一切話をしない状態になる。その際、A 子が養父に相談し、養父が母子の間を取り持ち、母子関係が改善されていった。〈7~9 カ月退園 (母親・養父・A 子)〉中卒後の進路について、母親は「本当は、親の希望する高校を受験してほしい。でも、せめて、その姿勢を見せてくれたら、家にいてもいいと思っている。」と落ち着いた口調で話し、A 子を受け入れる言葉が初めて聞かれた。この頃、母親は養父から「おまえは子どもと話す、いつも悪いところばかりしか言わないから、うまくいかない。」と言われ、苦笑する場面があった。A 子が養父にも話をするようになったことで、傍観者だった養父が母子の間を取り持つ役割がとれるようになっていった。

A 子が、「働きたい」と言い出した時、母親は「結局は本人が自覚しないとどうしようもないんですね。どうしてもと言うなら就職でもいい。とにかく目標を持って頑張る欲しい。そういう姿勢を見せて欲しいと思っているだけ。」と言い、母親も自分の思いを言葉で A 子に伝えることができるようになっていった。

A 子は母親の希望通り高校受験するものの不合格となったため、定時制を受験した。そのような A 子の姿勢を見て、母親は A 子の就職したいという元々の希望を認め、就職先 (知り合いの洋服屋) が決まり、退園となった。

【まとめ】

①物理的な距離を置くことで、母子ともにこれまでの言動について客観的に見つめ直すことができた。

A 子が、自分の課題 (自分の思いを相手に伝えない。短絡的に結論を急ぐ。) に気づき、改善したいと思うようになった。また、「気持ちを伝える」努力を続ければ、その姿勢で相手の心を動かすこともできるということを体験した。そして、A 子の変容によって、母親や養父との関係が改善した。

②A 子はいろいろな職員と関ることで大人に対する信頼関係を回復し、自己肯定感が培われた。

事例 16 (情緒障害児短期治療施設)

A 子は進路の問題をきっかけに、家族や周囲の大人のアドバイスが A 子のことを考えてのことであり、A 子のためにみんなが動いていることを感じることができ、「自分は邪魔者」という思いから、「どこにいても輝いている自信がある。」と言うまでに自己肯定感が培われていった。

親子関係再構築の課題が短期間に一段落して家庭復帰できた事例である。このように短期間にまとまることは稀である。実の親子であり、両親に人格的な歪みがなく、根底を流れる愛情が感じられる親子であったことが要因として考えられる。

また、A 子は洞察能力が高く、職員のアドバイスを受け入れる姿勢を持っていたため、A 子自身の変容が大きかった。そのことが母親や養父との関係を変容させたと思われる。

中卒後の進路の決定という具体的な目標があったことも、家族がひとつの目標に向かって取り組むことができた大きな要因と考える。

親子関係再構築において、何より大切なのは治療施設を拠点とする安心・安全な枠組みの環境を創り上げること、そして、本児を取り巻く人間同士（家族・施設職員・学校・児童相談所など）の信頼関係である。また、家族のあり方は、さまざまであるため、家族構成メンバー一人ひとりの資質を考え、その家族が安定する形を見つけ出すためにアセスメントやコーディネートが必要になってくる。

この事例でのポイントは、「親子が愛情を感じ合えるようになること」、「お互いの個性の共通点と相違点について理解し合えるようになること」、「家庭という共同生活のルール（家事の役割分担や適切な距離感）設定を支援すること」であったと考える。

【コメント】

決して器用とは言えない母と子の関係があります。母親は自分の思いが届かないと心の奥底ではないにしても、言動は極端な拒否になってしまうのでしょうか。本児も、どこかで分かっているながらも母の気持ちを逆なでするかのような言動を繰り返してしまうのでしょうかね。二人だけだとこんなコミュニケーションが繰り返されるばかりになってしまいます。こんな硬直した関係に支援者は丁寧にそれぞれの心の底流に流れる感情を紐解き、母子の新たな対話を作り出しています。ささくれたつなぎ目を丁寧に重ね合わせる作業をされています。素晴らしい実践だと思えます。支援者が、このケースを通じて最も大切にしてきたことを教えてください。

【リコメント】

今回ありがたいコメントをいただき、「大切にしてきたこと」を改めて振り返ってみると、言語的なコミュニケーションよりも、「非言語コミュニケーション」を手がかりに不器用な愛情表現を拾い上げ、その都度、言葉にして双方に伝えることに一番エネルギーを費やしたように思います。また、家族関係を扱う時、小さなことでも具体的な目標をひとつ決めて徹底的に「思い込みのズレ」を修正していく作業が

有効であると思っていますが、このケースも「進路選択」という大切な目標があったことは、強い動機づけとなり、支援しやすかったと言えます。親子関係再構築の可能性は、親としての愛情がどのくらい感じられるかで決まるように思います。そして、支援者が、「必ずうまくいく」と家族の力を信じて支援できるかどうかということに尽きるとしています。当時は意識できなかったことに気づかせていただく貴重な機会をいただき、ありがとうございました。

事例 17

家庭復帰後アフターケアを行ったため、家庭復帰後の家族関係が良好に保たれた事例

キーワード：SoSA、地域の社会資源、アフターケア

【 事例の概要 】

<家族状況>

本児 13歳 中学2年生（男児）

実父 本児出生前に母親と離婚。本児童とは一度も会ったことはない。

実母 49歳 パート勤務 一人で本児童を育ててきた。両親との折り合い悪い。

母方祖母 68歳無職 車で5分程のところでは生活。本児のことを可愛がっている。

母方義祖父 65歳無職 祖母の再婚相手。本児への身体的虐待あり。

<経緯>

本児と母親は母方祖父母宅で同居していたが、母方義祖父からの身体的虐待に耐えきれず母方祖父母宅を出て母親と本児の2人暮らしとなる。その頃から本児の母親への暴言や強制的な金品の購入要求、暴力がみられるようになる。また、学校も休みがちとなり生活は昼夜逆転となっていた。母親からの相談によって児童相談所が介入、情緒障害児短期治療施設へ入所となった。入所後、児童相談所の担当者と施設の担当者が母親との定期的な面談を繰り返し、段階的に本児と母親との接触を繰り返しながら家庭復帰となった。家庭復帰後は定期的に施設担当者が家庭訪問を行い、時に児童相談所も介入しながらのアフターケアを実施し、家族関係が良好に保たれた。

生後1カ月時に乳児院のショートステイを利用、その際、身体に青アザ、引っかき傷があり、児童相談所に通告をする。その後、県外に転居したため居所がつかめなかったが、生後3か月、母親からの保護依頼があり一時保護となった。

<支援期間> 1年1ヶ月

【 課題 】

1. 生活リズムを整え、遅れている学力の向上を目指し登校ができるようになる。
2. 本児にとって、理想となる男性像が獲得できていない。男性性の成長を支援していく。
3. 母親が本児に対し恐怖心を抱いており、再び本児と2人の生活を構築していく自信がもてないでいる。

4. 母親と本児 2 人だけの生活であるゆえ、家庭のなかに第三者の目が入りにくい。
5. 母親と祖父母の折り合いが悪いことから、母親の孤立無援感が強く家庭内の問題が見えにくく重篤化する傾向がある。

【方針】

1. 本児と面談を繰り返し、施設生活内での目標を明確に意識させていく。そのなかで学力向上への意欲を持たせ、個別で学習指導を入れていく。学習への苦手意識を克服し自信をつけさせていく。
2. 様々な男性職員との関わりを積極的に生活のなかで持っていく。時に生活担当職員との面談のなかで、言語を介して本児の持つ男性像に関して扱っていく。また、性教育を導入し、年齢に合った性の知識を持てるように支援していく。
3. 母親への面談を早期から開始する。母親と関係の良好な児童相談所の担当者に入ってもらい施設担当職員も交え定期的な面談を実施。母親がもつ子どもへの恐怖心を丁寧に扱いつつ、タイミングをみて本児との接触を試みて行く。また、同時に本児に対しても施設担当職員が定期的に面談を行い母親への思い、自身のこれまでの行為の振り返りを行い母親の思いとのすり合わせを行い、本児に再び母親と 2 人の生活を構築していく力と自信をつけてもらう。
4. 児童相談所と協力し、地域の社会資源を模索していく。適当な援助者があった場合、本ケースのネットワーク会議への出席を依頼しケースと一緒に把握してもらう。
5. 母親との定期的な面談のなかで、母親の生立ちを扱い母親の両親への思いを把握していく。そこから両親との関係改善の糸口を検討していく。母親との関係性が改善されれば、早期に家庭復帰・原籍校復帰が可能であり、アフターケアの実施により次第に適応できるケースではないかと想定される。

【取組】

本児とは週に 1 回のペースで生活担当職員が面談を行った。そのなかで本児の施設での目標を定め、生活のなかでも常にその目標を意識するような職員からの声掛けを行った。

苦手な数学に対して、どこから躓いているのかを調べ、小学 4 年生の算数からやり直しを行った。職員が個別で学習を見て評価することで中学 1 年の数学まで追いつくことができ、本児も「分かれると楽しい。」と学習に意欲的に向き合う姿勢が見られるようになった。原籍校復帰後も、苦手ではあるものの数学の授業にも参加できている。

生活のなかで様々な男性職員と関わり話しをする場面を設けた。そのような取り組みを行いながら生活担当職員との面談のなかで「Nさんみたいな大人になりたい。」と特定の男性職員の名前を挙

【取組のポイント】

げたり、「みんなはMさんのことを怖いって言うけど、俺はすごいって思う。あんなふうになりたい。」と自分の価値観を持ち、言語化する姿もみられるようになる。また、夏休みを利用し同学年の子ども達と性教育を受ける。性教育後、男性職員に自分の体の不安について質問しこれまで一人で悩んできたことが解決したと安心する様子もみられた。

母親との面談では母親の気持ちを丁寧に聞いていった。そのなかで語られる『自分の子どもを怖いとってしまう』という母親の持つ罪悪感や不甲斐なさといった感情を共感しながら取り上げ、本児との面会や外出を急がせないよう配慮した。本児とは定期的に生活担当職員が面談を行い、そのなかでこれまでの母親への行為を振り返る作業を共に行っていった。本児は時に泣きながら自身の行為を反省し謝罪の言葉を口にする姿も見られた。本児のこのような様子を母親に伝えることで母親と本児との面会が可能となった。

生活担当職員が付き添う形で外出を始め、次第に時間を区切って母子2人での外出を繰り返すというステップを踏んでいった。生活担当職員の付き添いなしの外出を行いながら、SoSA(サインズ・オブ・セーフティ・アプローチ)の面接技法を用い母親と本児それぞれに外出の評価をしてもらい互いの評価をすり合わせながら、それぞれに思っていることを話し合う場面を設けていった。これを繰り返していくなかで帰省が可能となり、少しずつ母親が本児に対して思うことを口に出せるようになっていった。

市の福祉課の協力を得ることができ、本ケースのネットワーク会議へ参加してもらうことができた。また、原籍校の担任教諭と生徒指導担当の教諭の協力も得ることができ、本児退所後のケアへの協力体制が形成された。

新年度を境に本児の退所に向けた取り組みと家庭復帰後のアフターケアの対策が協議された。数回のネットワーク会議を経て、原籍校にて試験登校を1か月半実施した。この期間は、家庭に戻り母親と生活を共にしながら自宅からの登下校を行うことにより、実際の学校生活や家庭生活において生じる大小の問題点を検証し、改善に向けての取り組みが可能かどうかを確認するための大切な取り組みであった。毎週、生活担当職員が学校・家庭訪問を実施。毎週末、施設に戻って宿泊し、試験登校や家族との関係について振り返りを行った。試験登校中は原籍校の全面的な協力が得られた。

母親への支援については生活担当職員と母親との信頼関係が構築されていたので積極的に面談や家庭訪問等を行った。生活担当職員や児童相談所職員が本児の入所期間中の母親としての葛藤に共

〔子どもの支援〕

- ①週1回の面接
- ②苦手な科目の、つまずいた学年からのやり直し(寮、学校)
- ③様々な男性職員との関わり→健康な男性像の取り込み、価値観の言語化
- ④同学年の子どもたちとの性教育実施
- ⑤母親への行為の振り返り→母への謝罪

〔親子への支援〕

- ①本児の気持ちを母親に伝達→母子面会へ
- ②職員付き添いで母子外出
- ③母子外出を親子それぞれが評価し、話し合う場面を設定

〔母親への支援〕

- ①職員が母親としての罪悪感や葛藤に共感
- ②母親の生い立ちの聞き取り
- ③祖母との関係の改善

感じたことで母親は全幅の信頼を寄せ、母親支援の必要性に理解を示し、積極的に支援を受け入れていった。母親自身の生き立ちの聞き取り等を実施していく中で、実の祖父母への思い、後の義祖父への複雑な思いや恨みは根深く、関係改善は困難であると感じられた。しかし、母親と祖母との関係は改善の余地があるように思われたことから、本児の外出や帰省の機会に祖母にも同行を依頼したり、原籍校の行事に母親と一緒に参加してもらったりして交流が始まった。母親が孤立しないためにも祖母との関係改善のための支援を継続した。

【まとめ】

- ①本児の頑張りを細かく評価したことで、本児に「やればできる。頑張れば認めてもらえる」との認識が生まれ、学習の評価を通して自信をもつことができた。
- ②母親が持っていた罪悪感や自身への不甲斐なさといった感情を言語化しそれを聞いてもらい共感してもらおうという経験を通して、母親自身が癒され、力を回復していった。
- ③家庭復帰を考え始めた頃から、関係機関・原籍校へ本ケースに関しての協力を仰ぎ情報提供を行ってきたことが効果的に作用した。
- ④原籍校での一か月半の長期にわたる試験登校の実施が、家族関係再構築の現状を確認できる有効な期間となった。

本児はこれまでひとつのことを最後までやりきった経験に乏しかったが、職員の手を借りつつ夏休みの課題を最後までやりきったことも達成感と自信を感じる経験になったのではないと思われる。安定した大人の男性との長期的な関わりを持つという、本児にとって初めての経験の中で、本児が『様々な男性がいる』『自分はどんな大人の男性になりたいのか』と考える機会をもてたことが大きかったと思われる。また同時期に、性教育を受けたことで自身の成長期を客観的にみることができ、そこから理想とする男性像をぼんやりとではあるが抱けたのではないと思われる。

本児が母親に対してどう思っているのかについて、生活担当職員から母親に伝えられたことにより、『自分を恨んでいるのではないか』という母親の不安感が減少されたものと思われる。また SoSA の面接技法術を活用したことで、毎回統一した方法での評価が可能となり前回の評価との比較がしやすくまた変化も分かりやすかった。それにより自分たちの変化や成長を母子が実感しやすく、次回の外出・帰省への意欲を高める効果もあったと思われる。

本ケースは「学校における友人関係の躓きの懸念は低く、家庭において母子間で衝突する以前の適切な距離の取り方とそのための具体的な支援の在り方が重要」との見

立てに基づき、予防的な対応を行うことが重要であるとの共通認識を関係機関・原籍校に持ってもらうことができた。それにより積極的な学校訪問・家庭訪問が有効であると協議された。ネットワーク会議には母親も参加してもらい、家庭復帰後のケアにこれだけの人たちが協力体制を作っていくことを直接見ることで母親の安心感が増したものと考えられる。

試験登校期間中、生活担当職員と児童相談所職員が原籍校や家庭への定期的な訪問を行った。入所前は夕食時以降のトラブルが多かったこともあり、家庭訪問の際には生活担当職員が夕食を一緒に摂りながら団らんの雰囲気を設定したり、本児のイライラの兆候があれば施設で実践していた距離の取り方をすすめたりした。本児も「入所する前は学校も行ってなかったし、宿題もしなかったし、お母さんに要求ばかりしていた。テレビ見たいとか、アレ欲しいとか。それでお母さんがやってくれないとイライラして怒っていた。今はテレビは録画すればいいし、そんなに欲しいものもないし、イライラしなくなった。」と振り返る発言があった。家庭訪問は本児と母親の相互の関係性を適時に見立てて、予防や解決に向けての助言等を行う場となった。原籍校も協力的で、学籍を移動していないにもかかわらず当初からクラス分け名簿に名前を記載してくれたり、まだ本児のマスクを着けないと登校できない状況について他児に理解を求めてくれたり、本児の原籍校での他児との関係性を適時に調整することができた。また、授業参観等の学校行事に母親が顔を出さないことを心配され、その対策も協議することができた。試験登校や家庭復帰後のこうした取り組みが、母親と原籍校にとって本児の変化と成長を見極める場になり、継続して関係機関によるアフターケアの実施による見守り体制が整理できたのではないと思われる。母親への支援としては、母親と祖母とが一緒に本児の成長を喜べる機会を積極的に活用したことが効果的であったと思われる。体育祭や文化祭には祖母も一緒に来ていただき、母親と祖母の接触の機会が多くなるよう配慮した。本児の家庭での生活に、少しずつ祖母が関わることとなった。

【コメント】

それまで虐待により支配され、そこに適応することでしか生きていくすべがなく、ひっそりと寄り添っていた母子だったと思います。しかし、その支配が外れたことで、皮肉にも虐待はなくなっても、新たな母子関係が顕在化し、健康な父性がないなかで本児の暴力による母子関係の支配という問題に直面しているケースに思えました。支援者は、母のわが子を怖いと思ってしまう母としてのやるせなさを丁寧になぞりながら、一方で子どもの母親への暴力による支配についての振り返りを進めています。そして、母子関係の橋渡しをしながら、家庭復帰が見通せるようになると原籍校との連携をされ、試験登校を本当に丁寧に進めています。学校との連携も素晴らしいと思います。そして、家庭復帰後も家庭訪問によって繊細な本児のイライラに対する対処方法を助言したりなどきめの細かい支援をされています。家庭復帰後もこれだけの支援をされていることに驚きました。更に教えていただくとすれ

ば、施設としてあるいは、施設だからできる家庭復帰後の支援は何か、そして何を大切にされたのかを是非教えてください。

【 コメント 】

施設入所＝親子分離し一定期間のアセスメント終了後、将来的に家庭復帰の見立てが確立しているケースについては、日常的に家庭との繋がり、地域や原籍校との繋がりを継続すること、決して断たないことを大切にしています。物理的に困難な事例でも精神的繋がりを模索します。それは児童のみならず保護者・原籍校・地域にも意識してもらいます。この事例は特にそれをスモールステップを踏みながら慎重に行いました。それも児童相談所と協議しながら入所から退所までの支援計画が丁寧に立てられたからこそ実践できたものと思います。家庭復帰後の関係者による支援のあり方をコーディネートすることが施設だからこそできるものだと思います。家庭内の支援のためのアフターケアは施設でできますが、包括的な児童・家庭支援は地域の見守りでしか実現しません。地域による長期的な支援があれば安心して児童を地域に帰すことができます。施設から地域に支援の軸を移すための関係機関の調整が施設と児童相談所の役割だと思います。

【コラム】

サインズ・オブ・セイフティ

サインズ・オブ・セイフティは、家族と児童相談所等がパートナーシップを結び、解決志向アプローチ（SFA＝ソリューション・フォーカスト・アプローチ）の対話技法を活用し、子どもの安全・安心を協働して構築していく支援方法です。虐待対応の初期介入から再統合支援、家庭復帰まで、子どもの安全に関して譲らない一貫した支援のスタンスを持つとともに、安全を構築する主体はあくまで家族であり、さらに家族は潜在的には安全を構築する力を持っているという考えを支援の前提として持っています。これまでの専門職主導の支援から、「家族が持っている専門性」をアセスメントに動員し、専門職の専門性と照らし合わせながら支援を進めていきます。子どもの安全・安心には一切妥協せず、家族の持っているストレngthsを安全・安心の構築に動員していくのです。家族は、児童相談所が求める安全・安心のゴールとボトムライン（安全・安心のために譲れない最低条件）を視野に入れながら、家族の安全・安心ゴールを創り、児童相談所と協働しつつ、子どものセイフティプランを立てていきます。図は、サインズ・オブ・セイフティの「実践地図」です。とてもシンプルなフォーマットですが、これを前にして家族と専門職が対話を進めます。ホワイトボード等に「見える化」することで、よりその道のりがわかりやすく参加者に共有されます。左の枠には「私たちが心配なことは何」をまとめます。すでに起きた虐待（ハーム）と、このことが続くとしたら子どもにどんな危険（デインジャー）が及ぶのかを具体的に記述します。そして、もう一つは問題を複雑にしている要因を整理します。真ん中のスペースには「うまくいっていることは何」をまとめます。虐待があれば、必ずその例外があります。虐待が具体的に起きなかった時、それはどんなことからそうなったのかを詳細に、具体的に聞いていきます。そして、もう一つは家族が持っているすべての強みについて聴いていきます。右側は「何が起きる必要がある」です。ここで、児童相談所は子どもに及ぶ可能性がある危険（デインジャー）に対して児童相談所が求める安全・安心のゴールを行動レベルで明確に示します。

家族は、これを踏まえ、自分たちが目指す家族の未来を描きつつ、子どもにとっての安全・安心な生活のゴールを構築し、そして、それを目指します。

(The Signs of Safety

A comprehensive briefing paper

「サインズ・オブ・セイフティ

概論」 ver.1 Dr. Andrew Turnell 著、
菱川愛訳 2010)

この家族の今の状況について考える時 When we think about the situation facing this family:		
私たちが心配なことは何？ What are we Worried About?	うまくいっていることは何？ What's Working Well?	何が起きる必要がある？ What Needs to Happen?
<p>0から10で、10がみんなが子どもたちが安全なことを知っているので、児童相談所はケースを終結できる。0が、子どもたちが家庭に留まって暮らすことができない程に状況が良くない。あなたはどこにつけますか？ もし人によって異なる判断がある場合は、線の上に別々に印を付けて数字を書いて下さい。</p>		
0	←	→

事例 18**家庭復帰はしないものの家族と精神面での繋がりを持ちながら
自立に向け退園した事例**

キーワード：トラウマケアの心理教育、自己肯定感、母子合同面接

【 事例の概要 】**<家族状況>**

(年齢は入所当時の年齢)

継父 57歳 運転手

実母 50歳 無職

本児 中学1年生 女兒

異父弟 小学3年生

<経緯>

本児が継父から性的虐待を受け、一時保護を経て学園に入所。入所直後から「母と会いたい」「加害者は家に居るのに、何で自分が入所しているのか」等の訴えを繰り返し、登校を渋ったり、登校しても帰寮してしまうことが続く。ほぼ毎日、物を壊す、暴言を吐き暴れる、過覚醒、記念日反応など激しい PTSD 症状がみられた。

入園後、性被害の再告白がある。その後悪夢、睡眠障害、フラッシュバック、解離があり、不登校も続いた。児童相談所による被害確認面接、婦人科検診を実施。母親との面会を実施したが、継父への怒りから生活へのモチベーションの低下など、不安定になることが続き、器物破損や高笑い、解離状態が頻発した。

中3になってからも解離状態や幻聴・幻覚は見られた。段階的に登校できるようになったが、症状が悪化し精神科に入院。退院後一時的に行動化は無くなったが、解離や睡眠障害はみられ、その後無断離園、器物破損、粗暴行為もみられた。中学卒業後について、自ら自宅ではなく治療継続できる医療機関近くのグループホームを希望し、決定してからは落ち着いて退園まで過ごした。

<支援期間> 3年

【 課題 】

1. 本児が学園で安定した生活を送れるようになる。
2. 母親が、本児の側に立てるようになる（本児の性的虐待の訴えを受け入れる）。
3. 母親が、養育環境改善を図る（継父の性的虐待否認への対処，ネグレクト状態改善）。
4. 本児と母親が落ち着いて面会できる。
5. 母親の態度に変化がない場合は、本児が家族（継父以外、特に母親）と適切な距離をとりつつ、自立していける退園先を検討する。（学園は、在園が義務教育迄のため）

【 方針 】

1. 医療を導入し、PTSD 症状軽減を第一目標に日課は柔軟に対応する。個別対応を強化する。
2. 児童相談所が母（今までの養育の大変さを受容しながら本児との関係を整理）、学園が本児（被害体験に関する心理教育と生育歴を振り返り、母親や性被害に対する気持ちの整理）という役割分担。基本的に、母親面接・母子面接は児童相談所、学園の担当者が同席で実施する。
3. 児童相談所、又は地元市役所等で母親面接を実施する。
4. 母親面接の中で、母親の訴える本児の養育困難さ等を傾聴しながら、本児の近況・見立てを伝え、養育者としての立場が取れるよう支援する。
5. 本児が自己決定できるように、母親への思い（依存，不満・怒り）を表現することや、PTSD 症状コントロールのための支援を行う。

【 取組 】

【 本児への心理教育 (入所期間を通して、繰り返し実施) 】

- ①外傷体験を受けた子どもに現れる症状 (再体験・回避麻痺・過覚醒、再演行動)、回復に向かうための方法 (安全感覚・再想起・再統合) や生活全般についての心理教育
- ②性被害の影響からくる歪んだ認知の修正 (「自分は汚い」、「自分が悪いことをしていたから性被害を受けた」、「言わなければよかった」、「被害を話した自分はずるい」、「された自分が悪い」等の発言)、性的問題行動の振り返り
- ③フラッシュバックでの混乱から抜け出し、今現在を実感するための工夫を考える。(予兆、体感の確認、対応法)
- ④極端な認知の修正 (白か黒かの発想、頑張りすぎる時期とお手上げの時期がある)
- ⑤自分の現状理解を促す (客観的に自分を振り返り、成功体験を確認し、自尊感情を高める)

【 本児の母親に対する葛藤の整理 】

<入所時>

- ・母親が性被害を信じてくれなかったショックな気持ちと見捨てられ不安。家に帰りたい、母親に今すぐに会いたい気持ちと会うことへの不安。(母親への依存と不安：強い葛藤)

<性被害再告白>

- ・告白したことで母親との面会が遅くなることへの不安。継父に家から出て行ってほしい気持ちと母親が認めるなら仕方ないという気持ち。(自己犠牲、自責)

<初回の面会前 (入所1年後) >

- ・「母と会ったら、被害のことは言わずに雑談をしたい。母は変わらなくていい」(否認)

<初回面会后>

- ・「(面会時に母親の涙を見て) 被害をなかったことにしても家に帰りたい気持ち」(否認)

<中2>

- ・(母親に本児の話した被害を全面的に信じている態度が見えないため) 母親からの見捨てられ感、頑張ってきたことへの投げやり感。母親との今後の関係について「このままで良い」(怒り)
- ・母親からの手紙に安心、でも「母には気持ちを言うことはできない」(不安、困惑)

【 取組のポイント 】

〔トラウマケアの心理教育〕

トラウマケアの心理教育から始めるのが基本である。一定の理解の枠組みを提供することにより、当事者が現在の心身の状態を知り、安定を得ること、長期的にはその後起きる症状や出来事を予測して、それに対処する力を強めること、これらを通じてトラウマ症状に圧倒されている当事者に力と希望を与えることを目的としている。

〔母親に対する葛藤の整理〕

担当職員との良好な関係の中で、自己肯定感や大人への信頼感、被保護感が向上した。それに力を得て、強い葛藤的な状態から、否認や怒り、不安の表出を経て、母親の現実像を受け入れ、(期待の取り消し、諦めなど)、母親との関係の取り方を自分で選択した。

<中 3>

・「(母親との今後の関係は) 一生分かり合えるのは無理かも」「楽しい話ができれば」(現実検討、否認)

「楽しいことが一緒にできる関係でいたい。」(諦め、期待の取消)

【 母親面接 】

#1 (一時保護中) 性被害について、「分からない」「本当かどうか分からないから考えないようにしている」 #3 (中 1)「どのように育てたら良いか分からない、本児は難しい子」 #4 (中 1)「継父のことでずっと悩んでいる」 #5 (中 2) 性被害については疑問視「育て方が悪かったのか」 #6 (中 2) 本児との面接、「会うイメージ湧かない」 #8 (中 2) 本児の症状を医師から説明を受け「被害の有無の白黒をつけてほしい」 #9 (中 3)「弟もいるし、家庭は今のまま変えられないから、本児が家に戻るのは難しい」 #10 (本児入院時)「悪くなっているではないか」「継父と別れて本児を引き取りたい」 #11 (中 3)「弟の養育も大変」 #12 (中 3)「今は生活があり、継父と別れられない、本児は施設より病院が良いのでは」 #13 (中 3) 弟の問題行動の大変さを語る。 #14 (中 3) 本児の選択したグループホーム利用に同意する。

【 母子合同面接 】

#1 (中 2)「母が優しかった。泣いたのはびっくりした」 #2 (中 2) 本児の話した被害を母親が全面的に信じている態度が見えないため怒り、母親からの見捨てられ感、頑張ってきたことへの投げやり感。 #3 (中 2) 母方叔父同席で安定。 #4 (中 3) 誕生月で弟も同席。 #6 (中 3) 外出して食事。 #7 (中 3) 進路の話し合い。母親「自分でちゃんと考えて欲しい」 #8 (中 3) グループホームに行きたい事を母親に伝え、母親は受け入れる。

〔母子合同面接を行った際のポイント〕

親子間の認知・感情・行動の異同に注目し、母親が本児に心配している気持ちを伝えられるよう、本児は母親に対して安心を感じられる点・感じられない点の両方について認識できるよう、それぞれに支援した。

〔母子合同面接での本児の変化〕

入所 1 年後から母子合同面接を設定した。母親の態度の揺れ動き、母親からの見捨てられ感や母親への怒りから不安定になる時期を経て、母親との距離を取りながら、関係を保つことを選び、グループホーム入所を自己決定し、母親に伝えることが出来た。

【 まとめ 】

(事例における再構築支援の特徴や支援の内容が有効に働いたと思われることについて)

【 変化したこと、治療効果と考えられること、その要因 】

(1) 本児が学園での生活を肯定的に受け止められるようになった

①母親が自分のことを見捨てているのではないと分かり、安心感を持てた

②施設が安全であるという感覚、自分の力でどうしようも出来ないときには、大人に守ってもらえる、助けてもらえるという実感を持てるようになった。

③家庭から離れて生活することの必要性(母親と離れて母親との関係について考えること、性被害の症状から回復したい気持ち)を本児が実感できた。

- (2) 本児の自己肯定感や大人への信頼感、被保護感が向上した
- ①「被害体験に縛られずに生きたい」という本児の言葉を大切にして、大変な状況になったときには、そういった前向きな言葉を引き出し、解決志向 (SFA) の技法を取り入れながら、職員はサポートするという姿勢を伝え続けた。
 - ②職員は、壁をぶち抜く、椅子をバラバラにする、自傷、飛び出し等、本児の激しい行動化に動じることなく、一貫して関わった。
- (3) 本児が母親の現実像を受け入れ (期待の取り消し、諦め)、母親との関係の取り方を自分で選択した
- ①母親も悩んでいることを知ることができた。
 - ②母親をめぐる葛藤を整理した。(母親に構ってほしくて悪いことをした、悪いことをすることで関係が悪循環になっていた)
 - ③学園の担当職員が本児にとっての代理母の役割をとり、本児は大切にされた・満たされたという体験を重ねることができ、母親に対する愛情欲求不満が軽減した。
- (4) 退園後の生活について、本児が自己決定できた

【 変化しにくかったこと、その要因 】

- (1) 家庭環境
- ①母親は仕事についておらず、経済的に不安定で、継父の収入に頼っている。
 - ②継父の DV があるらしい、という程度の情報しかなく、家庭内に支援者 (市福祉、児相、学園) が入れなかった。
- (2) 母親の本児の性的被害に対する認否の態度 (困惑、回避)、本児に対する気持ち
- ①母は継父と A 子のどちらを信じていいのかわからずに困惑していた。A 子を守れなかった自分が責められるのではないかという不安や、継父と別れたら現在の生活を維持ができないという不安があった。
 - ②毎回のように意見が変わり、考えを整理したり、本児寄りの選択をすることができなかった。
- (3) 本児の症状の改善の程度
- ①本児はトラウマ体験の話題に直接働きかけるようなケアを拒否した。
 - ②破壊、自傷、解離の量は軽減したが、医療ケアは必要な状態。性被害からの回復支援は時間が必要。
- (4) 母子関係再構築にあたって
- ①本児は現実的な折り合いとして、母親との距離をとりながら関係を保つことが、自分にも安全と考えるに至った。つまり、本児は母親代理の大人 (学園→措置変更先のグループホーム) を利用しながら成長することを選んだ。
 - ②性的虐待のようなトラウマケアは長い時間が必要であること、本児を支える家族資源が限られていることを考えると、本事例は親子関係再構築のひとつの形態と考えられる。

【 困難を感じたこと、その要因 】

(1) 施設生活

PTSD 症状のケアや休息と、施設の日課の中で生活を送ること (他児との集団生活、登校) とのバランスの難しさがあった。

(2) トラウマケアの導入について

①本児は学園入所中、終始トラウマ体験に触られることへの不安が強く、拒否していたため、直接被害体験を扱うトラウマケアは実施せず、性被害に関する心理教育、自己評価の向上、不登校等の不適応行動への支援を行った。更に、トラウマ体験を想起すること自体が再体験となる危険性がある (医療機関で扱われパニックを起こした) ため、本児から話題にしない限り職員から話題にしたり、被害について聞きだしたりすることは避けた。

②本児が安定するには、トラウマケア導入以前に、施設での安全・安心な生活の保障と、職員との信頼関係の形成、そして本児の話を傾聴し、“大切にされている”感覚を育むことが最重要と考えた。本児は最終的に、「(医療での) トラウマケアは受けず、自分のペースでゆっくりよくなりたい」と言い、医療によるトラウマケアを受けないことを自己決定した。

③トラウマケアについては、特に虐待による複雑性 PTSD に関して、直接的に被害体験を扱うような介入は、本人の安全感覚の担保なしには安易に導入できない面がある。

(3) 義務教育という期間制限があること

心理治療の途中での退園となったが、医療的ケアを継続しながら地域で生活するという次の支援段階に至ったと考える。

(4) 退園先の検討

退園先についての検討が難しく、学園と児相、嘱託医との話し合いを重ねた。市の福祉課との協力が重要であった。

【 コメント 】

トラウマ体験による不安定な子どもへの対応は、本当に難しいものだと思います。事例を読ませていただき、心理教育や合同面接など、大変参考になりました。そして、対応の基本はやはり、事例にも書かれてあるように、施設での安全・安心な生活の保障と、職員との信頼関係の形成、子どもの話を傾聴し、「大切にされている」感覚を育むことを大切にすることであると思いました。

学園での担当職員の方がこの子との間に信頼関係が形成していった具体的なエピソードがあれば、聞かせていただきたいと思います。また、グループホームでのこの子の生活や学園とのその後の関わりなども聞かせていただけますか。

【 リコメント 】

＜エピソード＞

当初、本児は担当心理士に対して、言葉にできない苛立ち、怒りや不安等を暴言や暴れるなどの行動や退行で表現しました。そのような行動の振り返りを行う際は、担当児童指導員も同席し、生活をする上での粹や不適切な行動に対する指導を行いながら、本児の行動の背後にある不安など様々な感情の整理を3者で行いました。

中1の1月、「(性被害を思い出すような)卒業式には出たくないから、学校に行きたくない。」との訴えが始まり、「卒業式にはまた同じことが起きる。加害者が来る。」と言って寮で暴れることが続きます。また、「卒業式に出られないような大変なことを起こすから。」と、自殺企図をほのめかすこともありました。このような中で、担当心理士が「今年の卒業式は、被害のあった昨年とは違うと思う。同じことは起きない。今のように卒業式を回避していると、卒業式の時期になると一生怖い思いをすることになり、被害体験に縛られることにもなってしまうのでは。」と本児に投げかけました。本児は「(被害体験に)縛られずに生きたい。」という気持ちを表明でき、その後少しずつ登校できる日が増えました。卒業式は途中退席となったものの、「少し、自信がついた気がする。」と語ってくれました。

中2の4月、学園生活や担当職員への信頼感や安心感が芽生えてきたと考えられました。就寝時、心理担当職員に「もしもの話しただけだね。」「もし、本当にこういうことがあったらどうする?」というような言い方で性被害の告白があります。職員は内心動揺しながらも、本児の話信じ、安定感を保ちながら丁寧に聞き取りを行い、児相や医師の協力を仰ぎながら対応しました(婦人科検診や被害確認面接、法的対抗措置の説明等)。この頃から、「私は本当によくなるのかな?」と、職員に確認するような、肯定的なニュアンスの発言が聞かれるようになりました。

中3秋、修学旅行の準備が始まり、知らない人がたくさんいる場所への不安(加害者にあうかもしれないという不安もある)が大きく、不安定になります。本児は担当心理士と新幹線に乗る練習をしたり、担当心理士がお守りとして作った本児が大切にしているぬいぐるみのミニチュアを持参したりして、この時期を乗り越えました。これ以降、このぬいぐるみを大事にし、フラッシュバックがあった時などお守りにしています。担当職員(心理・児童指導)との写真も大切にし、不安定になったときに見ていました。グループホームに移ってからもアルバムをよく見返していると、手紙で知らせてくれました。

＜グループホームでの適応＞

グループホームに入って2ヶ月程は、毎日幻聴やフラッシュバックが続いていましたが、信頼できる30代の女性と親しくなった後は落ち着き、毎日デイケアに通い、症状も軽減しています。入所半年後、初めて母親との面接を実施した際には、フラッシュバックがあったと本児は語っています。母親との交流は学園入所時と同様で、距離

をとりながらの関係です。

<B 学園とのその後の関わり>

・担当児童指導員がアフターケアを担当し、定期的（3ヶ月、6ヶ月、1年）にグループホームに電話し、本児、施設職員に状況確認を行っています。

【コメント】

綿密なアセスメントと支援の計画、それを実行していく専門性の高さに敬意を表します。この子自身が持つ変化のための力を引き出したこと、その力をこの子が発揮したことなど、いろいろなポイントが記述されていてとても参考になります。

質問ですが、多数の職員が関わる場合、支援にブレが生じ、職員間の亀裂になっていくこともあります。その辺りのブレを最小限にとどめる工夫について教えてください。

【リコメント】

学園は大舎施設で、多職種、多人数の職員が子どもたちの支援に関わっています。このことは、日々の直接的支援以外の行動観察、評価、報告、他機関との連携等にも関係してくることで、「スタッフが共通認識の下に動く」ということが、簡単ではないことを認識させてくれます。これは、人数の多寡が要因ではなく、複数のスタッフが存在すれば発生する課題といえます。

この課題は、情緒障害児短期治療施設という児童福祉施設の中に位置する入所型心理治療システムの機能をどうやって維持、向上させるか、ということでもあります。学園では、個人への支援とこのシステムの維持、向上にかかるエネルギーは、半々というよりも4：6くらいの割合で後者にかかるエネルギーの方が大きい、という認識で運営しています。具体的には、以下のような報告、協議を積み重ねることによって、職員間で認識を共有し、ブレを最小限にとどめるよう努力しています。

- ① 朝の連絡会：宿直者が子どもを学校に送り出した後、課長、心理と児童指導の両係長に、前日から子どもたちの表れについて報告し、子どもの様子、支援内容の確認や午後のスタッフミーティングまでに対応が必要なことについて協議する。（1時間）
- ② スタッフミーティング：午後、前日の宿直者から子どもたちの表れについてスタッフ（心理士、児童指導員、看護師、教頭が参加）への報告、子どもの行動（症状）の見立てや支援方法に関する話し合い、ケースの支援経過・予定の報告等を行う。特に、子どもの言動によりスタッフが振り回されたり、対立したりすることを防止するため、表面的な問題行動だけを扱わないよう注意している。（1時間半）
- ③ ケース検討会：出席可能なスタッフ（心理士、児童指導員、教諭）が参加。外部のスーパーバイザー、児童相談所の担当児童心理司、児童福祉司も出席する。（1週、

2 時間)

- ④ 担当スタッフ協議：支援方針・問題行動発生時の対応方針の策定、ケース検討会事前協議等で心理、寮、学校の各担当が集まって随時行う。
- ⑤ 児童相談所連絡会：学園内で 2 回（児相長、課長レベル）、各児相に訪問して 3 回実施。ケースや双方の業務についての理解や連携強化を目的に実施している。
- ⑥ CSP（コモンセンス・ペアレンティング）を代表とするような養育スキルを、スタッフ間の共有スキルとして学習、実施する。

【コラム】

ファミリーグループ・カンファレンス (FGC)

FGCは1980年代にニュージーランドから始まったマオリ族の実践にその起源があります。すでに、諸外国では様々な形で実践されていますが、我が国では、近年注目され始め、これから発展していく実践分野です。

FGCが開催されるのは、子ども虐待等が発覚し、児童相談所等が危機介入し、子どもが一時保護をされるような場面です。そして、これから子どもが安全・安心の中で幸せに暮らしていけるためにはどうすればよいかなどを話し合い、生活の場、養育の主体などを決めていきます。カンファレンスと呼ばれている通り、子ども、当事者家族、ファミリーグループによる公式の話し合いです。ニュージーランドでは法律に基づき実施されます。これまで、このような場面では、最たる専門職とされる児童相談所等が主導して子どもの生活の場、援助方針を決めていくことが多かったと思います。ここでよく起きたことは、専門職がリーダーシップをとればとるほど、家族が無力化されていくというパラドックス（逆説）でした。しかしFGCでは家族が主役になります。FGCの特徴の一つは、従来の3親等に限らない家族、親族、友人なども含めてファミリーグループが主役を担うということです。これまでの家族の認識にとらわれないインフォーマルなネットワークを構築し、そこにある潜在的な力を問題の解決＝虐待の解決に動員していくことです。主役は家族ですから、家族が話し合い、時には家族、ファミリーグループだけでの話し合いによって、子どもと家族のこれからを話し合い、意思決定過程に参画します。

FGCはおおよそ、次の通り展開されます。①アイスブレイク ②情報共有 ③ファミリータイム ④合意形成 ⑤クロージングです。①アイスブレイクは文字通り、ファミリーグループが緊張を解き、話し合いに備える段階です。②情報共有は家族、専門職それぞれが持っている情報を共有することで、家族、ファミリーグループが意思決定に参画できるようにします。③ファミリータイムでは、家族だけで話し合いが行われます。そして、家族、ファミリーグループとして、子どもの養育の在り方についての方針をだします。④合意段階では、ファミリータイムの結論を児童相談所が求める条件、意向等と照らし合わせ、さらなる支援計画を立てます。⑤クロージングでは、困難な作業を取り組んだことをねぎらい、家族・ファミリーグループに敬意を払いつつ終了します。

このようにFGCでのカンファレンスの主体はあくまで、家族・ファミリーグループです。FGCの理念はこれまでの私たちの虐待対応について、鋭い問いかけをしているように思います。

児童自立支援施設における「親子関係再構築支援」

子どもの行動上の問題、特に非行問題を中心に対応する児童自立支援施設は、「枠のある生活」を基盤とする中で、子どもの健全で自主的な生活を志向しながら、規則の押しつけではなく、家庭的・福祉的なアプローチによって、育ちなおしや立ち直り、社会的自立に向けた子どもの課題への支援に力点が置かれている。

しかし、児童自立支援施設に入所する子どものうち、69.5%（H20. 家庭福祉課調査結果）の子どもが保護者からの虐待を体験しており、子どもの非行等の課題が生じた理由として、虐待等の保護者や家族の課題が存在している。

したがって、子どもの課題解決を直接的に支援することはもちろん重要だが、子どもの受けた虐待からの回復の支援や、虐待をした保護者の養育観や養育方法などの改善の支援にも力を注がなければならない。

そのために、施設入所前後のアセスメントにおいて、子ども自身についてのアセスメントと同時に保護者や家族、地域についてのアセスメントもしっかりと行ない、自立支援計画に反映していくことが大切である。

児童自立支援施設では、子どもが24時間、施設内で暮らしており、職員はその暮らしの中で、子どもの課題を詳しく把握することが可能である。把握した子どもの課題に加えて、保護者や家族の課題を、子ども、保護者や家族と共有することが大切である。

しかし、保護者や家族は、子どもが他人あるいは保護者自身や家族に与えた迷惑や被害に対しての対応で疲弊しているため、自分自身の問題に気づかず、子どもの問題にだけ目を向けていることが多い。職員はまず、保護者の努力や配慮、労苦等への共感に努め、子どもの支援を一緒に取り組む姿勢を示すことが大切である。保護者との信頼関係の構築が図られることで、保護者自身の気づきや保護者の養育観や養育方法などの改善を支援し、保護者や家族の課題にアプローチすることが可能となっていくからである。

小舎夫婦制を採用している児童自立支援施設では、職員が夫婦や家族のモデルを示すことができるため、子どもの夫婦や家族のイメージを変え、保護者や家族に対しても、養育のモデルを示すことが可能である。こういった親子関係、家族関係のモデルを実際に示せる強みは意識して生かすことが重要である。

虐待の内容や保護者の状況によっては、子どもを家庭復帰させることが困難な場合がある。その場合、施設は一時的な家庭代替機能があるため、職員が子どもの保護者代わりとなって支援することになる。そういった場合には特に、保護者や家族を尊重し、子どもの心の中で保護者や家族の存在の整理がつくように支援していくことが、子どもにとって非常に重要なこととなる。

事例 19

問題行動の背景に被虐待経験があった子どもに対し、親子関係の調整をした事例

—強硬な姿勢を示した保護者に対する関わりに注目して—

キーワード：生活基盤の確立、養育者としての育ち直し支援、援助資源

【 事例の概要 】

<家族状況>

父親 36歳 とび職・元暴力団構成員

母親 39歳 生活保護受給

本児 中学1年生 (男児)

弟 小学校5年生

妹 小学校2年生

※母親は父親と離婚しており、弟、妹とともに別居。年齢は入所当時。

<経緯>

- ・父親の定職を持たない生活状態や女性関係から両親は離婚再婚を繰り返していた。
- ・離婚後一旦は母親・本児・弟・妹で生活。母親は就労し、本児は家事や弟たちの面倒を見ていた。しかし本児が父親に似ているとの理由で母親は本児に対しての愛情は薄く、幼少時から家事の過度の強要や暴力を振るうようになり、母子関係は悪化の一途をたどる。
- ・本児が小学1年ごろから、それらの回避行動としての家出や万引き等が目立ち始め、以後、万引きや学校での不適応 (他児への威嚇、暴力、教員への反抗等)、不良交友等の問題行動がエスカレートしていった。
- ・状況を見かねた父親が本児のみ引き取るが本児の問題行動は収まらず、感情的な対応と併せて暴力的な養育が常態化する。加えて、不安定な就労状況等から経済的にも苦しく養育不全を起こしていた。
- ・父親は本児に対する愛情はあるものの激しい性格であり、偏った養育観を持ち併せており、学校や児童相談所等の支援全般に対して極めて拒否的であった。
- ・児童自立支援施設入所について、再度、児童相談所と父親、母親との話し合いが持たれたが、母親は養育を拒否。「これ以上状況が悪くなりたくない」との本児の気持ちを理解し、父親がしぶしぶ児童自立支援施設入所に同意した。
- ・入所期間中に本児の課題の改善と併せて父親の本児への養育態度の改善、養育スキルの向上、家族関係の調整等への支援を行い、家庭復帰となった。

<支援期間> 1年

【 課題 】

1. 親子関係の回復
2. 父親の本児に関する育ちの過程の理解と認識の変容
3. 養育における環境側（家庭）の柔軟性の伸長（父親の養育スキルの獲得）
4. 父親の生活基盤の確立

【 方針 】

1. 父親に本児の施設での暮らしを伝え、本児の成長への理解をすすめ、父子の定期的な関わりを確実にし、互いの良好なイメージを作る
2. 父子間の相互作用を促進させ、本児への肯定的な認識と父親自身の意識の変換を狙う
3. 父親への情緒的な支援とあわせて本児や養育に対する考えの幅を広げ関わりをレパートリーを増やすよう支援する
4. 家庭復帰後の生活を保障するため父親の生活基盤への支援と行うとともに、地域内の支援機関と連携し支援体制の確立を図る

【 取組 】

入所前と入所直後に父親が児童相談所や施設に対して厳しく詰め寄り、強硬な姿勢（例えば、強制引き取り）を示す場面があった。当初、予測されるこれらの行為に対しては児童相談所と連携し、すべて毅然とした対応をとることとしていた。しかし、これらの行為は父親自身の後悔の念と本児に対する偏った愛情の表れであることを施設が理解できたため、対応を再検討し、児童相談所と施設とが連携して父親に対して電話での本児の近況報告や家庭訪問等の関わりを積極的に実施し、その中で父親が持つ本児への愛情や本児の養育についての後悔の念などの感情に寄り添い励ますなど、父親に対して情緒的な関わりを意図的に設けることを支援全般の基盤とすることにした。その甲斐あって父親との関係構築がなされていた。

また父親の生活基盤の未確立が本児の自立支援の方向性に大きく影響することが予測されたため、本児の入所後1年で父親が生活基盤の確立を達成することを父親の課題として支援を進めた。施設と児童相談所とが連携し、それぞれが定期的な電話連絡、家庭訪問等を展開することで、父親との関係性の構築ならびに家庭状況の把握に努め、定期的なアセスメントを行った。

なお、本児に対しては課題の改善への取り組みと併せて自身の心

【 取組のポイント 】

- ①電話、面会、外出等の関わりを段階的な設定
- ②生活状況の定期連絡および施設行事等での本児の姿を通して、本児に対する認識の変容を促す
- ③職員との対話を通して、これまでの養育についての振り返りと子どもの行動への理解を促すとともに養育に対する対応の幅やレパートリーを増やす。
- ④家庭訪問を通じた父親の生活状況の確認と期間を設定し生活基盤の整備を促す

境の言語化を支援の課題として位置付け、実父との関係の中で自身の進路について自身の希望を適切に話しすることを目標に支援を行った。具体的には、定期的に面接や作文指導を行い自身の心境の言語化や進路について考える機会を積極的に設けるとともにロールプレイなどを活用して父親との関わり方について支援した。以下に挙げる面会や外出などの場면을学んだことを実践する場として活用し、施設に帰ってきた後に適宜振り返りを行い、次回の面会や外出等での課題を設定していった。さらに、本児が父親と直接関わる場面の中で感じる緊張や不安などの不快な心境の有無など感覚に注目させ、父との面会や外出など父親と関わる場面の設定はすべて本児の意向を尊重し、本児の不安が大きい場合には面会や外出等の予定を順延するなど家族支援が本児の負担にならないように、進捗状況に合わせて配慮し実施した。当初は父親への心境について具体的な発言はなかったものの、取り組みを通して父親への拒否感やこれまでの関わりについて客観的な発言もみられるようになった。さらには施設入所についても客観的に見つめることが出来るようになり、進路と併せて自身の問題性へのアプローチもより進展していった。

<課題 1 へのアプローチ>

電話連絡、家庭訪問と併せ、定期的に面会、外出訓練等の機会を設けた。できるだけ父親の都合に合わせてながら他児への影響を考慮に入れ施設内の取り決め等の支援全体の枠組みから外れないように配慮し実施した。また職員と本児の関わりを見せることを通して、実父に安心感と信頼感を与えるよう配慮した。

<課題 2 へのアプローチ>

施設行事の機会を活用し、本児の頑張る姿、入所により行動変容した姿を題材に、本児への肯定的な認識と実父自身の意識の変容を狙った。本児の場合、運動が得意であったため、運動会や野球大会等の機会を活用し、面会、外出外泊等を行った。離婚により、学校行事等での本児の姿に触れる機会のなかった実父に対し、本児の育ちの過程を理解する機会とした。またこれらの機会を通して、これまでの父親の関わり方や適切な関わり方など養育全般について話をして、養育の振り返りを行った。父親は、次第に力による関わりが主であった自身の行動を見つめなおし、対話による関わりについて考えるようになっていった。

〔本児への具体的支援〕

- ①施設生活の安定と施設入所に対する肯定的な意味づけ
- ②自身の心境の言語化と実父への感情の整理
- ③実父との関わり方の段階的な設定
- ④面会・外出終了後の振り返りと実父との関わり方についての検討

<課題3へのアプローチ>

父親の養育に対する考えの幅を広げ関わりのレパートリーを増やすため、外出や外泊訓練を実施した。実施にあたり、児童相談所との協議を重ね、本児の行動上の問題等、不測の事態へ対応できる体制（主に施設）を確保し実施した。特に、外泊訓練に関しては、生活基盤の確立に向け懸命に取り組んでいる父親に配慮しつつ、1泊2日等の短期間の訓練を入所後約3カ月から概ね1カ月に1回の割合で実施した。

実施においては、本児、父親共に宿題（本児には家事全般や学習、実父には本児と食事を共にする、進路について話しするなどの課題）を与え、施設に戻った時に振り返りを行った。外泊訓練を重ねるにつれ、本児も次第に父親への心境、進路（本児は就職を希望し、実父は高校進学を熱望）等の希望なども話できるようになっていった。進路について、父親の思いは強く、強硬な姿勢も見られたが、職員や児童福祉司等が適宜関わりを持つ中で、本児の希望を尊重する姿勢に徐々に変化していった。

<課題4へのアプローチ>

離転職を繰り返す父親の状況を考慮し、生活基盤の確立については1年という期間を設けて展開した。父親は期間を設けられることに抵抗を示していたが、本児の支援上譲れない条件として提示したことで納得し、一度退職した就労先に頭を下げ再度就労を開始した。雇用主は自宅近くに住んでおり本児の家庭のことも理解しており、家庭にとって物心ともに有力な援助資源となった。

当初、実施が懸念された外泊訓練においても、雇用主が外泊訓練時の帰宅先として申し出てくれ、本児と実父との関係が適切なものとなるように配慮してくれるなど本児と実父へのサポートを申し出てくれたことで実施が可能となった背景がある。加えて、支援機関が把握しにくい状況や指導しにくい内容についても協力を得られたことは支援上大きな転機であった。

支援体制の整備については、父親の性格上、支援機関への不信や拒否感が払拭されたわけではなかったため、児童相談所は原籍校、民生委員などとの調整会議を開催し、父親への直接的な関わりではなく本児へのサポート体制の整備を行った。

【まとめ】

本ケースを進めるにあたり、本児の意向と安全に最大限配慮するとともに、児童相談所と施設が協議を重ねて支援全般を進めていった。

① 関係機関、援助資源との良好な関係性

本ケースの特徴は、支援過程上、かなり早い段階で外出・外泊訓練を実施している点にある。それを可能としたのは施設と児童相談所との良好な関係性によるものである。互いの立場を理解し、支援に対して同じものの見方をして、役割を分担し対応することを互いに目指した。その結果として、入所初期から積極的な家庭訪問と保護者への連絡等、施設と児童相談所とが連携し支援を開始することができ、支援が困難と思われた保護者にも早期に信頼関係の構築がなされたと考える。また家庭訪問を積極的に行うことで家庭環境の可視化のみならず援助資源（雇用主）を発掘することができた。偶然ではあるが、父親の雇用主と直接コンタクトをとれたことは本ケースを支援する上で大きな転機であり、雇用主の存在は父親の生活基盤の確立が短期間で達成できた最大の要因であると考えられる。待ちの姿勢ではなく積極的に動くことの重要性を感じた。

② 子どもの“育ち”の過程の共有と保護者を“育てる”視点の重要性

職員と父親が、施設生活を通じて、子どもの育ちの過程を共有することを目指し、支援を組み立てた。父親を“原因”ではなく“資源”として位置付け、“治療する”のではなく“育てる”視点に立ち、関わりを持った。家族支援での取り組みだけでなく、たわいもない職員との会話等を通じて、父親が養育に関しての正しい知識を学ぶことや、対話の重要性について気づくことができたのは、職員にそのような視点があったからである。“力で支配する”視点から“対話を重視する”という父親の視点の変化は、その後の本児の支援を展開する上で大きな意味があった。

また、本ケースの父親の場合、本児への支援と同様に「してはだめなこと」ではなく「してほしいこと」や適切なモデルを提示することが非常に有効であった。そのことで父親への言葉がけが賞賛やねぎらいになっていった。家族支援の過程においても児童の支援と同様に段階的に課題を設定し取り組んだ。これらの取り組みは、父親に対する養育者としての成長を支援することと換言できる。本ケースからの学びとして、児童の支援と同様に“育ち”という視点から家族支援を展開することは重要であり、今後の家族関係調整や家族支援のあり方について、一つの視座を得られたと考える。

③ 退所後の支援を視野に入れた適切な家庭復帰時期の見極め

本ケースでは、家庭復帰時に父子関係が完全に改善していたとは言えず、むしろその途中であった。しかし、児童の問題行動の改善状況と原籍校の受け入れ状況、何より父親の改善への意欲と雇用主を主とする援助資源があることが大きなメリットがあった。それら様々な要因を考慮し、家庭復帰後も援助の継続による父子関係改善が見

込まれることから家庭復帰とした。したがって、本児が家庭復帰した後も児童相談所が主となり施設と連携して支援を継続することとした。事実、父親と本児の間でトラブル等が度重なったが、その都度児童相談所や施設、雇用主が間に入りつつ「家族による解決」がなされるよう支援した。

それまでの関係性を重視しつつ退所後も継続した支援の重要性と適切な退所時期の見極めの必要性を痛感した事例であった。家庭復帰時期を完全な親子関係の改善とした場合、復帰後の援助資源を有効に活用できない場合も考えられることから、家庭復帰においては親子関係のみに焦点を当てるのではなく援助資源や援助に対する家族の受け入れを含めた包括的な判断が重要と考えられる。

④ 本ケースの限界

なお、本ケースの限界として、母親、弟、妹との関係調整があげられる。母親、弟、妹との関係においては、母親が本児と弟、妹との関わりを拒否したこと、本児も母親との関わりについて極めて拒否的であったことから、家族支援の中では取り扱えず、本児への支援の中で実母や弟妹への感情の整理という形で支援せざるを得なかった。今後、包括的な家族支援の在り方を考えるにあたり、このような家族への支援の方策を検討する必要があると考える。

【コメント】

大人の偏った養育感を変えていくのは難しいことなのですが、父親の変化には驚きを感じます。父親は、これまで適切にサポートされたことが少なかったのかもしれない。

効果的な支援のためには、包括的（弱みも強みも）アセスメントが必要と思われませんが、どのような視点で取り組まれたのか、また、関係者で共有されたのかを教えてください。

【リコメント】

コメントの通り「父親は、これまで適切にサポートされたことが少なかった」のだと感じます。よく「家族は指導されることは多いが、支援されることは少ない」と言われますが、実父の場合も同様でした。そのため我々の支援が実父にとって「指導ではなく支援」と感じられるよう配慮して取り組みました。

実際のアセスメントにおいて、援助者自身の不安や感情等がアセスメントに作用したり、援助者側の視点が虐待をした親という枠組みから抜け出せなくなり全てを否定的に評価して強みを見過ごすことがないように、施設での支援を開始するにあたって関係機関間で実父を本児の最大の援助資源として捉えることを確認しました。またアセスメントにおいて危機に繋がるような事象に目が行きがちとなりますが、これらの要因を支援におけるニーズとして再度評価しました。そうすることで本児と実父に関わった支援者がそれぞれ持っていた些細な情報が活きた情報となり、関係機関がチー

事例 19（児童自立支援施設）

ムとなって関わることが出来たと考えます。時として、否定的な評価をする場合もありましたが、それは愚痴として関係機関間で情報共有することで支援者間のつながりを維持できたとも感じます。

【コメント】

効果的なサポートチームを作っていくコツについても教えてください。

【リコメント】

連携に尽きると考えます。そこで大切なのは、「別々の役割を持つ人が同じものの方をして異なる仕事をする、そして足りない所は互いに補い合う」ということでしょうか。そのためにも互いの顔が常に見える関係がいいように思います。「関係機関に足しげく通う」、そして「出会いをつなげる」ということが重要だと感じます。なお本ケースでは実施していませんが、一時帰宅訓練を活用して原籍校だけでなく地域の支援機関（民生委員や NPO 等）と家族をつなげるような取り組みを行った事例もあります。家族と子どもが一緒にいる機会を逃さないようにして、地域内のサポーターを増やしていく、そのことで家族を支える基盤が安定していくことは家庭復帰に繋がる可能性を広げることにもなると考えます。

事例 20**16歳で児童自立支援施設に入所し、家庭復帰ではなく、一人暮らしを選んだ事例**

キーワード：虐待の世代間連鎖、個別処遇

【 事例の概要 】**<家族状況>**

実母 40歳
 本児 16歳 (女児)
 異父妹 6歳
 祖母 65歳 クリーニング店経営 (別居)
 ※年齢は入所当時の年齢

<経緯>

家出中に警察に保護され身柄付通告で一時保護。初めの2日間は、名前・住所・家の事情など聞かれたことにスラスラと答えていたが年齢以外全て嘘であった。保護された時、頭部に酷い傷があり頭頂部は直径10センチほど禿げていて傷は膿んでいた。また、両腕には傷跡が無数にあった。背中にも引っかき傷などがかなりあった。ストレスによる自傷行為の結果できた傷であった。体格は小学生高学年ほどであった。

これまでに何度か母親からの虐待として通告・相談があったが、本児は助けを求めず、その時点では外傷もなかったため、児童相談所が介入できなかった。

本児は小学校の頃から万引き・金品持ち出し・友人の財布からお金を抜き取る・虚言などの問題行為が始まる。その都度母は本児を叱り諭していた。時には手で叩くこともあった。中学2年生になった頃、問題行動が激化。万引き総額は半年で10数万円になったとのこと。本児が万引きした店から10万円の請求が来たこともあった。中学2年の秋に万引きが発覚してから母親は本児を外に出すのを恐れるようになり、その後は一日も登校せずに中学校を卒業している。母親もその頃から体調を崩し、拒食症となり、食べ物を受け付けなくなる。体重が25キロまで落ち、歩くこともままならない状態になってしまった。

本児の生活状況は、怠惰で、他の子どもたちに平気で嘘をつき、周りをイライラさせ、なかなか集団に馴染めなかった。場面にそぐわない反応(突然の高笑い等)が多く見られた。

入所して5カ月経つと、生活も徐々に落ち着いていったので、母親と外出したり、祖母宅への帰省を実施することができた。しかし、帰省時に祖母の財布からお金を抜

き取ったり、万引きを繰り返す等の問題行動が見られた。3年間の入所期間中に、無断外出が4度有り、その度に万引きを繰り返した。年齢が高かったので比較的早い時期から職場実習を体験するが、実習の行き帰りに万引きをしたり、従業員のロッカーから財布、服、現金を盗むこともあった。その都度、職員と事実を確認する作業をしたが、本当のことを言えず事実と合わないことも多くあった。

母親は面会時などに一緒に暮らしたいと言い、本児も学園生活で辛かったり、他の子どもたちとうまくいかないことがあると、すぐに「家に帰りたい」と訴えた。しかし、施設生活を送るうちに本児自身、「やはり母と暮らすことは無理である」と考え、一人暮らしをする道を自ら選んだ。本児に対して大変親身になってくれる職場が見つかり、アルバイトをしてお金を貯め、学園を巣立っていった。

<支援期間> 3年

【課題】

1. 大人との関わりにより信頼関係を築き、施設での生活を安定させる。
2. 親子関係を調整しながら、社会性を身につけさせ、住み込み就労等、自立に向けての支援をする。

【方針】

- 1-1 本児の体力や性格特性を考慮し、緩やかな日課からはじめる。個別の日課を作成し、個別に関わる時間を多く作る。
- 2-1 母子関係修復を考え、そのためにも面会、外出、外泊を実施する。母が移動困難な場合は送迎をする。
- 2-2 生活スキルを高め、本児の意向を尊重しながら、職場実習、アルバイトと自信がつくように徐々に段階を上げていく。

【取組】

入所後1ヶ月は、寮の職員とだけ個別支援を実施する。同じ寮の子どもたちの集団にうまく適応できず、体調不良を訴えることが多く、寮で静養していることが多かった。静養していない時は、児童間でのトラブルが絶えず、うまくいかなくなると「私は悪くない、家に帰って母親と暮らすのが当然。」と訴えることが繰り返された。「食事は美味しいものしか食べないのが私の主義と言って、食べ物を平気で捨てた」「私はお嬢様だから、掃除なんかしなくてもよいと平気で言う」「大きな声で聞こえるように悪口を言う」「場面を考えず高笑いをする」など周りをイライラさせることがトラブルの原因だった。個別支援の日課で生活させることで、他の児童から不満

【取組のポイント】

が噴出し、更に本児の立場が悪くなるという悪循環で唯々日々が過ぎていった。1ヶ月の個別支援終了後は、他の子どもたちと少しずつ日課を同じにしていく中で、本児の体調不良の訴えやトラブルは続いたが、少しずつ日課をこなせるようになってきたので、他の子どもたちから少しずつ認められ、受け入れられるようになっていった。頭の傷はバンダナで隠していたが、入所後3ヶ月頃には髪が伸びてきたので、うまくセットし外せるようになる。(頭の傷は、後に手術を受け、ほとんど目立たなくなる。)

入所して5カ月経ち、児童相談所との協議で、母親は入所の時点で虐待について認め、心から反省している事から、本児の家庭復帰に向けて、面接や面会等を繰り返していくことになった。母親自身も祖母からかなり厳しく躰けられてきた経験を職員との面接で語っている。祖母は強迫的に何事も把握していないと気がすまない完全主義者である。母親は、祖母から声をかけられると「今でもビクッと怯えてしまう」と話していた。祖母は問題を起こした本児について「言っても聞かない子」といつも口にし、「育て方が甘い」と母親を叱り飛ばした。母親は祖母に伝えるだけの能力を備えていたが、本児は素質的に恵まれておらず、母親の要求に応えることができなかった。

母親や祖母との面会を実施した直後は、いつにも増して、本児は自分をコントロールすることができなくなり、ハイテンションになり大きな声、高笑いが寮内に響き渡り、トラブルが頻発した。

母親は本児と早く一緒に暮らしたいと話し、本児も同調するという会話が繰り返されていた。母親は職員の前ではとても丁寧な受け答えであったため、関係改善が少しずつ進んでいるように見受けられた。その後、段階的に外出や帰省を実施するようになった。

しかし、母親は本児に会うたびに学園や職員の批判、悪口を言っていたようである。(後になって、本児が職員に話してくれて、わかったことである。)そして、実際にはそういう面会を重ねる中で、本児は母親との関係を整理していき、母親との距離を取っていく結果となった。

それは、今まで経験したことがなかったダンスや水泳、バレーボールなどができるようになり、生活面でも職場実習、アルバイトとできることを増やし自信をつけていく中で、生活が安定していき、心が成長していったからだと考える。

入所間もない頃の本児は現実と向き合おうとせず、「これからこうしたい。」という意欲が全く感じられなかった子どもだった。学園で今まで経験したことのないことに取り組むうちに、職場実習に

〔子どもの変化〕

- ①集団に適応できず孤立
- ②同じ日課を過ごせるようになる
- ③集団に認められ受け入れられる
- ④ダンスや水泳、バレーボールが出来るようになる
- ⑤職場実習、アルバイトとできることが増える
- ⑥自信がつき、生活が安定する

〔子どもの心の成長〕

- ①自己肯定感
- ②職員との信頼関係

〔職員の姿勢〕

- ①罪を憎んで人を憎まず
- ②子どもの存在そのものの肯定

行ってみたくないと口にするようになる。

しかし、職場実習に通い始めると万引き・金品持ち出し・従業員のロッカーから財布・服・現金を盗んでくることが繰り返された。職場実習に出す前のケースカンファレンスで「失敗を覚悟で、うまくいかなくても、失敗から学ぶことを優先する」ことを確認していた。この時に気をつけたことは、「行なってしまった事実は認めさせる」「見捨てないという姿勢を伝え続ける」「次のチャンスを必ず与える」ことを本児に必ず伝えた。失敗を繰り返す中、本児の口から「もう本当は万引きしたくない」と言葉がでる。職員も同調し、「しなくなるようになるよ」と会話できるようになった。その後アルバイトが見つかり、そこでも失敗はあったがこの頃から、お金を貯めて一人暮らしをすることが、自分にとって一番いい方法と考えるようになる。3つ目のアルバイト先では、とても面倒見の良い方に恵まれ、一人暮らしを実現するために巣立っていった。

この頃には、万引きも行わなくなり、「なんであんなこと、してたのかな?」と話すまでになっていた。母親や祖母との面会・外出・外泊等については、徐々に減っていったが、祖母とは良い関係が出来上がり経済的支援等を受ける約束ができた。祖母とは退所後も交流があったが、母親とは適度な距離をとり、関わっていた。

【まとめ】

(支援が有効に働いたと思うことについて)

①本児が学園での生活を肯定的に受け止めていたこと。

(生活が落ち着いてきたときの A 子の言葉)

- ・言葉や態度では表現できなかったが、「ご飯が食べられること」、「安心して眠れること」で学園生活はずっと安心していた。
- ・母親と暮らすことは絶対に無理だとの思いを持ち続けていたこと。私の居場所はここしかないと考えていたこと。
- ・見捨てられないと感じていたこと。
- ・たくさんの人に助けられていると感じていたこと。自分は一人ではないと思えたこと。本児が荒れるたびに、学園の先生の誰かが本児の味方をしてくれた、既に中学校を卒業している子どもにもかかわらず、卒業した中学校の先生や、小学校の先生が足繁く面会に来て励ましてくれた。児童福祉司、児童相談所の心理担当職員も、失敗しても、次は大丈夫と励まし続けてくれた。

②母親が最後まで強制的に引き取るような事態にならなかったこと。

- ・母親は職員、学園に対して子どもを取られてしまうような寂しさを感じていたので、批判や悪口を言っていたと考える。過去に本児との生活には困難さを経験していた

ので、職員が本児の支援について説明した時は、いつも「よろしくお願いします。」と理解を示してくれた。

- ③祖母が本児の成長を認めてくれたこと。
 - ・母親が本児のために協力してくれていることを常に祖母にも伝えた。その結果、退所時に、祖母も本児の一人暮らしの保証人、経済的支援を引き受けるようになった。
- ④本児に対する極端なまでの個別支援を担当職員だけが行なうことなく、施設全体で支えたこと。
 - ・他の寮の子どもにも大変な影響があったが、本児については特に個別支援の必要性を職員全員が理解し、担当職員を支えた。
- ⑤職員夫婦の子どもとずっと仲よしだったこと。
 - ・本児は職員夫婦の子どもをととても可愛がってくれた。一緒に遊んでくれたり、ある時は芸能人のイベントに職員の子どもの本児だけで連れて行ってくれた。

【コメント】

その後、家族との関係はどうだったのでしょうか？

【リコメント】

退所後、祖母とはうまくいっていましたが、本児の生活が乱れてきてからは、祖母との関係はうまくいなくなり、関係が切れてしまいました。祖母に電話をすると、「あの子は言っても聞かない子（だから厳しく躾けなければならない）」と言っていたのを覚えています。

母親とは1年に1回ぐらい食事をしていたようです。本児から積極的に会うことはなかったようですが、「一応、親やからな。」と言っていました。そんな母親も5年ほど前に亡くなりました。本児から葬儀に出て欲しいと連絡を受け参列しました。

本児は「恨んどった時期もあるけど、親が亡くなるってなんとも言えないな」と言っていました。

母子生活支援施設における「親子関係再構築支援」

母子生活支援施設では、親子の暮らしを支える日常的な支援によって子どもの安全を守りながら、母と子それぞれに寄り添いながら、親子関係再構築支援を並行して実践していくことが可能であることが、最大の強みであり、特徴である。また、入所支援により親子の状況や変化がつぶさにとらえられるという利点もある。

母子生活支援施設で行われている親子関係再構築支援の典型的なものとしては、分離された母子が家庭復帰する際に母子生活支援施設で親子での暮らしを再スタートさせるもの、母子での生活は維持されているが、虐待等のリスクのために支援を要するという分離に至らない段階での支援という二つのパターンがあげられる。

特に分離に至らない段階での親子関係再構築支援については、母子生活支援施設における日常的な支援を、「親子関係再構築支援」と意識し直すと、多くのものがそれに該当しており、親子関係の維持のために多様な支援が実践されている。

母子生活支援施設では、母親に向けた支援、子どもに向けた支援、家族に向けた支援を同時に実践でき、また生活に根づいた直接支援を即時提供することが可能である。

不適切な養育には、虐待のリスクが高いものから、養育スキルが低いことで子どもに適切な養育を行うことが難しいものなどまでさまざまである。いずれにしても、親子関係再構築支援においては、母親、子ども、家族の状況を正確にアセスメントし、その世帯に応じた支援をタイミングよく実践していくことがなにより重要となる。

虐待のリスクが高い世帯には、見守り観察を行い、危機的状況に即座に介入し、子どもを一時的に保育するなど子どもの安全を守った上で、母親が虐待に及ぶ中心的な課題への支援を行いながら、母親が虐待に及ばないように行動の変容を促すこと、母親が虐待を自身の課題として認識し、行動を振り返るようになることなどを支援目標とする。

また、養育スキルに不安のある母親に対しては、母親のそばでモデルとなる関わり方を見せながら、母親が子どもの成長段階に合わせた養育スキルを獲得できることなどを支援目標とする。

中学生や高校生という高年齢児になってからの家庭復帰では、親子が一体となることを目指すのではなく、子どもが親を自分なりにとらえ直し、適度な距離を持ち、親について客観的に見られるように子どもの自立の獲得を最優先目標とすることが多い。

このように世帯の状況によって支援のゴール地点、支援計画も大きく異なっている。そのため、世帯一つひとつに応じた多様な親子関係再構築のあり方を探る柔軟性と支援ができる実践力が重要となる。

児童相談所をはじめとする親子関係再構築支援に携わる他機関には、母子生活支援施設が家庭復帰に大いに活用できる施設であることを周知すると共に、母子生活支援施設としてもその役割、機能を十分に認識し、取り組んでいくことが大切である。

事例 21

母子生活支援施設で母子分離せずに、虐待防止支援を行った事例

キーワード：母子からの SOS、ショートステイの利用

【 事例の概要 】

<家族状況>

母親 36 歳 パート勤務、生活保護受給

長男 8 歳 小学 3 年生

長女 3 歳 保育園

※ 年齢は入所時の年齢

<経緯>

小学校より、長男へのネグレクト、身体的虐待の疑いがあると通報を受け、児童相談所が指導を開始する。児童福祉司が訪問するも、母親は応対しない状態が続いていた。X 年 Y 月、母親が児童福祉司に家賃滞納により、数日後に立ち退きを迫られていることを相談した。児童福祉司は福祉事務所に連絡し、母子生活支援施設の入所に至った。

入所後、間もなくすると長男は不登校、長女も保育園に登園できない状況となった。施設職員と児童福祉司を中心に世帯への支援に当たるが、母親は関わりに消極的であり、自身のことや子育てのしんどさを語ることはなかった。世帯への支援について模索しているところで、母親に叩かれ、長男が頬に青あざを作る、鼻血を出す、長女が口を切るなどの事件が発生した。

児童相談所より、母子分離の方向性が示されたが、母親が分離以外の方向で立ち直ることを強く望み、母子生活支援施設での入所が継続されることとなった。

職員は、母親の相談、精神科受診の同行、家事全般のサポート、長男の登校を促し、長女の保育園送迎や、緊急時の保育等を行った。また関係機関と連携し、定期的にカンファレンスを開催し、現在では母親も自身の課題を認識し、かなり落ち着いて生活できている。

<支援期間> 1 年 6 ヶ月（継続中）

【 課題 】

（子どもの課題）

1. 子どもから職員に SOS が出せるようになること
2. 子どもの日常生活が保障されること

(親の課題)

3. 母親は職員に虐待の事実について詳しく話すことができるようになること
4. 母親が虐待に及ぶ前に SOS が出せるようになること
5. 母親の負担を軽減させ、精神的課題のケアを受けられること
6. 母子の支援に対し関係機関の連携体制がとれるようにすること

【方針】

- 1-1. 親子関係が緊迫した際には職員が介入し、子どもに「職員に相談ができること」を常に伝えておく。
- 1-2. 職員が母親の叱責時に介入・調整・代弁をする。
2. 職員が子どもの負担軽減のためのサポートを実施する。(起床の促し、登校支援、保育園送迎)
3. 母子支援員が日常的に相談、生活支援を行い、信頼関係を構築する。
4. 親子関係が緊迫した際には職員が危機介入し、母親に「職員に連絡すること」を常に伝えておく。
- 5-1. 母子支援員が毎週一回の家事支援を実施する。
- 5-2. 母子支援員が母親の精神科受診の促し・同行をする。
- 5-3. 必要時に長男の支援、長女の保育を実施する。
- 6-1. 児童福祉司が毎月一回訪問面接を実施し、世帯の状況を把握し、施設と情報を共有する。
- 6-2. 関係機関で定期的なカンファレンスを開催する。
- 6-3. 必要時にはショートステイ、一時保護を実施する。

【取組】

母親は人との関わりに消極的ではあったが、食事が作れていないこと、居室が乱雑な状態であることは問題であると感じていた。母親と担当職員で相談し、毎週一回ずつ、母子支援員が居室に行き、調理介助、家事支援を行うことにした。

職員は介助の際に居室の状態を確認するとともに、母親の話を十分聞くように努めた。

子どもの登園、登校促しも母親にとっては負担が大きく、職員が毎朝起床、登校の促し、長女の保育園送迎を行った。

居室から、母親のヒステリックな声や、子どもの泣く声が聞こえた際には、職員が居室に行き、状況確認しながら、母親と話をすることで母が精神的に落ち着くまで母子と共に過ごすことや、子どもの保育を行った。母親には、苛立った時には無理せず、いつでも職員に連絡したら良いこと、いつでも子どもの保育ができるので一旦

【取組のポイント】

〔母親に対する生活スキル獲得に関わる支援を行う際のポイント〕

- ①母親との日常生活における課題意識を具体的に共有
- ②直接的な家事支援の提供
- ③即時・即座な介入調整

子どもと離れ、気分が落ち着けば迎えに来たらよいことを繰り返し伝えた。

なかなか虐待について語らなかった母親が、次第に「子に手をあげてしまうことがある。私も子どもの頃、父親より叩かれて育ったため、叩くことはやめたいと思うけれど、子どもが言うことを聞かないとどうすればいいのかわからなくなってしまう」と職員に話すようになった。児童福祉司からは施設職員のサポートを受けること、月に1回1週間程度ショートステイを利用できること、緊急時には一時保護が可能であることを伝えられた。

また母親自身の虐待体験についても語るようになった。

虐待に及ぶ前にストレスが溜まったら職員に話に来るように繰り返し伝えていたことで、時間の経過とともに少しずつ連絡できるようになり、母親が職員と話すことで精神的に落ち着くまでの間、事務所に話に来られることも増えた。

また長男も、母親とのやり取りの中で理解できないことや、負担を感じた時には事務所に連絡し、職員と話ができるようになってきた。

母親は不眠が続いていることや不安感が取れないことなども職員に相談するようになり、精神科受診を開始した。「抑うつ状態」という診断を受けたが、受診、服薬が安定しなかったため、職員が週一回の受診の同行、服薬管理をするようになった。

毎月、一週間程度のショートステイを利用し、母親の精神的な休息を取り入れた。

母親にストレスが重複してかかると、ヒステリックになることもあったが、職員のサポートを受けながら、自分のストレスの処理方法、子どもへの対応方法を身につけていくことが、施設を退所し、母子で暮らしていくための課題と認識して生活をされ、現在ではかなり落ち着いて生活ができている。

〔母親の気持ちを汲むことの効果〕

母親の気持ちを汲んだ支援の結果、母親が自ら不適切養育について自己開示するようになった。これは子どもの安全確保と即座な支援が可能になってきたことである。

〔母子の精神的安定をはか
るための支援〕

虐待に焦点を当てた相談支援を行い、母子共に思いを表出できるようになり、精神的に安定してきた。1週間程度のショートステイを利用して、母親の精神的な休息を取り入れた。

〔精神科受診と同行通院・服薬管理〕

受診・服薬の支援をきめ細かく行うことで精神的安定をはかることができた。

【まとめ】

児童相談所から母子分離の方向性が示され、虐待のリスクがある中で、母子による施設生活を継続する判断は難しかったが、関係機関で虐待防止支援を行い、また母親自身の課題認識を確認した上で、虐待を繰り返さないことを支援の中心的課題と据えて、支援を再スタートできたことがポイントとなった。虐待のリスクに向けた支援として、母と子それぞれが虐待の事態になる前に SOS を出せるようになることが課題と考えた。そのため職員は親子間に緊迫した様子が見られた際や、母子からの SOS があった時には、24 時間いつでも居室に駆け付け、親子間の調整や、子どもの保育等

を行い、連絡できたことの肯定的評価を母子それぞれに伝えた。

母親はこれまで他者との関係を結ばず、医療にもかかっていなかった。医療機関につなぐこと、母親の負担を軽減させることも課題と考え、支援にあたった。母親自身に課題意識のあった料理や居室整理の介助に職員が入ることは、母親との信頼関係を築いていくことにも有効に働いた。母親は精神科通院や、日常生活、子どもの養育面での支援、またショートステイの利用で休息を取り入れられるようになり、負担が軽減されたことで自身の状況や課題を見つめ、関係機関と一緒に取り組めるようになった。

【コメント】

母子生活支援施設を出て安全・安心に自立した生活を送るためにどんな力が必要なのでしょう？親子が身につけるのが難しいとしたら、どんなサポート体制が必要とお考えですか？

【リコメント】

この事例においては、虐待に及ばないよう対応できる力だと考えます。具体的には、母親は怒りのコントロールができるよう、自分の心の状態を自覚できること、虐待に及びそうになったときには、子どもと少し離れるなどのタイムアウトを取る、周囲に SOS が出せるようになることです。また、子どもも周囲に SOS が出せる力をつけられることは重要です。

親子が身につけることが難しい場合には、子どもが 18 歳また事情によれば最長 20 歳まで入所期間を延長し、子どもの安全と安心できる生活を保障する中で、子どもが自立できる力をつけることを中心とした支援が必要と考えます。

【コメント】

本来分離保護が前提となる状況にありながら、即時介入と具体的な支援が可能な環境があったことで実現した親子支援例と言えます。

フィンランドなどで取り組まれ（日本では宮城県が一時保護事業として取り組んだ宿泊型支援がやや類似か）ている、親子入所型支援の類似例とも言えるかもしれません。

母の生活管理能力は、即時・直接の支援枠組みで何とか維持されており、月 1 週間のショートステイの利用も珍しいと思います。通常の在宅支援レベルでの生活にはまだ相当の道のりがあるのでしょうか。

【 コメント 】

この事例は母子生活支援施設における一般的な課題に取り組んだ事例です。定期的なショートステイ利用など社会資源の活用をしながら子どもの安全と安心できる生活や育ちを確保しようと支援しました。

母子からの SOS に即時介入と支援が必要な状態にありますが、母子での生活と子どもの安全双方を実現する支援となっています。

現時点では、母子のみの生活への移行は困難ですが、時間をかけ、支援を継続すると共に、在宅での支援策も探っていこうと考えています。

事例 22**養育スキルに不安のある母親に施設と関係機関が積極的に支援を行った事例**

キーワード：養育スキルへの支援、子どもの育ちの保障

【 事例の概要 】**<家族状況>**

母親 42歳 生活保護受給、知的障害

本児 生後 1 か月

※年齢は入所時の年齢

<経緯>

本児は、母親が妊婦健診未受診のまま、路上で産気づき救急搬送され、出生。妊娠中の経過や母親の理解力に不安があること、出産費用が払えない状況などから、病院が福祉事務所に連絡し、助産制度の適用をしたことから支援が始まる。

子どもの育ちのリスク要因として、母親の能力、住宅環境が不衛生であること、身寄りがなく社会的な支援も受けられていない、といったことがあり、要保護児童対策地域協議会の対象として協議し、各機関が支援を開始した。児童相談所より、乳児院に入所させることを勧めたが、母親は母子での生活を強く希望したため、母子生活支援施設に入所する方針で指導がなされ入所となった。母親には療育手帳の申請を勧め、療育手帳B（軽度）が交付された。

母親には子育て経験が無く、母子支援員が毎日居室訪問し、全面的に子育てのサポートと生活介助を行った。

養育スキルに不安がある母親と乳児の養育に施設職員、関係機関が積極的に関わり、養育支援を行った事例である。

<支援期間> 1年3ヶ月（継続中）

【 課題 】

1. 本児の発達及安全に保障されること。
2. 母親の養育能力の向上と生活基盤の整備。

【 方針 】

- 1-1. 職員が毎日居室訪問し、母親と共に日常的な養育ケアを行う。(母子生活支援施設)
- 1-2. 保健師が定期的に訪問し、専門的アドバイスを行う。(保健センター)
- 1-3. 育児支援ヘルパーを利用し、母親の負担軽減や養育相談の機会を提供する。(保健センター)
- 2-1. 居室訪問時に家事支援を実施する。(母子生活支援施設、保健センター)
- 2-2. 児童福祉司が訪問面接を実施し、必要に応じて施設と情報交換を行う。(児童相談所)
- 2-3. 必要に応じてカンファレンスを開催する。(要保護児童対策地域協議会)

【 取組 】

母子への支援体制を確保するため、児童相談所、福祉事務所より病院に入院期間の延長の依頼が行なわれ、一か月間入院となる。その間に要保護児童対策地域協議会の場で、今後の支援の方向性と各機関の連携が図られた。病院は、入院期間中に沐浴や排泄処理などの養育スキルの指導を行った。

母親は、子どもの頃は緘黙症があり、初めての人や場所には抵抗感が強かったが、子育てには前向きな様子があった。入所時面接で、職員の支援を受けながら共に子育てをしていくことに同意された。

具体的な方法として、職員が毎日居室訪問し、沐浴や子どものケア、料理、掃除、買い物などの支援を行うこととした。

また保健センターからも育児支援ヘルパーの派遣を受けられることになり、職員の訪問と併用して利用した。

入所以前は、社員寮に住んでいたが、住居の状況は床が見えないほどごみ袋が散乱しており、台所付近には残飯や食器が放置され、害虫の住処となっている状況であった。母親は片づけの方法やごみの出し方がわからなかったとのことだった。新生児を育てるためには衛生的な環境に整備することが必要だと説明し、ごみ箱を用意しごみを入れること、ごみの分別方法、収集日、出し方などを説明し、当初は収集日にごみ出しの促しも行った。

他、居室掃除についても、毎日掃除機をかけることや天気の良い日には布団を干すこと、洗濯は午前中に済ませることなど生活、家事に関わる小さなことから一つ一つ説明し、一緒に行った。

料理も炊飯器で米を炊くことはできたが、料理は全て鍋料理として煮込むことしかできなかった。食材配達の利用者を利用し、介助を開始した。母親は当初は料理に消極的に取り組むことはなかった

【 取組のポイント 】

〔目標の共有〕

目標の共有と支援の実施。子どもが安全に育つという目標を共有し、連携により早期に支援が始められた。

〔育児支援ヘルパーの利用〕

施設の職員以外のサービスが入ることにより、施設の負担の軽減と日常的な支援の充実が図られると共に第三者的な役割ともなる。

め、無理に勧めることはせず、職員が説明しながら料理して見せることを続けた。毎日介助を続ける間に混ぜることや切ることなど、母親が自ら手伝おうとされることも増えた。

本児の養育では、日常のケアは職員と共に行い、発達や病気などの心配事は保健師や育児支援ヘルパーに相談することで役割分担を行い、関わった。

母親は新しい場所や人との関わりに消極的であったが、丁寧に説明すると本児に関することであれば支援を受け入れることが出来るようになった。

入浴や排泄の処理の仕方は入院中に病院で教わっていたが、一人で行うことには緊張が見られた。職員は訪問時には母親の関わりや方法で良いところを見つけ、必ず褒めることを意識した。また子どもに対する気持ちや子どもの将来の希望を聞くように努め、母親の希望に沿った今の関わり方を伝え、動機づけを図った。

健診や予防接種等の通知が届くと理解が難しいと職員に見せるようになり、職員は内容を簡単な言葉で説明し、同行した。

離乳食の時期になり、保健センターでの離乳食教室にも同行したが、他の保護者が大勢いることに負担を感じ、その後の参加はできなかった。

本児が一歳になり、保育園申請を勧めると、「本児と離れることが寂しい。保育園で新しい人と関わるのがしんどい」と言っていたが、本児の今後の成長のためには保育園に通園できること、また母親の就労を見つけ、子どもに働く姿を見せていくことが大切であることを説明した。保育園見学や地域開放日を利用し、保育園の様子がわかると母親も必要性を感じ、その後申請、入園することができた。本児の入園から一カ月が経過し、通園や生活が落ち着いたころより、母親は就労移行支援事業所を見学し、通所を開始できている。

〔養育スキルの獲得〕

職員がモデルになるような行動を示し、説明をして、体験的習得を目指していった。

多職種が関わる事で、母親の人付き合いを広げていく。

〔強みを見つける支援〕

無理をさせ過ぎず、支援者が子どもの発達に必要なものは提供しつつ、母親のストレングス（強み）を見つけ、エンパワメントすることが意欲を高めることになる。

支援者との関係が良好になり、支援者の言葉に耳を傾け、努力をする。

いかに良循環を作り出すのが大切。

【まとめ】

この事例は、妊婦健診を未受診のまま、身寄りなく救急搬送された状態での出産、出産時の住環境は劣悪であり、社会的支援にもつながっていない状況であったことなどから、母親の生活力や養育スキルに大きな不安があり、乳児の養育にはリスクが高かった。

施設職員は、母親が新しい環境や人との関係を築くことに抵抗感が強いことから、母親との関係は時間をかけて築くよう意識した。また、子どものことであれば意欲を示す特徴を考慮し、母親の課題意識につなげるためには、子どものことを中心として、また母親の抱く子どもの将来への希望に今の関わりをつなげて話し、現在の養育の動

機づけとなるような働きかけを心がけた。

毎日の居室訪問によって、本児の状態確認や居室の衛生状況、母親の様子を把握することができた。居室訪問が職員のペースに陥ると母親にとっては負担となることが懸念されるため、訪問時には母親から子への関わりで良いところを必ず見つけ、褒めるようにした。

入所以前に要保護児童対策地域協議会が要保護児童として協議を開始し、各機関が熱心に関わったことで、母親について正確なアセスメントがされていた。また病院が入院期間を最大限に延長したことで、母親に養育スキルをつけることと、出産後の負担軽減に大きくつながった。保健師や育児支援ヘルパー、児童福祉司も定期的に訪問したことで、他者との関係に消極的であった母親が徐々に困ったことがあれば相談できるところがあると認識されるように変化が見られた。

母子のみの生活では大きなリスクを抱える事例であったが、関係機関が積極的に関わり、サポートを行ったことで、安定した親子関係を築くことができた。

子どもの養育を母親の責任だけに求めず、関係機関で補い、支えようと積極的に支援を展開したことがポイントとなった。

【コメント】

リスクは課題として取り扱われ、母親のペースに合わせて身につけられるように関わり、子どもの育ちに必要なことは、支援者が補うというすばらしい支援が展開されていますね。問題・課題の多さに圧倒されずに各機関が母子の応援ができた要因はどのようなところにあったのでしょうか？

【リコメント】

入院中に要保護児童対策地域協議会で、関係機関による情報の共有が行われ、母子に対する正確なアセスメントができていたこと、各機関の役割分担が明確になっていたことで、支援をスムーズに展開できたと考えています。

また、入所後の支援では、多くの課題を抱える母子に対して、あえてそのニーズ全てを支援課題としてとりあげることはせず、施設での支援計画を丁寧にたてることによって、母親の状況や子どもの発達に即した重点課題を明確化しました。特に乳児期を「母親と子どもとの関係構築を最優先にする時期」としてとらえ、「子どもの育ちを保障する」ことに的を絞った支援課題を意識した実践を行いました。

事例 23**母子生活支援施設で中学生の家庭復帰を支援した事例**

キーワード：高年齢児における家庭復帰、高年齢児と母親の自立支援

【 事例の概要 】**<家族状況>**

母親 36歳 無職、生活保護受給、うつ的傾向、アルコール依存症で通院中
 本児 14歳 中学2年生 (女兒)
 ※年齢は入所時の年齢

<経緯>

本児の父親は、DVがあったことや、生活費を渡さないことなどで、本児が3歳の頃、離婚し、その後は行方不明となっている。その後母子で生活するが、本児が5歳の時に、母親の飲酒量が増え、本児の世話をせず、また酩酊状態で暴力を振るっていると、近隣より虐待通告を受け、児童養護施設に入所となった。入所した後は施設の指導を守って面会し、面会ができないときには本児の様子を施設に電話して聞くなどの交流は持っていた。しかし、精神的に不安定な様子はあり、突然全く連絡が取れず、行方不明になることや、数か月後にまた交流が再開される状況が繰り返された。本児への関心、愛情も見受けられたが、母親の生活状況がつかめず、また不安定だったことから、引き取りは進まない状況であった。

本児が中学2年生の冬、母親が内縁関係にある男性よりDV被害を受けていることを児童養護施設の担当職員に相談した。母子関係は一定の安定を見せており、また本児の希望もあり、内縁の男性より避難し、本児を引き取って母子生活支援施設に入所することになった。

母親は長年、精神的な不調を抱えており、不調時には自分のこともままならない状況になることや他者からの関わりを拒絶するなど気分のむらが大きく見られた。これまで突然行方不明になることを繰り返していた経過もあり、家庭復帰後に同様の事態にならないか、母子での生活を安定させること、高年齢児の家庭復帰のため、母と子それぞれに気持ちや関係性のあり方の整理に支援を必要とした。

<支援期間> 3年11ヶ月

【 課題 】

(子どもの課題)

1. 生活を充実させ、社会的自立に向けての準備ができる。
2. 母親に対する気持ちを整理し、適切な距離が取れる安定した母子関係が築ける。

(親の課題)

3. 適切な距離が取れる安定した母子関係が築ける。
4. 安定した生活ができるようになる。

【 方針 】

- 1-1. 少年指導員が、本児の気持ちに寄り添い、その時期における課題を乗り越える支援をする。
- 1-2. 少年指導員が、本児の気持ちに寄り添い、年齢に応じた進路についての話を継続する。
- 2-1. 少年指導員が本児に個別的に関わり、信頼関係を構築する。
- 2-2. 本児が母親との関係についての自分の気持ちを話せる環境を整える。
- 3-1. 母子支援員が母親との信頼関係を築き、家庭の状況を把握する。
- 3-2. 母子支援員が母親に本児の気持ちを代弁し、また母親の気持ちを聞き、関係調整する。
- 4-1. 母親の精神科受診を促す。
- 4-2. 必要に応じて家事支援を実施する。

【 取組 】

母子生活支援施設の入所に当たっては、入所前に児童相談所、児童養護施設、福祉事務所、母子生活支援施設の機関が集まり、ケースカンファレンスを実施した。以前に比べると母子関係が安定しているように見えたが、家庭復帰に向けた課題としては、これまでに母親が突然失踪することを繰り返しており、母子で安定した生活をする、中学生からの家庭復帰となるが家族として安定した関係が構築できること、内夫からの追跡など危険が及ばないことという点が挙げられた。

母子関係の調整を図るため、母親には母子支援員、本児には少年指導員が母子双方の率直な思いを聞ける関係構築を目指していくこと、児童福祉司は必要時に訪問面接を実施し、生活状況の把握や、養育指導を実施していくこと、福祉事務所は母子世帯として地域で生活していく準備として関わることを方針とした。家庭復帰に向けた外泊は内夫がいた状況等より実施しなかったが、DV被害があった状況については母親より本児に既に話していたため、本児は理解

【 取組のポイント 】

〔入所前のケースカンファレンス〕

児童相談所・児童養護施設・福祉事務所・母子生活支援施設の職員が集まり、ケースカンファレンスを行った。

していた。

母子生活支援施設に入所した当初は母子ともに親子で生活できるようになったことをとても喜び、母子で外出する姿を多く見かけ、母子は姉妹のような関係に見えた。

しかし、入所後2ヶ月が経過する頃より、本児が買い物に行くことや料理をするなど家事を担う様子が見え、母親は居室にこもり、姿を見かけないなど不調な様子が見えるようになった。

母子支援員は、家事支援や精神科通院の同行などを提案したが、母親は大丈夫だと断り、家庭の状況を知られることに抵抗感を示した。また本児も「家事は母親がしている」と話していた。

本児は中学生になってからの入所となったため、少年指導員が関われる機会は少なく、関係を築くのは容易ではないと考えた。そのため、入所時より女性の少年指導員を担当として紹介し、個別に関われることを説明していた。少年指導員は本児との会話を大切に、本児の気持ちに寄り添うよう努めたが、内線電話や個別支援の約束には意欲的な様子を見せても、個別支援の時間になると理由をつけては断ることが続いていたため、本児の思いを聞くような関係にはなかなか至らなかった。

入所後半年が経過しても、母親と本児の関係や生活状況がつかみづらい状況が続いていたが、職員は、本児が自分の思いを安心して話せる場が必要と考え、施設内のカウンセリングの利用を勧めた。カウンセリングは、定期的に利用できるようになり、本児は自分の思いをゆっくりと語った。心理担当職員も本児が自分に自信が持てるようになると変わっていきける可能性があるかと効果を期待した。本児は母親について「自己中心的な人」と表現し、感情的に怒ってくるのが嫌だと思ふ気持ちなどを話していたが、母親の期待に応えたい気持ちもあり、母親への気持ちに葛藤がみられた。母親への葛藤する気持ちについて、心理担当職員は、長女の方が母親よりも能力的に高いことが、長女の負担の一つの要因になっていると判断し、気になることやつらいことは職員に話すようカウンセリングの中で伝えていた。

本児がカウンセリングの中で学習が難しく、受験に不安があることを話すことがあり、「心理担当職員より少年指導員に伝えておく」とつないだことで個別支援の目的ができ、週一回2時間程度の学習支援を軸として、個別支援を開始できるようになった。名目上は学習支援だったが、少年指導員は受験勉強に加えて、本児が気持ちを自由に話せる場となることを意識して関わった。学習支援開始時は学習のみに終わることが続いていたが、次第に学習の終わりに話せ

〔各機関の職員の役割分担〕

(親子関係の調整)

母子支援員：母親との信頼関係を深める支援

少年指導員：子どもとの信頼関係を深める支援

(生活状況の把握と養育支援)

児童福祉司：必要時の訪問面接の実施

(地域での生活の準備)

福祉事務所職員

〔子どもとの関わり方〕

①思春期の女の子に対しては、信頼関係を築きやすくするため、女性の少年指導員が担当する。

②心理担当職員が、カウンセリングを行う。

③心理担当職員との連携により、少年指導員が学習支援を行うことが、子どもと話をする時間となり、関わりやすくなった。

④ヘルパー資格の学習やアルバイトの求職活動にも少年指導員が関わった。

るようになり、少年指導員は本児の気持ちに寄り添うことを心掛けた。

志望校には無事合格し、受験に共に取り組んだことで、少年指導員との関係も深められた。高校進学後も学習支援は継続した。心理担当職員と、少年指導員それぞれとの関係も安定し、生活状況や母親に対する批判、学校のこと、将来についての思いなど多くのことを話すように変化した。

入所時には、「将来の希望は特にない」と言っていたが、次第に「将来は福祉の仕事に就きたい、進学して資格取得したい」と将来の希望を話すようになった。

本児は将来に向け、在学中にヘルパー資格の取得を目指すこと、進学費用を貯蓄していくことも希望し、ヘルパー資格の学習やアルバイトの求職活動にも少年指導員が関わった。

母親の精神状況はなかなか落ち着かず、不調時には関わりを拒否することや、意にそぐわないことがあると瞬時に怒りをぶつけることもあった。母子支援員は、精神科受診ができていない様子が見られた時には、通院の促し、同行の提案を続けた。

母親は、家事支援は受け入れられず、実施できなかったが、母親も本児の努力や変化は感じていた。本児が高校2年生になり、母親と退所を見据えた面談を重ねていく中で、母親は本児がよく頑張っているため家事ばかりさせているわけにはいかないと本児の負担になることを避け、本児の希望を尊重してやりたいと発言するようになった。母親は自身の精神的な課題を意識し、これまで不調時には受診が滞ってしまうことや服薬ができなくなることもあったことを認識され、職員に精神科通院の同行を求めることや、主治医に積極的に自身の状況や問題だととらえていることを話すなど治療に意欲的に取り組むなどの変化が見られた。

母子の退所について、関係機関は本児の負担を考え、母子それぞれが自立した退所が望ましいのではないかと検討していたが、母子は将来的には母子それぞれの生活になると思われることから、母子だけでの生活も経験したいと強く希望があり、本児が高校3年生の12月に母子で市営住宅に退所した。

【まとめ】

本児は5歳から中学2年生までの約9年間、母親と生活していなかったため、母子関係の構築や調整に難しさがあった。特に本児は母親との生活に大変な負担を感じていると予想されたのにもかかわらず、母子ともに支援者との関わりに消極的であったために、支援者は関わる機会を得るために苦勞をした。しかし、心理担当職員と母子支援員、少年指導員との連携により、本児に多角的な個別支援を提供できるきっかけを得ることができた。

この事例では、母子関係の構築が課題であったが、家庭復帰後も母親の精神的課題は大きく、母親が安定して本児を受け止めることは難しいと思われた。そのため、職員は母と子が一体となることを支援課題の中心にするのではなく、母と子それぞれが自立し、特に本児が母親への気持ちを整理してとらえられるようになることを目標として支援に当たった。本児は母親に対して複雑な思いを抱いており、また生活上でも負担を感じる状況は多かった。そのためできるだけ本児が自分の時間を過ごせること、職員が個別に関わる中で安心して自分の思いを表現できる場をつくり、本児が振り返りを行い、母親に対しての気持ちの整理ができる時間の確保を考えた。

心理担当職員との時間、少年指導員との時間それぞれで本児は自分自身のことや母親のこと、将来のことを考えていくことができるようになったと考える。

母親に変化を求めることは難しいと思われたが、本児の変化が母親にも影響を与え、母と子それぞれがお互いのことや、自身のことを整理してとらえられるよう変化した。

【コメント】

今後の支援のキーパーソンが誰になるのか少し気になりますね。

5歳から13、14歳まで、子どもが思春期を超えるまでの成長期に、一緒に生活したことの無い親子の場合、親子関係の再構築は子どもの成人後までかかる修復課題であると認識しておくことが重要です。子どもの養育者との人間関係構築の本体はそれまでの成育場面で接してきた大人との関係がその内実となっており、一緒に暮らしてこなかった親子関係はイベント的な出来事としてのエピソードとそれぞれのイメージーション、期待の交流する物語のレベルで機能しており、いきなり現実の課題とそれを結びつけることは極めて困難です。

子どもの社会的な自立に焦点化した関わり、母自身の生活安定と治療的な立ち直りを重視した関わりが行われたことは良かったと感じました。こうした母子への併行支援は確かに母子生活支援施設といった環境設定が可能にする一つの方策といえますが、今後、そのことを母子生活支援施設での重要な機能であると位置づける作業が必要です。

退所前の母の変化は明らかに、子どもが母の生活自立プロセスを乗り越えた課題に取り組み始めたことへの母の反応であるとみられますので、母の生活自立過程を支えるには、今後とも誰かが、母を対象者として支援し続けることが必要と感じられました。そうしないとその役割を子どもがさせられることになり、役割逆転が生じて、子

子どもが母の支援者として母に取り込まれてしまう危険性があるように感じました。いかがでしょうか。

【 コメント 】

親子関係の再構築は、子どもの成人後も含めた長いスパンで見ると必要があると思います。しかし、母子生活支援施設で中学生 2 年生から高校生 3 年生の約 4 年間、ともに生活できたことは、子どもにとってかけがえのない大きな経験となったと考えます。確かに共に生活を始めることでしんどいことも多く、子どもへの負担は大変大きかったと思いますが、それを職員がチームで支えていったことに大きな意義があったのではないかと思います。この 4 年間があればこそ、地域での母子の暮らしが可能となると考えます。また、母子生活支援施設における 4 年間と地域での数年間の母子の生活は、この母子の人生にとって大きな意味をもつと思います。このことは、家族を一つの単位として支援しつつ、母親、子どもそれぞれに個別の支援を提供できる母子生活支援施設の大きな特徴の表れだと思えます。ご指摘のように、一緒に暮らしてこなかった親子が現実に共に暮らすには大きな困難が伴います。しかし、母子生活支援施設には、入所型の施設として、また生活に密着したきめ細やかな支援が展開できる大きなメリットを活かして、困難な状況に対処できる機能があります。関係機関は長女の負担を考え、母子それぞれが自立した退所が望ましいのではないかと考えましたが、母子の強い希望を尊重し、母子での退所となりました。

退所後のリスク、特に子どもへの負担については十分認識しており、母子生活支援施設のアフターケアも含めた地域での支援のネットワークの構築が不可欠だと思います。母親にはゆくゆくは支援つき自立を目指してもらう必要があるため、母親の通院先の医療機関等と連携し、母の精神障害者保健福祉手帳の取得の支援をすすめることや、医療機関、地域の精神障害者地域生活支援センター、福祉事務所等と連携し母子の生活が成り立つような支援を実施していく必要があると思います。そのために、退所前に関係機関がカンファレンスを実施し、世帯の状況や課題を共有し、支援方針を協議し、地域生活で必要なサービスを活用することを確認しました。キーパーソンとして、医療機関のソーシャルワーカー（精神保健福祉士）が対応することとしました。

母子生活支援施設は、子どもが専門学校を卒業する退所後 2 年をめぐりとして期間設定し、子どもに対して、少年指導員が 2 か月に 1 回退所先を訪問し、生活状況の確認や子どもの話を聞くことを計画しました。また、心理担当職員のカウンセリングを 1 か月に 1 度の割合で一年間継続することにしました。母親に対しては、退所後も精神科受診と服薬を安定して継続できることが重要であるため、退所前に施設と医療機関で通院や服薬が維持できるための方針を共有しました。また、生活状況の把握が大変重要だと考え、アフターケアとして母子支援員が月に 1 回電話連絡することと、2 か月に一度の少年指導員の訪問から情報を得て、必要であれば、訪問して必要なサービスを提供することとしました。

基本的に、子どもが社会人として自立し母親のもとを巣立っていくことを想定して支援をしています。ゆくゆくは世帯分離し、母親のみの支援を地域で継続していくことを関係機関の共通認識として確認しています。

児童家庭支援センターにおける「親子関係再構築支援」

児童家庭支援センターは、地域の家庭から相談を受け付けて支援活動を行っている。

主に地域の要支援児童への対応を行い、要保護児童となる前の段階で予防的対応することを心掛けている。施設を退所して家庭復帰する場合には、「指導委託」の制度を利用して、施設との連携のもとに支援を行うことができるなどの特徴を持つ機関である。地域の中では、児童相談所と連携を取りつつ、専門的な支援を提供できる機関として要保護児童対策地域協議会にも参加し、その役割を担っている。また、地域密着型の相談機関として活動しており、施設よりも地域に近い存在であり、利用する住民の立場に立った支援活動を行っている。施設に併設しており、緊急一時保護も可能である（独自の保護設備を備えているセンターもあるが、受け入れは本体施設で行われることが多い）。更に、心理職の配置もあるので発達や障害の悩みを抱える場合にも対応している。

「親子関係再構築支援」については、地域の中で家族や家庭を見守る機関としての役割となり、①地域における子どもと家庭の支援、②親子分離が必要な時の家族への支援、③親子分離中に家庭復帰に向けて行う支援、④家庭復帰後の子どもと家族への支援など、それぞれの事情に合わせた支援を行っている。今回の事例紹介では、「母の育児不安により子どもがネグレクト状況に置かれているので、その軽減を目的として、母親ミーティング（自助グループ）を利用した事例」、「児童養護施設での家庭復帰支援と児童家庭支援センターによる指導委託を利用し、親子関係が良好に保たれた事例」、「児童家庭支援センターが「ホームスタート」（訪問型子育て支援）を利用して家族診断を行いつつ支援を行った事例」を扱った。いずれも地域で生活する家族への支援を行っている。地域における支援機関としての特性を発揮して具体的に支援を行っている。

児童家庭支援センターにおける「親子再構築支援」の基本的な流れは、家族の中の問題へのアセスメントを行うことから始める。アセスメントは相談内容を傾聴し、問題や課題を整理し特定し、課題を明確にする。次に、目標設定と達成のための役割分担及び支援計画をつくる。相談を受けた段階から支援計画は意識され、前項で整理された問題・課題への具体的な改善策や対策として支援することが必要となる。支援の内容は、機関や立場に合った役割分担を行う。支援の経過を踏まえつつ、具体的な支援の実践と定期的アセスメントを行う。役割分担と支援計画に基づき、具体的な支援への取り組みがなされているか、定期的にモニタリングし、支援が的確か、必要な支援が行き届いているのか、その効果や成果、改善点を見つけるための評価を行う。

「指導委託」に関しては、委託時の指導方針の確認や定期的な報告を行うなど、児童相談所との連携が重要となる。具体的な支援内容は、定期的な電話連絡や家庭訪問、関係機関との情報交換、要保護児童対策地域協議会に参加（実務者会議）して状況確認を行いながら決めていく。そして、家庭や家族の状態を安定させるために、改善状

態の維持と地域における見守り及び支援体制を確保するなどが基本的な支援の流れである。

児童家庭支援センターの設置運営要綱では、施設を退所した子ども・家庭、里親やファミリーホームへの支援を行うことになっている。「家族再構築支援」の中でも、施設退所後の支援の部分は社会的養護体制の中で各機関や施設の連携が必要なところであり、児童相談所を中心とする支援のネットワークと協力体制を作り上げていくことが不可欠である。

事例 24

母の育児不安により子どもがネグレクト状況に置かれているので、その軽減を目的として、母親ミーティング（自助グループ）を利用した事例

キーワード：虐待連鎖の歯止め

【 事例の概要 】**<家族状況>**

父親 40 歳 (30 歳) 会社勤務

母親 40 歳 (30 歳) 専業主婦

本児 17 歳 (7 歳：小学 1 年生 女兒)

妹 12 歳 (2 歳)

父方祖父 73 歳 (63 歳) 農業

父方祖母 70 歳 (60 歳) 農業

※カッコ内は母親ミーティング参加当時の年齢、ケース開始時の年齢

<経緯>

・母の主訴「育児不安」

・母の成育歴

母方祖父はアルコール依存、DV があり、母方祖母は統合失調である。

母親は、幼い頃より祖父からは身体的暴行、暴言を受けていた。祖母からは言葉による心理的虐待を受けていた。母方祖母は病気を抱えて家事がままならず、母親が家事を行っていた。母親は専門学校を卒業後、家を出て働く。社会人になり、旅行先で性被害に遭う。

・電話相談を利用する（初回は 2002 年 1 月 17 日）。気持ちが落ち着かない時に電話相談を月に 1 回程度利用してきた。

・母親による養育状況

母親が不安を感じると（不安感に支配されると）子どもに関心が向かず子どもの衣服がちぐはぐだったり、季節にそぐわない服装だったり、やや清潔に欠けることも見られ、ネグレクト状態が見られる。不安感が大きくなければ、子どもの世話は行き届いているのが特徴。

母親が不安定な時は長女が次女を世話している様子が伺える。

長女は自分のしたい遊びをすることはなく、集団の中でも次女から目を離さず見ている。次女は、したいように行動することは少ない。何となく集団の中にいる

だけ。

・ 父親や父方祖父母との関係

家族が良かれと思い、手を貸してくれても、「手を出さないでほしい」という気持ちを強く訴えたり、「自分ができないからか」という思いを語る。

・ 母親の精神的状況

大きな声を聞くとドキドキする、男の人が複数集まっていると恐怖を感じる。

保護者同士の交流は苦手な苦痛だが、交流しようと努力している。

自分が不安だと子どもが不安を感じているのではないかとの訴えが強く出る。

自分は子育てできないと思うと言う一方、自分の親とは違う子育てをしたいと思っている。

<支援期間> 3年

【 課題 】

1. 母親の精神的安定を図る (自分の育児ペースを作る)
2. 母子の関係改善と母子関係の安定化
3. 同居の父方祖父母との関係改善 (正確な認知)
4. 子どものネグレクト状況の経過観察 (託児中の観察)

【 方針 】

課題のそれぞれについて、「電話相談」「個別面接」「母親ミーティング」を利用した支援を行う。

1. 母親の精神的安定

主に電話相談の時に状況を確認する。危機介入の必要性などを判断できるようにする。時期を見て医療受診を勧める。

2. 母子の関係改善と安定化

主に個別面接の中でテーマとして扱い、ミーティング後にフォローする。子どもと向き合うことができるようにする。「母親ミーティング」(※注)への参加を勧め、「話す、聴く体験」で心の整理を助ける。自分の育児の振り返りを行う。

電話相談、個別面談の際に、「できている点の承認」を行う。「子どもの立場からの視点に気づく」ためのアドバイスを行う。母親自身の気持ちに振り回されない子育てを目指す。

3. 同一敷地内の別棟で生活している祖父母の母に対する正確な理解を促すようにすることで、母との関わり方が上手くいくように支援する。祖父母への母の被害感情や思い込みをよく聴いて客観的に整理していく。それにより、母親と祖父母の関係をより良いものになるようにしていく。

4. 子どものネグレクト状況の経過観察

「母親ミーティング」中の託児の際に、子どもの様子を観察し、衣類の乱れや身体の清潔感などを確認してネグレクト状況を判断する。

※注：母親ミーティングとは成育歴等から子育てのしづらさを感じている親を対象にした語りの自助グループ（育児に不安を抱える母親同士の集まりの場を作り、お互いの話を聞きながら助け合っていく「自助グループ」となるよう、グループのあり方を支援する方法）（児童家庭支援センターの臨床心理士がファシリテーターを行い、記録担当として相談員が入って実施）

【 取組 】

1. 母親の精神的安定のために、「母親ミーティング」を利用することを提案すると、母は承諾し利用開始となる。月に2回、6回シリーズを1クール利用。ミーティング後、個別面接を行う。集団での体験をプラスにしていくために、終了後の個別面接を重視した。
 - ・参加者からの発言で、母親は「自分の子育ては、どうしたらいいかわからない」という状況であることにはじめて気がつく。そしてそれは自分だけでないことに気がつく。
 - ・自分の育児で足りていないことに客観的に気がつく体験となる。
 - ・具体的にどうすることが良いことなのか気がついていく。
 - ・託児での次女の観察を行う。
2. 母子関係の改善と安定化は、来訪時の行動観察により判断した。
 - ・母の気づきにより母による心理的な巻き込み（母が漠然と不安だと、子どもが不安そうと決めて子どもの自由な行動に制限を加える。子どもが不安そうだから遊びを切り上げる。子どもが不安そうだから支援センターに行かない等の行動を突然とる）が減少し、子どもは自ら遊びを選んで遊ぶことができるようになる。
3. 同居の父方祖父母との関係改善は、「面接」と「電話相談」で対応した。
 - ・「面接」では、母自身の不安感と恐怖感の整理ができるように話を進めた。その結果、自分のことと子どものことを分けられるようになり、医療受診を勧めることのできる段階（治療の意志や動機が意識できるようになった）に来たので、受

【 取組のポイント 】

〔母親ミーティング運営のコツ〕

セルフヘルプ的な母親ミーティングには深刻な虐待事案や病理性の高い人の参加は不適切。

集団ミーティングとそれを振り返る個別面接による支援の組み合わせを行うことが効果的であることが多い。

〔育児スキルに対する支援の方法〕

母と相談員で子の遊びを見ながら感じたことを話す。母が自分の思い込みやとらわれ感に気づき、子どもの自然な姿を見ようとするができるようになる。

診の促しをする。

- ・母は恐怖感が辛いと語るようになり、自分には受診が必要と
言うようになる。
- ・自分らしさや自尊心へ注目し、母が自分の親とは違う子育て
をしたいという点に注目した支援を試みた。
- ・「電話相談」では、電話がかかってきた際には、母親自身が
今感じている危機感や恐怖感へ介入し、目の前で起きている
ことと恐怖感の区別をつけるように介入するのみを行った。
また、現実の子育てに目を向けるようにアドバイスした。
- ・それらの取組を通して、母親自身が自分だけで抱え込むこと
が少なくなり、落ち着いて判断し祖父母とのかかわりも対応
可能な状態に改善されていった。

〔継続的な見守り方法〕

電話相談の継続(心を落ち
着けて、今どうするか、何
ができるかを考えるよう
にする)を行う。必要に応
じて個別面接も入れたり
する。

4. 子どものネグレクト状況は、母の精神的安定によって改善が
見られた。

【まとめ】

1. 「母親ミーティング」参加による効果として、母親が人の話を正確に聴く、自分の
感じたことを伝える体験になったようである。それ以降の個別相談では、こちら
が母の語りを正確に受け取っていないと追加の説明をしてくれるようになった。
また、他者の言葉で自分の子育てを客観視する体験となった。そこでは評価も非
難もされないため、自信のない母が、今の子育てに向き合うベース作りに役立っ
た。
2. 母子関係の改善と安定化を図るための個別相談では、母自身が不安定な時、育児
の相談として語っていたが、自分の気持ちの不安定な時はそのことがストレート
に相談のテーマへと変化した(子どもの相談が減った)。更に、母自身が今の心配
と過去の体験に関係する恐怖感との区別がつくようになった。電話相談では、話
すことで、今起きていることの整理をするために母が自ら相談電話をかけてくる
ようになった。
3. 子育ては今が優先され継続性のあるものである。母が今の家族と生活をしつつ、
現実と過去に関連する自分の不安や恐怖を区別して、今の子育てを維持していく
ために「母親ミーティング」という集団自助プログラムを利用してみた。支援の
方法としては過去の整理を優先する場合もあるが、あえて今のネグレクト状態の
進行を食い止め、心理的虐待へまで影響しないようにすることが重要と考えた。
4. 過去の整理には時間がかかる。ミーティング利用後 10 年が経過するが、年に 1
回程度、母からは電話相談の利用がある。医療を利用していても時間はかかるも
のであることを痛感している。

【 コメント 】

母の病理性についてはかなり難しい事例かもしれないと感じました。母の病理に焦点化せず、子どもの養育状況の悪化を食い止めることに対応の焦点を置いたことが結果的に良かったと言えそうです。

長期の経過があるので、初期の集中的な支援投入の時期とその後の経過的支援の時期、また時々に関与に濃淡がありそうですが、そうした経過はどうだったでしょうか？ また、子どものリスク・アセスメント、その後の子どもの養育状況についての安全確認において、特に危険な時期は無く経過したのでしょうか。また家庭訪問による生活現場の情報は得られていたのでしょうか。

在宅支援を考える際には、具体的な支援場面での出来事の背景に、その人たちの毎日の生活があり、その毎日の出来事が事案本体の経過となります。そのため、家族・親族全体が持っている支援ニーズと健康さ、リスクに対する対処能力の評価に重要な鍵があります。本事例においても、家族全体の健康さが何らかの生活場面で結果的に母子を支えていた可能性が感じられました。支援において母子以外の家族の関与についてはどのようになっていますか？

在宅支援を考える際には、現象面としての個人や集団を支援する出来事の背景で、家族・親族・地域全体のはたらきが重要であることを感じてきましたがいかがでしょうか。

【 リコメント 】

経過としては、子ども年齢が上がるにつれて、母親自身の問題の相談となり支援回数も減っていきました。子どもの安全確保については、保健センターや幼稚園、学校に連絡確認しながら進めました(小学校卒業まで)。先生方からは要保護児童対策地域協議会で進行管理するような情報はあがってきませんでした。

支援における親族や家族のかかわりは、母親に対する正確な理解を促すようにしたためか、父親や父方祖父母が母親を追い詰めることは無く、母の子育てを見守るスタンスが保たれました。母親に更にストレスを与えるような状況はありませんでした。その意味で家族の理解と協力が得られていたと思います。

コメントで言われた通り、地域における在宅支援は家族・親族・地域全体のはたらきが重要です。この事例は自助グループで対応できる事例であり、家族の協力もあり、母親自身が問題への意識もあり解決意欲もあったので、バランスが取れたのだらうと思います。

事例 25

児童養護施設での家庭復帰支援と児童家庭支援センターによる指導委託を利用し、親子関係が良好に保たれた事例

キーワード：施設と児童相談所の役割分担、地域のサポート体制

【 事例の概要 】

<家族状況>

- 実父 現在 58 歳 土木関係に従事。家出癖・借金あり。
実母 現在 32 歳 専業主婦、知的障害・対人恐怖症（精神障害年金有り）
本児 現在 8 歳 小学 3 年生

<経緯>

- ・施設利用歴：実父の家出や実母の精神的不安定さがあり、最終的に住む所が無くなり乳児院へ入所（本児年齢：生後 6 カ月）。入所後も母は面会時に本児を連れ帰ろうとするのを制止しようと、職員が手を押さえたことに対し、振りほどいて暴れたり、物を投げたり、叫んだり暴言を吐いたりすることがあった。本児には母親への恐怖があり、愛着関係も作れないまま、2 年後（2 歳 7 カ月）に児童養護施設に措置変更となる。
- ・家族歴等：実父は本児を認知しているが、借金の関係から実母とは入籍はしていない。実母の生活が安定した後、本児は児童養護施設への措置変更時より母子の定期的面会を行う。
- ・実母は、本児が児童養護施設入所 2 年後から、精神科に定期的に通院を開始。
- ・病状が安定したのを機に、児童相談所が家族支援プログラムを作成する。定期的な面会から始めて外出、親子訓練室を使用した宿泊練習を経て、外泊を実施した。
- ・本児の就学を機に家庭復帰となり、児童家庭支援センターの指導委託により、地域の中での見守り体制と家族支援を行う。2 年後（本児 8 歳 7 カ月）に、指導委託が解除となり、その後は地域（学校、要保護児童対策地域協議会等）で見守る形となる。
- ・子どもに関する概要：家庭支援プログラム作成時、児童相談所にて本児の心理判定を行う。身体操作と発語能力に遅れがあり、分離される耐性が弱く情緒的に不安定、知的に境界域との結果が出る。家族支援を本格的に開始する以前は、本児に母親に対する不安や恐怖心が強かったので、安定した関係作りから始め、支援プログラムで愛着形成後、家庭引き取りまでの期間として、2 年間が必要だった。

<支援期間> 6 年

【 課題 】

1. 母子関係の安定化
2. 母親の精神的安定
3. 父親の子育てへの協力
4. 子ども自身の新しい環境への定着
5. 家族、家庭としての生活の維持
6. 地域での見守りと支援体制確保

【 方針 】

家族支援プログラムは、児童福祉司、施設職員とでカンファレンスを実施して作成し、保護者への説明を行う。全体的な家庭引取（施設からの退所）前の進行管理は、施設内カンファレンスを行い施設担当職員が児童相談所や児童家庭支援センターとの連絡調整を行った。退所後は児童家庭支援センターの職員がアフターケアを行いつつ様子を見守った。

1. 支援プログラムの進行に合わせて行われる面会の様子から、子どもの心の中の母親のイメージを変えるようにする。
 - ・施設内担当職員は、母子関係のバランスを取り、お互いに表現されていない気持ち等を伝え、両者の理解を深める機会を意図して設けるようにする。
2. 担当職員との交流を通して、職員との人間関係を形成し、母親自身の安心感をつくる。
 - ・子どもとの定期的面会後に担当職員と話す時間を設け、子どもの状態への理解を促す。
 - ・母親の通院状況や父親との関係、生活状況を把握する
3. 父親が来られる時には、母親と同伴で子どもとの面会を行う。
 - ・父親としての意識、自覚の内容を担当職員が定期的に確認する。
 - ・母親への思いを聴き取り、キーパーソンであることの自覚を促す。
4. 面会段階は、母子関係を中心に様子を見て、不安要素を安心に変えるように働きかける。
 - ・外出段階では、子どもからの様子を丁寧に聴き取り、状況確認をする。
 - ・一時帰宅段階では、児童相談所ワーカー、施設職員で家庭訪問を行う。
5. 家庭引き取り後の様子をセンターが定期的な電話連絡で確認する。
 - ・定期的にセンターの担当職員が家庭訪問を行い、生活の様子を把握する。
 - ・家庭状況の落ち着き状況を判断しつつ、指導委託の解除を行う。
6. 市の担当者、学校との連絡、市の要保護児童対策地域協議会との情報交換を定期的に行い、家族・家庭の状態への共通認識を持てるようにする。
 - ・児童福祉司と市の連携を維持する。

【 取組 】

・ 児童養護施設の取組

乳児院入所中、児童福祉司立会いの下で面会が行われたが、母が暴れたり叫んだりするという状態で、本児に恐怖と不安を与えてしまうため、半年間の面会中止となっていた。

児童養護施設措置変更後より、児童福祉司と施設担当職員が同席のもとで制限付き面会を再開する(本児 2 歳 11 か月)。しかし、本児は母への警戒が強く、泣いたり、緊張して固まった状態で実母を観察することが多い日が続いた。母親は取り乱したり、興奮して部屋を出たり、泣き叫んだりして、連れ帰ろうとし、再度本児に恐怖を感じさせるという悪循環が続いていた。母親は、本児の養育に関してライバル意識が強く女性職員を睨みつけるなどもあった。本児は、母親の名前が出るだけで『怖い』という反応になる。

本児 3 歳 10 カ月より父親も面接に同席するようになる。本児は実父に対しては恐怖心は無い。父親は 1 年間失踪をしていたが、話し合いを経て、『実母を落ち着かせる役割』『本児を助けてくれる人』という役割を意識できるようになり、面会場面・話合いで目に見えて意欲的になる。面会・外出時に、家事が苦手な実母に代わって料理等行う。引き取り後の生活について、父親が精神的柱であることを伝え、父親の自覚を促す。母親は病気への対応のために K 神経クリニックへの通院を開始する。

その後の面会で母親からのクリスマスプレゼントに対し初めて本児が笑い遊ぶ姿を見て、母親にも笑顔が見られようになる。本児もそれ以降、緊張が和ぎ『母親には一緒に遊んでもらい、父親には助けてもらう』という認識が生まれている。日常生活でも、両親に対しての感想を語るようになる。(パパは好き。ママ怒った? など) 別れ際に泣く母親に対して本児が頭をなでるなど、本児の中で母親への理解が始まる。

1 年半が経過した頃(本児 4 歳 5 か月)より、母親は面会後の話し合い、電話連絡を経て、施設の特任職員の言葉を素直に聞き入れて反省する様子も見られるようになり、母親自身の成長が見られる。本児に合わせたやり取りができるようになり、母親と本児の安心が互いに影響し合い、プラスの積み重ねに転じる。

更に半年過ぎた頃(本児 5 歳 0 か月)より外出を始め、実父母が本児の状態に合わせて動くようになる。面会再開から 3 年後(本児 5 歳 7 か月)に自宅外出を経て、2 か月後から親子訓練室での宿

【取組のポイント】

〔施設と児童相談所の役割分担〕

子どもの安全・安心を中心に保護者への指導は児童相談所、子どもの気持ちのサポートは施設が担当した。

〔親のエンパワメント〕

父親の役割意識とその行動をコンプリメントすることで父親をエンパワメントする

〔良好なかかわりの強化〕

良好なかかわりを見逃さず、ポジティブなフィードバックをすることで、良好なかかわりが強化される。

泊訓練を開始する。本児自身の口から「パパとママの家にお泊りに行きたい」という言葉が出て、自宅外泊に繋がる。その半年後(本児 6 歳 4 か月)に、引き取り後の生活を視野に入れ、本児の発達・能力について実父母に伝える。

児童養護施設措置変更後 4 年(本児 6 歳 7 か月)で就学時に退所となる。同時に児童家庭支援センターへの指導委託を行うために、顔合わせを行う。

・児童家庭支援センターの取組

親の在住市の職員と共に家庭訪問を行い、地域のサポート体制を整える。家庭引き取り後は月に 1 回の来所・電話相談。学校が長期休暇の際には家庭訪問を行った。家族の中で、両親が工夫できていることを支持。本児の対応について困っていること、今後困ると思われることについての対応や対策について一緒に考えた。

当初は、本児が小学校入学や家庭引き取りという環境の変化に落ち着かなくなり、親子関係が不安定になることが懸念されたが、実父・実母共に本児のペースや状況に合わせて対応しており、本児も両親に安心感を持ちながら生活をできるようになっていった。引き取りをして 1 年経つ頃には、本児が困っていることに対して母親が自然に手助けできるようになった。

実母は、実父と一緒にないと外出できず、本児と家に籠りがちであったため、市とは定期的に連絡を取り、家庭での様子についての情報交換を行った。家庭引き取りをして 1 年経つ頃には、本児も学校の友達と遊ぶようになった。それと共に、実母も本児の付き添いで地域に出かける機会も増えた。実母より「ママ友ができたんです」と報告があった。

家庭引き取り後、2 年が経過し、家庭関係や本児の精神状態が安定したので指導委託は解除となる。(本児 8 歳 3 か月)
更に 1 年後、家庭状況が落ち着いたので要保護児童対策地域協議会での管理ケースではなく、一般のケースとして地域で見守ることとなる(福祉的支援への移行)。

母子共に知的能力が高くはない。実父が病気等で家族を支えられなくなった時や本児が学校生活に適応できなくなった際、家族の状況が変化すると思われるので、現在も関係機関で経過を追っている。

〔地域のサポート体制づくりについて〕

母親や家庭が地域で孤立しないように、市と学校とセンターの情報交換を行い、連携と協力体制をつくり見守りを行う。

〔継続的な見守りのための方法とは〕

市の担当職員による見守りが中心であり、学校からの情報を得たり、直接電話で話したりする。センター職員からも時折電話を入れて確認するなどしている。

【まとめ】

- ①本児の特性を理解し、家族が多くを望まなかったことが家族の再構築を順調に進められた要因である。このケースは、実父が経済的・精神的な安定をもたらしたこと。実父ができる限りの家事をやっており、実母の精神的安定に繋がった。実父・実母・本児の三者関係が安定することで、家族全体の安定に繋がっていた。
- ②施設にいる際、本児は自分に注目してもらいたいという気持ちが強く、その時の表現方法が過剰だった（叫ぶ、泣き喚く、暴れる、ひっくり返るなど）が、家庭に帰り家族の中で本児だけを注目してもらえる環境となり、過剰に表出しなくてもよくなり、本児も自分のできる範囲が広がり、予想以上に成長できるようになった。
- ③引き取り当初は、母子共に地域機関と繋がること（人間関係を作ったり、助けを求めたりする関係を作ること、地域で孤立しないように見守れる関係を作ること）が難しかったが、本児の様子や、児童家庭支援センターへの来所や家庭訪問での様子を関係機関と定期的に情報交換をすることで良い見守りができた。家族と関わる機関の連絡調整がスムーズだったため、お互いにケースを正確に理解し、家族の成長や変化を追い、共通認識ができたことがよかった。
- ④子育ての基本である母子関係の調整は再構築支援のなかでももっとも重要である。
- ⑤家庭復帰後のアフターケアでは、家族内の関係の変化を追うだけではなく、家族をどう地域で見守るかが重要である。
- ⑥家族の能力のアセスメント。家族にどの程度の養育を望めるのかを判断し、必要な支援を提供できるようにすることが重要である（支援のためのアセスメントと支援計画）。
- ⑦児童家庭支援センターへの指導委託を活用するメリットは、保護者との関係を繋ぐことが可能になること。家庭や家族にとっての支援体制が補強されること。児童相談所及び施設の仕事を請け負い、児童相談所にとっても良い手助けとなる、などが挙げられる。
- ⑧家族や家庭に何かあれば、児童家庭支援センター職員が状況によって介入することも可能である。危機管理の点からも指導委託の制度は有効に活用できる。

【コメント】

経過が長いと対応する職員が変わり、指導が困難だった時期の危機感が薄れていきがちです。施設、児童家庭支援センター、地域と支援の主体が移っていく中で、揺るがない一貫した方針があったように思われますが、アセスメントの共有、支援のプランの作成と実行などにおいて、どのような工夫をされていたのでしょうか？

【リコメント】

基本的な方針は児童相談所にまとめていただきました。施設も地域も本児が施設を離れる時に確認した方針を守って、根気強く丁寧に見守ることができていることが、家族や家庭の安定に繋がっていると思います。アセスメントや支援計画策定段階での

カンファレンスでも共通認識が醸成されるように努めました。

【 コメント 】

家庭復帰後のリスクに関して、どのようなことを想定されていましたが？また、そのためにあらかじめどのような支援を考えておられましたか？

【 リコメント 】

一番のリスクは、父親が失踪したり、投げやりになってしまい、母親への気遣いや子どもへの思いが冷めてしまうことだと思いました。そのために、父親の気持ちや具体的な協力姿勢や内容などの確認を中心に行いました。父親はカナリヤが好きで家の中でカナリヤが飛び交う様子を確認しました。子どもだけでなく、鳥も愛することができる父親で本当に良かったです。(カナリヤはきれいな声でさえずりますが、世話は大変だろうと思います…)

事例 26

児童家庭支援センターが「ホームスタート」（訪問型子育て支援）を利用して家族診断を行いつつ支援を行った事例

キーワード：正確な状況確認、機関連携と協働（かかわりモデルの提供と共有）

【 事例の概要 】

<家族状況>

実父 現在 41 歳 会社勤務
実母 現在 38 歳 専業主婦
本児 現在 3 歳

<経緯>

- ・保健センターにおける健診で見守りが必要と判断されたケースである。母の子どものかかわり方、子どもの衣服等にネグレクトを疑わせる不自然さが確認された。
- ・母は 8 歳で膠原病を発症。本児出産後、産後うつになっている。
- ・要保護児童対策地域協議会（以下、要対協とする）の対象とすることが検討していた事例であり、「本児の発達の遅れは母のかかわり不足ではないかとの懸念があったこと」「健診時、母は本児にかかわれないでおろおろするだけであり、本児の不潔が確認された」「母は個別相談の促しを拒否し、家庭訪問も断る」「電話には出ない」などの点がリスクとして挙がっていた。要対協で検討の結果、保健センターの担当事例として支援を行うこととする。
- ・「ホームスタート」（訪問型子育て支援）の利用については、保健センターに広告用に置いてあったチラシを母自身が見つけて母が申し込んだことで支援を始めることで落ちついたため、要対協での支援を終結し、保健センターと児童家庭支援センターが支援を継続しているケースである。

<支援期間> 1 年 4 ヶ月

【 課題 】

1. 母親の精神状態と子育てや家庭の状況確認
2. 母子の関係改善
3. 訪問型子育て支援終了後の関係機関（保健センター）への繋ぎ（関係作り）

【 方針 】

市の関係者（保健センター）からの心配に対応して、母親や子育て、家庭の状況について情報を集めることが必要である。また、保健センターと母親との関係を繋ぐことが目標となる。

1. 母親の精神状態と子育てや家庭の状況確認を行うために、母親が自ら申し込んだ「ホームスタート」を利用して、児童家庭支援センターの相談員（ホームスタートのオーガナイザー）が家庭訪問を行い、情報を集める。
2. 母子の関係改善を図るために、「ホームスタート」で訪問するボランティアと話すことで母のリフレッシュを図る。また、子どもとの遊びのモデルを示しつつ、かわりか方法伝える。
3. 関係機関への繋ぎのために、ホームスタート終了後に得られた情報を保健センターへ伝える。また、児童家庭支援センターとの関係も作り、以後の訪問につなげる。

【 取組 】

1. 母子の関係改善と状況確認のための「ホームスタート」はおおよそ3か月かけて1クール（6回）の訪問を行った（本来の訪問ペースは週1回程度だが、母親からの要望で体調と子どものペースに合わせ、ゆっくりと取り組めるようにしたもの）。初回に、母は病識があり、自分の体調不良が本児への関わり不足になっていることを認識できていること、本児のためにかかわる人（祖父母）のいる実家に帰っていることが多いことがわかる。

※「ホームスタート」における訪問時の内容は以下の通り。

- ・1回目 事前説明のためオーガナイザー（センターの相談員）が家庭訪問を行い申込書への記入。母親の状況チェックリスト（アンケート式）によって母の気持ち、置かれている状況を確認する。
- ・2回目（初回より20日後） 母親の話の傾聴、ボランティアと母と本児の3人で遊ぶ。
- ・3回目（2回目より20日後） 前回に引き続き、傾聴と本児と遊びを行う。本児の言葉の発達の遅れとトイレトレーニングの方法について、母親から話があった。
- ・4回目（3回目より33日後） 傾聴と本児との遊び。母子とボランティアが外で遊ぶことを通して、遊びを工夫したり、安全に配慮することを体験する。
- ・5回目（4回目より24日後） 傾聴と本児との遊び。前回と同様に外で遊ぶ。母親の本児への声かけが上手になっていることをボランティアが確認。本児の体験を広げようとする姿勢が感じられ

【 取組のポイント 】

〔アセスメント〕

エピソードには、いろいろな意味があることを念頭に置いて、勝手に決め付けないことが大切。家族や家庭の情報を集めることでアセスメントがより正確なものとなる

〔ホームスタートの活用〕

ホームスタートを活用することで、家族支援の方法が具体的に見えてくるようになる。

〔身近な相談者〕

より身近に感じるボランティアの方が、保護者にとっては、評価される感覚がなく、ハードルが低く、話しやすい。

るようになった。前回以降、普段は室内の遊びが多かったが、家族で外遊びを継続して行うようになっていたことを確認した。

- ・6回目(5回目より14日後) モニタリングのためオーガナイザーが訪問する。今回の流れを振り返る。母の意見は「第三者の意見がとても参考になった。落ち込むことが少なくなった。人との交往が増え、一緒にやりたいと感じるようになった。物事の捉え方が変わった。子育てに余裕ができた。」などの感想が聞かれた。

2. 母子の関係改善: 母は体調不良ばかりでなく、子どもとの関わり方そのものがわからない様子だったので、訪問時に本児との遊び方をボランティアから助言を行うようにしたところ、母は積極的に本児に関わるようになった。母は「本児の笑顔を見るのがうれしい」と言うようになり、「自分がこんなふうになるとは思わなかった」と話してくれた。

気持ちの傾聴は、母に共感を生じさせ、社会からの疎外感などを低下させ、気持ちにゆとりを持たせた。このため、それまでは自宅中の一部屋で閉め切って遊んでいたのが、6回目の訪問では自宅の1階を開け放って遊ぶようになった。訪問時父がいると、父も交えて本児と遊ぶ様子が見られた。父も様々な本児への思い「言葉の遅いことが気になる。」「電車を見に行こうと思っている。」などと話してくれた。

3. 児童家庭支援センターの状況確認から、①本児の服は親戚から譲り受けた物が主であるため、汚れて見え不潔と感じられていた様子だったこと。②母自身は実家にいることが多いという事情があり、連絡が取りにくい状態であったこと。という2点が判った。その内容を保健センターに連絡した。家庭の状況が確認されてからは、関係機関は母と連絡を取る際にも、不必要な心配をせずに母からの連絡を待てるようになり、保健センターとの関係は改善し、母も心を開いて話すようになった。

4. 市との繋ぎは、保健センターで行われる「言葉の教室」への誘いをして、母子の参加が開始された。保健センターは危機感が軽減し、育児支援の枠組みで関わるできるようになった。

5. 児童家庭支援センターは、「ホームスタート」終了後に家庭訪問による支援を継続した。

(母親の希望で年2回程度)

〔正確な情報収集〕

アセスメントには正確な情報が必要である。リスクとストレングスのバランスの取れたアセスメントは、家族にとっても支援者にとってもストレスを軽減し、支援を円滑にしている。

【まとめ】

1. 母親や家庭の状況確認では、病気の有る母への配慮が足りず、「接触が持てないことは拒否」と関係機関がとらえてしまっていたことが判った。一般家庭の場合、情報がほしくても介入が難しいことが多い。介入の方法は工夫していくことが必要であろう。
2. 当事者が求めるニーズに沿うことは本当に重要である。機関の懸念と当事者の実態は誤差の有るものである。家族診断が正確にできると、機関は安心してかかわれるようになるものでもある。かかわれない時には何らかの事情があると思って配慮してかかわることも家族支援の入り口であろう。
3. 地域における「要支援児童」の存在を逃すことはできない。この事例は児童家庭支援センターが地域における支援機関としての働きをすることができた事例である。
4. 「ホームスタート」の利用により、情報確認と子育てに対する母親の変化が見られ、利用が有効であることがわかった。地域におけるニーズも相当数あると思われる。「ホームスタート」をもっと活用できるようになると良いと思う。

【コメント】

リスク情報だけで心配から働きかけを行なったことで、関係が取れなかった事例をニーズにもとづく支援を行うことで、バランスの取れたアセスメントが可能になった好事例だと思います。ホームスタートのスタッフ（ボランティア）の方々の力量の高さと児童家庭支援センターのマネジメント力があつたからだと思いますが、そのあたりの工夫を教えてください。

【リコメント】

児童家庭支援センターとしても、ホームスタートとしても良かったと言える事例です。母親のことを理解することが支援の近道でした。どのくらいできるかというアセスメントがうまくいったことで、母親のできそうなところから始めたことがよかったです。考え方や感じ方、表現の仕方が幼少期からの病院生活や対人関係の影響もあり、他人の言うことを聞かず、一方的に判断する傾向の強い方だったので、まずは母の気持ちを傾聴し、共感してもらい、その上で人の意見を聞いて上手く行く体験を増やす取組を行ったところ、母が気がつくことができたことが要因だと思います。

【コラム】

ホームスタートとは

「ホームスタート」は、1973年にイギリスで始まった「家庭訪問型子育て支援」活動です。6歳以下の乳幼児がいる家庭に、ホームスタートのホームビジターが週に1回、2時間程度、無償で自宅を訪問し、子育ての悩みを受け止め親子に寄り添いながら、一緒に子どもと遊んだり、お出掛けをしたり、共に家事などをするボランティア活動です。その活動を通して、親の不安の軽減や子育てに自信をつけることを目的にした活動です。ホームスタートの活動特徴は以下の通りです。

ホームスタートの活動には①「傾聴と協働」、②「フレンドシップ」、③「ホームスタートオーガナイザー」という3つの重要なキーワードがあります。①「傾聴と協働」は、直接家庭を訪問するホームビジターが実際に行う基本的な活動を言います。丁寧に共感的に話を聴くこと、そして保護者と一緒に子どもの世話や家事などを行うことで、親の気持ちの安定に効果をあげています。②「フレンドシップ」は、ホームスタートが大切にしている活動精神（スピリッツ）の1つです。利用家庭とホームビジターが上下関係でなく友達のような関係性の中でサポートすることで、利用の垣根を低くするものです。③「ホームスタートオーガナイザー」は、ホームビジターの育成から利用家庭のアセスメント（ニーズの事前評価）、ホームビジターと利用者とのマッチングや事後評価、地域との連携など、ホームスタートの運営すべてをコーディネートする役割を担う者です。NPO法人ホームスタート・ジャパンの認定を受けたホームスタートオーガナイザーの存在が、この活動の安全性と質を担保しています。

利用者の声を紹介します。

「将来のイメージが具体的に持てるようになりました。」「子育ては自分の考えを持つことが大事なのかも」「ホームスタートを利用している間は不思議とイライラしなかった」「ママ友に話せないような話をすることができて、私のストレスもだいぶ緩やかになりました」「子どもにも私にも生活に新しい風が吹き込んだみたい」などがありました。

（参考文献：埼玉ホームスタート推進協議会発行『ホームスタート推進事業「待つ支援から届ける支援へ」』）

参考資料

- 平成 13 年度 厚生労働省通知
(雇児総発第 58 号・雇児福発第 72 号 平成 13 年 12 月 12 日)
「被虐待児童の一時帰宅等への適切な対応について」

- 平成 20 年度 厚生労働省通知
(雇児総発第 0314001 号 平成 20 年 3 月 14 日)
「児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について」

- 平成 24 年度 厚生労働省通知
(雇児総発 1101 第 3 号 平成 24 年 11 月 1 日)
「措置解除等に伴い家庭復帰した児童の安全確保の徹底について」

雇児総発第 58 号

雇児福発第 72 号

平成13年12月12日

都道府県
各 児童福祉主管部（局）長 殿
指定都市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局 総務課長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課長

被虐待児童の一時帰宅等への適切な対応について

近年、児童虐待に関する児童相談所の相談件数の増加が続く中、児童福祉施設へ入所する被虐待児童も増加しております。このため被虐待児童の心身の傷の癒しや児童と保護者の関係の回復など、家族の再統合に向けた支援が一層重要になっております。

施設に入所した被虐待児童への対応については、平成12年11月20日付児企第30号厚生省児童家庭局企画課長通知にて関係機関等への周知をお願いした「子ども虐待対応の手引き」において示しているところでありますが、最近、児童養護施設から保護者の元へ一時帰宅中の児童が、保護者からの虐待により死亡するという悲惨な事件が発生しております。

については、児童、保護者の状況に応じた適切な対応を図ることにより虐待の再発を防止するため、管内の児童相談所、児童福祉施設、福祉事務所、民生・児童委員、主任児童委員等に対し、「子ども虐待対応の手引き」（特に第8章の部分）とともに下記の留意事項についてさらに周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1 処遇指針及び自立支援計画に関する留意事項

- (1) 児童相談所は、児童の施設入所措置の時点で、面会や一時帰宅等に関する援助計画を含む処遇指針を策定し、児童、保護者及び施設に説明を行い、その内容に基づいた支援を行うこと。
- (2) 施設は、児童相談所の処遇指針を受けて、入所児童の自立支援計画を策定し、同計画の内容は、家庭環境調整に関する具体的支援の目標と方法に関する計画を含むものであること（「児童養護施設等における入所者の自立支援計画について」平成10年3月5日付児家第9号参照）。
また、保護者との面会や一時帰宅等に関する方針や対応については、児童自身の意向も踏まえ、組織として、児童と保護者への指導にあたること。
- (3) 児童相談所及び施設は、児童と保護者の状況の変化を的確に把握し、緊密な連絡、協議を行いながら、処遇指針及び自立支援計画の再評価と必要な見直しを行うこと。

2 一時帰宅に関する留意事項

- (1) 一時帰宅は、家族関係の修復や再構築の機会である一方で、重大な危険を伴う可能性もあることから、施設長は保護者の生活状況、面会や外出時の様子、児童の意向等について十分配慮し、児童相談所とも協議の上、特に、時期及び期間については慎重に判断すること。また、保護者に対し一時帰宅中に生じやすい問題の理解と対処の仕方等について適切な助言を行うこと。
- (2) 施設及び児童相談所は、役割を明確にした上で、保護者との連絡や家庭訪問を行う、地域の民生・児童委員、主任児童委員等との連携を図るなど、一時帰宅中の児童と保護者の状況把握に努めること。
- (3) 虐待を理由として施設入所措置を行った事例に限らず、施設入所によって乳幼児期より親子が離れて生活している等の事例においても、育児経験の不足や当該児童の特性を受け止めることが困難な場合など、親子の関係の取り方が円滑に行かない事態が生じやすいことから、同様の配慮を行うこと。
- (4) 年末年始や夏季においては、一時帰宅が行われる場合が多いが、上記の事項に十分注意して適切な対応を行うこと。

平成 20 年 3 月 14 日

各 { 都 道 府 県
指 定 都 市 児童福祉主管部（局）長 殿
児童相談所設置市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長

児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について

児童虐待対策の推進については、日頃より格段のご配慮をいただいているところであるが、平成 19 年 6 月に公布された「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」により、児童虐待を行った保護者が都道府県知事による指導に係る勧告に従わない場合に都道府県知事が講じるべき措置の明確化や、施設入所等の措置を解除する際に保護者指導の効果等を勘案しなければならないとされたこと等を踏まえ、児童虐待を行った保護者に対する指導及び支援の充実に資するよう、今般、別添のとおり「児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドライン」を取りまとめたところである。

このため、その内容をご了知いただくとともに、管下の児童相談所及び児童福祉施設並びに里親、管内の市区町村に周知を図り、本ガイドラインを基本として保護者に対する指導・支援が行われるよう配意願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言として発出するものである。

(別添)

児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドライン

第1 目的

児童虐待への対応は、「児童虐待の防止等に関する法律」(平成12年法律第82号)(以下「児童虐待防止法」という。)に基づき、発生予防、早期発見・早期対応、子どもの保護や支援、そして保護者の支援が行われており、関係者の努力によりその進展が図られてきたところである。

しかしながら、保護者の支援は立ち遅れていることから逐次制度改正が行われてきており、平成16年の改正では、同法第4条において、児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うため、国及び地方公共団体は、必要な体制の整備に努めなければならないこととされ、さらに、平成19年の改正では、同法第11条において、児童虐待を行った保護者が都道府県知事による指導に係る勧告に従わない場合の都道府県知事の講ずべき措置を定める規定が、また、同法第13条において、児童福祉法第27条第1項3号に基づく児童福祉施設又は里親(以下「児童福祉施設等」という。)に対する入所又は委託に係る措置(以下「児童福祉施設入所措置等」という。)を解除する際に、保護者指導の効果等を勘案すべきとする規定が新たに設けられた。

他方、実態としても保護者への指導・支援は、児童相談所の規模、職員体制、専門職種の陣容、児童福祉関係機関の社会資源の違い等、各自治体ごとに異なった対応が行われており、一定の成果を挙げている自治体がある一方で、取組が緒に就いたばかりの自治体があるのも事実である。

これらのことから、児童虐待を行った保護者に対する指導・支援を一層推進するために、児童相談所における保護者への指導・支援に関して最低限実施すべき事項を明確にするとともに、その指導効果等を踏まえた措置解除の在り方について基本的なルールを定めたものである。

第2 基本事項

1 ガイドラインの位置づけ

このガイドラインにおいては、児童相談所が、児童虐待相談として受理した相談(通告・送致を含む。)につき、援助方針会議において決定した援助内容に沿って、保護者の問題に対して直接的又は間接的に働きかけを行い、家族機能の回復を図ることを

目的として行われる「保護者への指導・支援」に関して基本的ルールを定めるものである。なお、当ガイドラインの適用にあたっては、明らかに児童虐待相談と認められる事例の他、保護者の経済的事情等により児童福祉施設へ入所措置している事例においても、養育放棄と判断される事例も少なからずあることから、運用にあたっては広く適用するよう努められたい。

基本的ルールは、実際の業務の流れに沿うことを基本として、次の考え方で整理を行うものである。

実際、児童相談所では、児童虐待に関する相談を受けた場合、①相談の受付、②受理会議、③調査・診断・判定、④判定会議、⑤援助方針会議、⑥援助指針の作成、⑦援助の実行、のプロセスで対応し、子どもの一時保護に関しては、必要と認められれば緊急度に応じていずれの場面かによらず実施される。

保護者への指導・支援は、援助方針会議において子ども及び保護者に関するアセスメントを踏まえて決定することとなるが、当然のことながら、子どもの措置と表裏一体で検討される。子どもの措置の決定においては、児童虐待の程度や保護者の状態、地域の支援体制等を総合的に勘案して在宅又は児童福祉施設入所措置等の選択がなされる。さらに、児童福祉施設入所措置等に関しては、保護者の同意があるかどうかによって児童福祉法第28条第1項1号に基づく児童福祉施設入所措置等（以下「28条措置」という。）が採られるかが決定される。

このことから、子どもに対して採られる措置を基軸として、保護者への指導・支援のルールを整理する。

2 基本的な考え方

児童虐待を行った保護者に対する指導・支援は、子どもの最善の利益を保障するために実施するものである。

子どもがその保護者から虐待を受けた場合、必要に応じて保護者から一時的に分離することはあるが、そうした場合であっても当該子ども及び保護者が親子であることには何ら変わりはなく、保護者が虐待の事実と真摯に向き合い、再び子どもとともに生活できるようになる（以下「家庭復帰」という。）のであれば、それは子どもの福祉にとって最も望ましいことである。

しかしながら、深刻な虐待事例の中には、保護者に対する指導・支援の効果がなく子どもが再び保護者と生活をともにすることが、子どもの福祉にとって必ずしも望ましいとは考えられない事例もある。このような場合についてまで家庭復帰を促進することが望ましいものとは考えられず、むしろ保護者と一定の距離を置いて生活することが子どもの福祉に資するものである。

家庭復帰を目指す事例に限らず、家庭に戻れなかった事例も含めて、必要なものは、子どもを健全に育むための「良好な家庭的環境」であり、この考え方を基本にした、子ども及び保護者に対する指導・支援を行うことが必要である。

3 用語の使い方

当ガイドラインにおいては、児童虐待防止法で保護者の「指導」・「支援」と規定された文言に関しては、「保護者指導」、「保護者支援」の二つの用語に分けて使用し、これらを総称して保護者援助と言う用語を使用する。

なお、用語の意味は次のとおりである。

「保護者指導」とは、児童福祉法第26条第1項2号に基づく児童福祉司指導、児童委員指導、児童家庭支援センター指導若しくは障害児相談支援事業を行う者の指導（以下「26条指導措置」という。）又は同法27条第1項2号に基づく児童福祉司指導、児童委員指導、児童家庭支援センター指導、知的障害者福祉司指導、社会福祉主事指導若しくは障害児相談支援事業を行う者の指導（以下「児童福祉司指導措置等」とする。）であり、児童相談所長又は都道府県知事による行政処分として行われるものをいう。なお、児童福祉司指導の一環として行われる児童福祉施設等関係機関による指導は、この概念に含まれる。

「保護者支援」は、保護者の主体性を尊重した取組であり、保護者のニーズに応じて行う児童福祉法第11条第1項2号ニに基づく指導（以下「11条指導」という。）、児童福祉施設最低基準（以下「最低基準」とする。）に規定された乳児院（最低基準第24条の2）、児童養護施設（最低基準第45条の2）、情緒障害児短期治療施設（最低基準第76条の2）、児童自立支援施設（最低基準第84条の2）に入所する子どもやその家庭の状況等を勘案して、子どもの自立を支援するために策定される計画（以下「自立支援計画」という。）に沿って実践される各施設の取組、並びに、その他関係機関における取組とする。

第3 保護者援助に関する援助指針の策定

- 1 援助指針は、児童相談所が受理した事例に関して策定するものであり、保護者への援助内容についても明示する。援助指針の策定においては、必要に応じて子ども及び保護者等の当事者の参画を求める。
- 2 援助指針は、子どもの年齢、心身の状況、発達の状況等を勘案して、具体的な短期目標の設定と長期目標の設定に努め、再評価の時期についても子どもの成長や変化に応じて適時適切に行い、方針を見直す。

3 援助の初期段階は、子どもに対しては新たな生活に慣れること等を目標にした取組を開始する一方で、保護者に対しては短期集中的に濃密な取組を行う時期であることから、これを念頭に置いた計画を策定するとともに、短期目標は、長くとも3か月以内とする。

初期段階の経過後は、乳幼児の場合は3か月ごと、少年（学童以降）の場合は6か月ごとを目安として目標を設定することとし、再評価、指針の見直しについても、当然のことながらこの期間に併せて実施する。再評価、指針の見直しに当たっては、当該児童福祉施設等と十分協議の上、必要に応じて子ども及び保護者等の当事者の参画を求める。

4 保護者援助の内容を決定する際には、子どもに対して採られる措置を基軸にして決定すること。

(1) 28条措置が採られる場合の保護者援助は、児童福祉司指導措置等を採用することを原則とする。ただし、保護者が重篤な精神疾患による入院や長期収監中である等、指導の実行が困難な場合はこの限りではない。

(2) 上記(1)以外の親権者又は未成年後見人（以下「親権者」という。）の同意により児童福祉施設入所措置等が採られる場合の保護者援助は、必要に応じて児童福祉司指導措置等を採用することとし、十分な相談関係が維持される場合は行政処分によらない児童相談所としての11条指導でも差し支えないものとする。

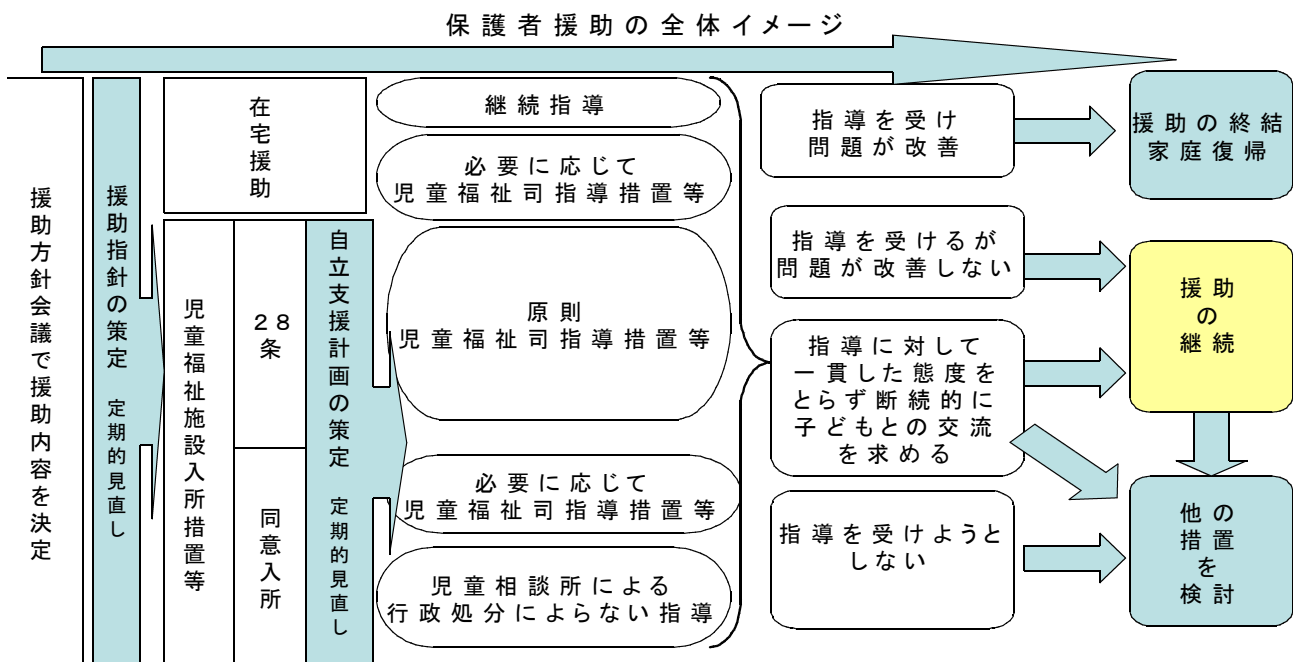
児童福祉司指導措置等を採用すべき例としては、児童虐待の自覚がない保護者、自己中心的な行動を展開する保護者、周囲の援助を拒否する保護者、入所する子どもに無関心な保護者等、保護者の主体性を尊重するだけでは児童の福祉が図れないため、児童相談所が行動の枠組みを示す必要がある事例が考えられる。

(3) 子どもが在宅のまま保護者を援助する場合（以下「在宅指導」という。）には、児童相談所の児童福祉司、児童心理司、さらには、市町村（要保護児童対策地域協議会）、児童福祉施設、保健所等と連携・協力して行うこととなるので、それぞれの機関の役割、到達目標を明示するとともに、市町村に対応の責任を移す時期等の見通しを示すこととする。特に、市町村が実施する育児支援家庭訪問事業等の対象となる事例であると考えられる場合には、市町村にその旨を通知する等の具体的な援助を行うこと。

なお、在宅指導は、事例に応じて児童福祉司指導措置等、26条指導措置、11条指導のいずれかの対応を採用することとなるが、特に、市町村から送致された事例や児童相談所が行動の枠組みを示す必要がある事例は、児童福祉司指導措置等を採用が必要である。

- 5 援助指針は、個々の事例に則して定期的に見直しを行うが、里親へ委託する子ども及び児童福祉施設へ入所している子どもの自立支援計画についても、相互に連携を図り遅滞なく自立支援計画の見直しを行う。この場合、児童福祉施設が把握する子ども及び保護者に関する情報、児童福祉司等が援助過程で把握した情報を相互に共有した上で検討することが必要である。
- 6 児童福祉施設入所措置等が採られた子どもに関する援助指針は、個々の状態に則して長期目標、短期目標が設定され、目標に向けて保護者援助が進められる。その援助過程で家庭復帰の可否が判明することとなるが、家庭復帰の可能性が低い場合には、状態を適切に評価して出来る限り早期に里親委託等に変更するなど、子どもの立場を考慮した援助指針の策定・見直しに努める。
- 7 家庭復帰を行う場合には、これまでの保護者援助の経過及び子どもへの援助の経過を総合的に評価し、要保護児童対策地域協議会を活用するなど地域の関係機関における援助体制を組織した上で、一定期間、児童相談所が児童福祉司指導等によりケースマネジメントを行う援助指針を立てることとする。

(参考：図1) 保護者援助の全体イメージ



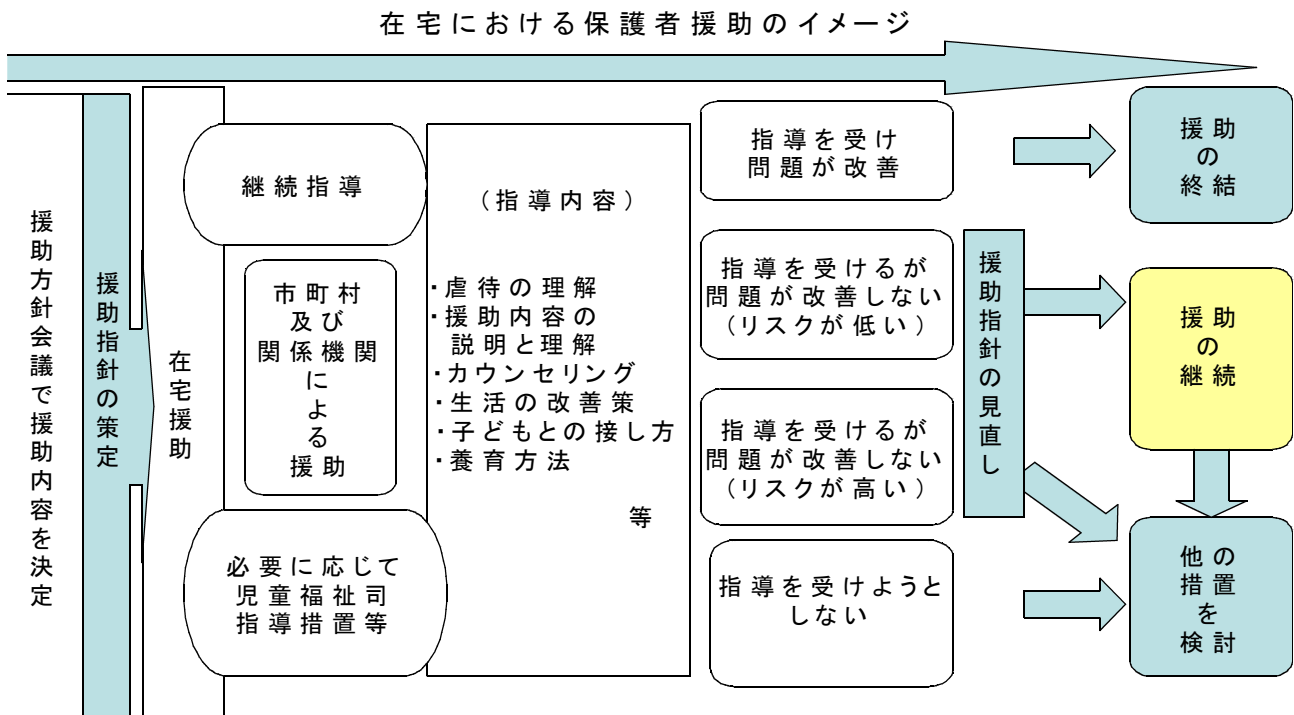
第4 保護者援助の基本ルール

子どもに対して採られた措置に基づき、保護者援助のルールを類型化する。

1 子どもを在宅で生活させながらの保護者援助（在宅指導）

- (1) 在宅指導が採られる事例は、児童虐待の状態が深刻ではないと判断される事例であることから、通常は、来所面接、家庭訪問等により、保護者の主体性を尊重しながら児童虐待の理解、子どもとの接し方、養育方法、生活の改善等に関する指導等を継続して行うことが基本である。
- (2) 在宅指導は、児童相談所を中心にして、市町村（要保護児童対策地域協議会）、児童福祉施設、保健所等と連携・協力して行うこととなるので、援助内容に関して市町村等に対して丁寧な説明を行い、それぞれの機関の特性を生かした援助を行う。
- (3) 児童福祉司指導措置等を採用する場合には、決定通知に保護者が行うべきことを明示し、指導するとともに、当該措置が採られた場合には、児童虐待防止法第11条第2項に基づき指導を受けなければならないことを周知する。
 - ・ 当該指導に従わない場合には、児童虐待防止法第11条第3項において、都道府県知事による勧告を行うことができることとされているので、積極的に勧告を行う。この勧告を行うことにより、効果的に援助を実施できることが期待されるほか、次の手続を採る際の前提条件となることから積極的な運用を行う。
 - ・ 当該勧告に従わない場合には、同条第4項に基づき、必要があると認める場合は、一時保護を行い、28条措置等の必要な措置を講ずるものとされているので、積極的な運用を行う。
 - ・ また、同条第5項では、必要に応じて親権喪失宣告の請求を行う旨も規定されており、これらの連続した対応を採ることにより、子どもの最善の利益を確保するよう努める。
 - ・ 特に、これらの場合には家庭裁判所の審判を仰ぐ必要があるため、援助指針、保護者への援助とこれに対する保護者の態度等を具体的に記録しておくこと。
- (4) 児童虐待の悪化が予見される場合には、具体的な指導を行う一方で、状態の悪化への対応方針を定めておき、速やかに一時保護等の対応を行うことができる体制を整備する。

(参考：図2) 在宅における保護者援助のイメージ



2 児童福祉施設入所措置等を探る保護者援助

(1) 親権者の同意に基づく児童福祉施設入所措置等の保護者援助

- ① 保護者援助は、子どもが児童福祉施設へ入所する準備段階から開始される。保護者に対しては、同意をした場合であっても保護者自身の問題行為について整理を促す面接に努める。
 - ・ また、初期段階の面接において、できる限り、援助内容に対する意見を聴き取るとともに、将来の見通し等の説明を行うことで保護者援助を受け入れる動機付けが深まるので、丁寧に行うこと。可能ならば、援助指針の策定時ないしは見直しに際しては、保護者等の当事者の参画を得て方針を決めることも必要である。
- ② 親権者の同意により児童福祉施設入所措置等が採られる場合は、保護者の側に保護者援助を受ける意識があることが多いため、児童福祉司指導措置等でなくとも効果が期待できる場合もあるが、児童福祉司指導措置等を探ることも含め、効果的な対応に努める。
 - ・ 親権者の同意を得る際には、子どもの援助内容、保護者の行為改善に向けた援助内容に関しても併せて同意を得ておく。

「子どもの援助内容」の例としては、児童福祉施設での生活や援助内容、学校での指導内容についてできる限り理解、協力を得るよう努め、子どもの状況によ

っては通学先の変更や学校行事等に保護者が参加するよう努めることが考えられる。また、「保護者の行動改善に向けた援助内容」の例としては、児童相談所や児童福祉施設での保護者援助プログラムへの参加のための定期的通所や施設での子どもとの定期的面会、保護者への通院指導による通院等が考えられる。

これらの援助内容についての説明を行い同意を得ることは、保護者が保護者援助を受け入れる動機付けにもなるので、必要な対応である。

- ③ 児童福祉司指導措置等を採用すべき事例としては、形式的に施設入所に同意はしているものの、児童虐待の自覚が乏しい保護者、自己中心的な行動を展開する保護者、入所する子どもに無関心な保護者等に対して、児童相談所が行動の枠組みを積極的に示す必要がある事例等が考えられる。また、児童福祉司指導措置等を採用するタイミングは援助の開始時点にとどまらないものであり、援助の経過の中で、援助指針を見直す際に保護者の評価を行い、必要に応じて適時適切に当該措置を採用。なお、児童福祉司指導措置等を採用した場合の対応手順は、次の⑤で詳述する。

- ④ 保護者援助の実行は、援助指針の短期目標、長期目標に沿って行う。
- ・ 初期段階においては、短期集中的に保護者の問題解決に向けたカウンセリング及び指導を行い、保護者の問題点を保護者自身が整理できるよう支援する。
 - ・ 保護者側の問題点の克服等を促すため、医療の受診や生活の安定化等に向けた生活面での遵守事項を提示しつつ養育方法の学習機会設定等行う。また、関係機関が実施する親子の再統合に向けたプログラム等の併用を行うことも必要である。
 - ・ 経過が良好に推移すれば、児童福祉施設において子どもと保護者の面会等が行われることとなり、保護者と施設長、施設の担当者、ファミリーソーシャルワーカー等が主として対応することとなるので、これらの者を介して保護者の支援を行う。

なお、この場合、児童相談所として施設に対して具体的な援助内容を示すことが必要である。

- ・ 面会等において親子の関係が良好であれば、外出、外泊を段階的に実行することとなる。この判断は、保護者援助を通して得た評価に加え、施設が把握する子ども及び保護者の情報により、協議の上、時期を決定する。

特に、外泊は、死亡事件などの発生が報告されており、慎重な対応が必要であり、児童相談所及び児童福祉施設が同席して「家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト（別表）」等を活用して客観的に判断する。

- ・ 保護者援助の過程において、あらかじめ設定した評価の時期には、遅滞なく援助の評価を行った上、援助指針の検討・見直しを行い、自立支援計画に反映させ

る。

- ・ 保護者援助が良好な経過をたどり、児童福祉施設入所措置解除（児童福祉司指導等への措置変更を前提とした）が検討できる場合には、次の（３）及び（４）の対応を行う。
- ・ 保護者援助が良好な経過をたどらない事例としては、例えば、同意をしたものの児童相談所が提示する保護者への援助指針に従わずに面会などを自分の都合で求めるなど、自己中心的に振る舞う保護者等が考えられる。これらの者に対しては、児童福祉司指導措置等により厳しい指導を行うことで変化が生じることも期待できる。児童虐待防止法第１２条に基づき、保護者に対して子どもとの面会・通信を制限すること、また、児童福祉司指導措置等が採られていない場合には、当該措置を新たに採ることで保護者援助の効果を高めることも可能である。

また、保護者が、面会・通信を行わない等、子どもとの関わりに関心を示さない場合には、児童福祉司指導措置等を採用し、具体的な指導事項を示して行動化を図る。

⑤ 児童福祉司指導措置等を採用した場合の対応手順は、次の通りである。

- ・ 児童福祉司指導措置等の決定通知を送付するに当たって、保護者に対する具体的な指導内容（上記②で例示した「保護者の行動改善に向けた援助内容」）に加え、当該措置に従わない場合の措置についての教示を行うなど、指導を受ける動機付けを行った上、指導を行う。
- ・ 児童福祉司指導措置等に保護者が応じない場合には、児童虐待防止法第１１条第３項に基づき、都道府県知事による指導を受けるよう勧告を行う。
- ・ 当該勧告を行っても、保護者に指導を受ける意識や態度に変化がないと判断される場合には、同条第４項に基づく一時保護を行った上で、２８条措置の申立てを行う。２８条措置の申立てに当たっては、子どもの年齢、子どもの意向、児童福祉施設における入所期間、保護者の状態等を勘案して、当初から入所している児童福祉施設での生活の継続、又は、愛着関係の形成及び永続的な措置を念頭に置いた里親委託等により、子どもの最善の利益を最優先にした対応を行う。
- ・ また、同条第５項に基づき、その保護者に親権を行わせることが著しくその子どもの福祉を害する場合には、必要に応じて、適切に、親権喪失宣告の請求を行い、親権に対抗する手段を講じられたい。

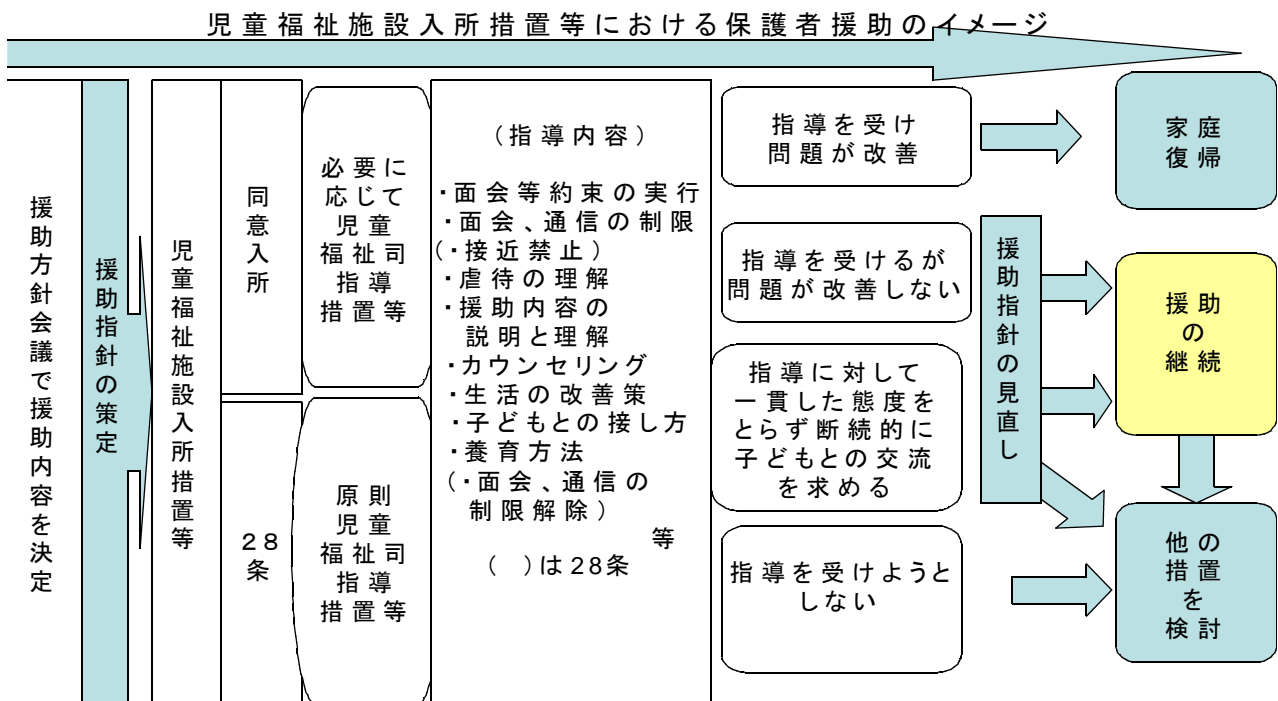
この場合における２８条措置の申立てについては、児童福祉法第２７条第６項による都道府県児童福祉審議会の意見を聴いて実施する。

(2) 28条措置における保護者援助

- ① 28条措置は、保護者が児童虐待を否認するなどして児童福祉施設等への入所を拒否することにより対立関係が生じるが、保護者に対しては28条措置に併せて児童福祉司指導措置等を採用し、毅然とした対応を行う。
 - ・ 児童福祉司指導措置等を採用際の決定通知に保護者が行うべきことを明示して保護者の理解を促すとともに、指導を受ける義務があることを周知する。
- ② また、保護者との面会・通信が、子どもが望まなかったり、子どもにとって心身の発達や情緒面に悪影響があると考えられる場合には、面会・通信の制限を行う。さらには、保護者がこれらの制限に応じない場合には、接近禁止命令を発出することにより、保護者の行動を制限することを検討する。
- ③ 28条措置の場合、児童福祉法第28条第2項において、児童福祉施設への入所期限が2年間と定められていることから、積極的に児童福祉司指導等を行う。保護者の反応によっては、児童福祉司指導等に従わない場合の対応を行う。
- ④ 上記(1)の⑤と内容は重複するが、児童福祉司指導等に従わない場合の対応としては、児童虐待防止法第11条第3項において、都道府県知事による指導に係る勧告を行うことができることとされているので、積極的に当該勧告を行う。この勧告を行うことにより、効果的に援助を実施できることが期待されるほか、次の手続を採用際の前提条件となることから積極的な運用を行う。
 - ・ 当該勧告に従わない場合には、同条第4項に基づき、必要があると認める場合は、28条措置等の必要な措置を講ずるものとされているが、既に、当該事例は28条措置により児童福祉施設に入所しているため、場合によっては、家庭復帰困難事例として里親委託に措置を変更すること(28条措置の承認内容によっては再度28条措置の申立てが必要となる。)を検討する。
 - ・ また、同条第5項では、必要に応じて親権喪失宣告の請求を行う旨も規定されているので、児童福祉施設に入所したままで親権喪失宣告を申立等により、子どもの最善の利益を確保するよう努める。
- ⑤ 援助の実行においては、保護者に対し、児童福祉司指導措置等が持つ意義、保護者援助の内容、将来の見通し等を伝え、理解を促す。そのためには、面接等の機会を設定し、保護者と向き合い、ねばり強く対応することが重要である。
 - ・ その後の援助については、上記(1)④を参考にする。
- ⑥ 児童福祉司指導措置等の効果を勘案して、面会・通信の制限、接近禁止命令が行われている場合には、保護者の指導を受ける態度を勘案して面会・通信の制限の解除、接近禁止命令の取消しを検討する。

- ⑦ 保護者援助は、行きつ戻りつの状態になったり、対立が更に深まったり、膠着状態に陥ることもある。このような状態を適切に評価して、援助指針の見直しに際しては、上記②及び④に従い、子どもの最善の利益を確保するよう努める。
- ⑧ この後の対応については、下記（３）及び（４）で詳述する。

（参考：図３）児童福祉施設入所措置等における保護者援助のイメージ



（３）家庭復帰を検討する段階における保護者援助

- ① 改正後の児童虐待防止法第13条の規定において、児童福祉施設入所措置等の解除（以下「入所措置等解除」とする。）にあたっては、保護者指導の効果、当該子どもに対し再び児童虐待が行われることを予防するために採られる措置について見込まれる効果等を勘案することとされており、家庭復帰に際して慎重な判断を行わなければならない。
- ② 家庭復帰の適否を判断するためには、
- ・ これまで行われた保護者援助の効果、援助指針及び自立支援計画の達成状況並びに児童福祉施設長の意見等を勘案した評価
 - ・ 保護者の現状の確認
 - ・ 子どもの意思の確認
 - ・ 家庭復帰する家の状態、家庭環境等を直接確認

- ・ 地域における援助体制・機能の評価

等を行った上で、「家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト（別表）」等を参考にして客観的かつ総合的に判断する。「家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト」は、施設入所後から局面ごとに使用することで、子どもと家庭の変化を適切に把握することが可能となるので積極的に活用することが望ましい。

- ・ 特に、過去の虐待による死亡事例においては、母親の妊娠中や出産後間もなくの大変な時期に家庭復帰させたため虐待が再発して亡くなった事例、養育困難をネグレクトと捉えていなくて地域の援助体制も組織せずに家庭復帰をさせたために虐待が再発して亡くなった事例などが報告されていることに留意する。

- ③ 家庭復帰の方針を決定した場合には、市町村（要保護児童対策地域協議会）、当該子どもが入所する児童福祉施設等と協働して、当該保護者が、地域の関係機関から適切な援助を受けるように指導するとともに、子どもが家庭や地域で安全に暮らせる環境を整えるとともに市町村に対して援助内容を明確に伝える。

特に、地域における援助内容を決定するには、市町村（要保護児童対策地域協議会）とともに事例検討を行い、子どもの心身の状態、昼間過ごす場、家の状態、家族状況、家庭環境、保護者の遵守事項等を関係機関が理解した上で、各機関が具体的に支援する役割を決めることが重要である。

- ④ 家庭復帰の決定は、児童福祉施設入所措置等の停止を行った上で、家庭生活が支障なく送れることを確認する必要があるので、入所する児童福祉施設、地域の関係機関の協力を得て多くの視点からの情報を把握する。その上で、児童福祉司指導措置等への措置変更又は継続指導を採ることとして家庭復帰を決定する。

なお、子どもに対して児童福祉施設等入所措置等を採り、併せて、保護者に対する児童福祉司指導措置等を採っていた場合には、児童福祉司指導措置等に集約する。

- ⑤ 子どもが児童福祉施設等へ入所している間に、保護者が当該児童相談所の管轄地域から他の地域へ転居した場合には、「児童相談所運営指針について」（平成2年3月5日児発第133号）の第3章第2節の4の（5）において、「保護者の住所の変更に伴う移管は、子どもの福祉にとって必要と認められる場合においては、保護者の転居先を管轄する児童相談所等と十分協議し、事例を管轄する児童相談所を決定する。」こととしている。

児童虐待の場合は、入所措置をした児童相談所が一貫して対応することが少なからずあると考えられるが、この場合には、保護者の住所地を管轄する児童相談所に協力を仰ぎ、保護者宅に外泊する場合の調査依頼等が行える体制を整えるとともに、家庭復帰の適否を決定する段階で、子どもが入所する児童福祉施設、保

護者の住所地を管轄する児童相談所と次の内容に関して協議して方針を決定する。

- ・ 家庭復帰を行う時期
- ・ 家庭復帰後の援助体制、援助内容
- ・ 移管時期及び移管の方法

ただし、保護者援助の実施及びその効果等を勘案することなく、保護者の転居を理由とした家庭復帰を行ってはならないことは言うまでもない。

(4) 家庭復帰後の保護者援助

- ① 保護者援助によって児童虐待のリスクが逡減して家庭復帰ができたとしても、当面の期間は、当該家庭の状況の変化を即座に把握し、対応するために継続した援助を続けることが必要であり、一定期間（少なくとも6か月間程度）は、児童福祉司指導措置等又は継続指導を採るものとする。
- ② 児童相談所は、市町村（要保護児童対策地域協議会）と役割を分担して、家庭訪問のタイミングや回数、子どもが所属する機関の役割等に関して統一的な対応方法を共有するとともに、児童相談所が当該事例のケースマネジメントを担うことを明確にしておく。
また、市町村の援助機関では、養育状態が悪化した場合の統一的な対応方法を共有し、状態の変化が起きれば躊躇なく実行する。
- ③ この期間、当該家庭の経過が良好であれば、児童福祉司指導措置等を解除し、その後の対応を市町村に引き継ぐこととする。

第5 その他

子どもの最善の利益を確保するためには、保護者援助を実効あるものにしなければならない。そのためには、児童相談所が有する専門性を結集して対応することに加え、市町村、児童福祉関係機関、保健機関、医療機関、民間団体が有する機能を引き出すことが重要であることから、都道府県及び児童相談所は、これらの関係機関等の連携・協力を受けて保護者援助を実施する体制の整備に引き続き努めること。

また、民間団体等が行う保護者援助プログラム等の有用性を勘案して、積極的に活用することにより、効果的かつ効率的な保護者援助に努めることが重要である。

(別表)

家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト

氏名

再統合対象者

() ()

記入日(年 月 日)

		チェックの視点	チェック項目 (該当欄に○をつける)	はい	ややはい	ややいいえ	いいえ	不明	特記事項
経過	1	交流状況	面会・外泊等を計画的に実施し、経過が良好である						
	2	施設等の判断	施設、里親等が家庭引取りを進めることが適切だと考えている						
子ども	3	<input type="checkbox"/> 乳児非該当 家庭復帰の希望	家庭復帰を望んでいる(真の希望でない場合は●)						
	4	保護者への思い、愛着	保護者に対する恐怖心はなく、安心・安定した自然な接触ができる						
	5	健康・発育の状況	成長・発達が順調である						
	6	対人関係、情緒の安定	<input type="checkbox"/> 乳児非該当 対人関係や集団適応に問題はなく、情緒面は安定している <input type="checkbox"/> 乳児項目 主たる保育者との関係において問題はなく、情緒面は安定している						
保護者	7	<input type="checkbox"/> 乳児非該当 リスク回避能力	虐待の再発等危機状況にあるとき、相談するなどして危機回避ができる						
	8	引取りの希望	家庭引取りを希望している(真の希望でない場合、依存的要素を含む強すぎる希望は●)						
	9	虐待の事実を認めていること	虐待の事実を認め、問題解決に取り組んでいる						
	10	子どもの立場に立った見方	子どもの立場や気持ちをくみ取りながら子育てができる						
	11	衝動のコントロール	子どもへの怒りや衝動を適切にコントロールできる						
	12	精神的安定	精神的に安定している(必要に応じて医療機関とのかかわりがもてる)						
	13	養育の知識・技術	子どもの年齢、発達あるいは場面に応じ、適切な養育ができる						
	14	関係機関への援助関係構築の意思	児童相談所や地域の関係機関と良好な相談関係が持て、適宜必要な援助が求められる						
家庭環境	15	地域、近隣における孤立、トラブル	近隣から必要なときに援助が得られる						
	16	親族との関係	親族から必要なときに援助が得られる						
	17	生活基盤の安定	経済面、住環境面での生活基盤が安定的に確保されている						
地域	18	子どもの心理的居場所	家族関係が良好で、家庭内に子どもの心理的な居場所がある						
	19	地域の受入れ体制	公的機関等による支援体制が確保されている						
	20	地域の支援機能	支援の中心となる機関があり、各機関が連携して支援が行える						
評価			A 家庭復帰を進める B 家庭復帰に課題あり C 家庭復帰は不可 (B、Cの場合、その理由を記入)						

家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト 記入上の着眼点

チェックリストの使用にあたって

このチェックリストは、入所措置（里親委託）中の子どもについて、家庭復帰を検討する段階を迎えた時に、最低限押さえておくべき項目を整理したものです。着眼点を参考にそれぞれの項目を4段階でチェックし、取り巻く環境も含めた当該家族の現在の状況について確認することを目的としています（年齢に応じて使い分ける項目があります）。チェックを行うにあたっては、各種の情報を吟味し、児童相談所として共通確認することはもちろんですが、客観性を確保することを十分に意識し、子どもと日常的に接している施設（里親）や、地域の関係機関と協働して共通理解を図るよう心がけてください。

チェック項目に「はい」の数が多いほどその家族は安全性が高いと考えられるので、より多くの項目において「はい」にチェックされることが家庭復帰の原則ですが、全ての項目において「はい」にチェックされない限り家庭復帰できないということではなく、否定的にチェックされた項目については、虐待が再発するリスクを適切に認識した上で、リスクに対抗しうる手立てを講じることができるかどうか、家庭復帰を判断する上で重要になります。「はい」の数がいくつ以上だから家庭復帰できる、というような機械的な使い方は避け、家族と地域の支援体制を総合的に判断する道具として使用してください。

なお、本チェックリストの活用方法としては、家族の変化を追った援助を組み立てるために、子どもが施設に入所した時点、入所中、家庭復帰を検討する時点というような援助の節目でチェックを行い、それぞれの時点での課題を明らかにしていくといった使い方も考えられます。

いずれの使い方であってもチェックリストはあくまでもひとつのツールです。その限界を理解した上で使用してください。

		チェック項目	記入上の着眼点
経過	1	面会・外泊等を計画的に実施し、経過が良好である	施設の自立支援計画と児童相談所の家庭復帰プログラムにそった取組の実施状況をチェック (例)・面会、外出、外泊において家族が安定してすごせているか ・面会、外泊等の前後、子どもの様子に拒否的な表情、態度がないか ・交流中に暴力、暴言、ネグレクトなどの虐待行為がなかったか ・当該家族に対する援助指針等が要保護児童対策地域協議会等で共有されているか ・(乳)一時外泊から戻ったときに体重が激減していないか、衛生が保たれているか
	2	施設、里親等が家庭引取りを進めることが適切だと考えている	施設(里親)が家庭引取りを進める上で抱いている安心感と不安感をチェック (施設(里親)等との情報交換を綿密に行なう) (例)・施設(里親)が持っている安心の要因は何か ・施設(里親)が危惧している項目に十分な検討を行なったか ・通院している事例については主治医の意見を参考にしているか
子ども	3	乳児非該当 家庭復帰を望んでいる(真の希望でない場合は●)	子どもがどの程度家庭復帰を望んでいるか、保護者との間にずれがないかをチェック (伝聞ではなく児童相談所が面接を行なう) (例)・保護者に言い含められていないか ・家に帰ったらどこで誰と寝るのか等、生活場面の具体的なイメージがあるか ・施設生活から逃避したい思いはないか ・家での生活に対する不安感ほどの程度か
	4	保護者に対する恐怖心はなく、安心・安定した自然な接触ができる	保護者に対する恐怖心はないか、医学・心理学面の情報もチェック (例)・保護者を頼り信頼する行動が見られるか ・保護者の言動やしぐさにおびえる事はないか ・家に帰りたいあまりに、保護者に過度に適応していないか ・(乳)養育者に向けた微笑や笑い、発声等が見られるか/外泊後、後追いなど見られるか
	5	成長・発達が順調である	健康面・発達面の状況についてチェック (例)・身長・体重等身体的発達及び健康面の状況はどうか ・知的発達の状況はどうか (障害については親の理解程度によっては再発につながる場合もあり、リスク要因として捉える) ・虐待されていたことを歪曲せず親との関係の現実として受け止めているか ・(乳)食欲があり、哺乳・離乳食を順調に摂取できているか
	6	乳児非該当 対人関係や集団適応に問題はなく、情緒面は安定している	対人関係や集団適応の状況についてチェック (例)・不安抑うつ、身体的訴え、過度の引きこもり、思考の偏り、注意の不安定さなどがいないか ・過度の攻撃性や依存、対人関係の距離のとり方、その他適応に問題なく、安定しているか ・非行など社会的な逸脱行動がないか ・PTSD症状があった場合、その回復状況はどうか
	6	乳児項目 主たる保育者との関係において問題はなく、情緒面は安定している	施設職員や里親を頼り信頼する行動が見られているかをチェック (例)・施設職員や里親に抱っこされたりかわいがられることを喜び、そうしてほしがるか ・機嫌よくにっこりしたり、発声したりしているか ・不安なとき、困ったとき(転んだ、知らない人が来た等)に、施設職員や里親を頼るか ・PTSD症状があった場合、その回復状況はどうか
7	乳児非該当 虐待の再発等危機状況にあるとき、相談するなどして危機回避ができる	危機状況に陥りそうになったとき対処が可能かどうかをチェック (例)・近隣住民に相談したり助けを求めることができるか ・学校の先生に相談したり助けを求めることができるか ・児相や地域の機関に相談したり助けを求めることができるか	

保護者	8	家庭引取りを希望している(真の希望でない場合、依存的要素を含む強すぎる)	保護者がどの程度引取りを希望しているか、子どもとのずれ、家族間のずれについてもチェック (例)・保護者の引き取りたい気持ちに、焦りや子どもへの依存的要素はないか ・引取りの希望は家族間で一致しているか ・子どもを含めた生活設計があるか
	9	虐待の事実を認め、問題解決に取り組んでいる	虐待行為に対する認知の状況をチェック (例)・虐待の事実を認めているか ・虐待行為について正しく理解できているか ・問題解決に取組み、一定の成果が見られるか
	10	子どもの立場や気持ちをくみ取りながら子育てができる	子どもの生活全般の保障、子どもへの関わりをチェック (例)・子どもの活動や働きかけに注意を向け、ていねいに応答しているか ・子どもの表情や態度から子どもの意図や気持ちを察しようとしているか ・子どものすることに過度の干渉やコントロールをしていないか ・家庭復帰後に起きるさまざまな子どもの反応を予測し、適切に対応することができるか
	11	子どもへの怒りや衝動を適切にコントロールできる	怒りや衝動性についてチェック (例)・怒りや衝動を自覚することができるか ・怒りや衝動を処理する適切な手段・相談相手があるか ・衝動的な行動を緩和させる医療機関への通院や服薬が適切に行なわれているか ・(乳)一回の衝動的行為で重大事故につながるが、その可能性が低くなっているか
	12	精神的に安定している(必要に応じて医療機関とのかかわりがもてる)	精神的状況についてチェック (例)・極度の抑うつに支配されていないか ・精神的な問題(依存症等も含む)があった場合は、適切な治療・カウンセリングにより状況が改善しているか(継続して治療を受けているか) ・過度の子育てストレス感に支配されていないか ・(乳)保健所の定期的な訪問等を受け入れる姿勢があるか
	13	子どもの年齢、発達あるいは場面に応じ、適切な養育ができる	子どもの養育についての知識があり、それを活用できるかをチェック (例)・子どもへの要求水準が高すぎることはないか ・保護者が具体的な育児スキル・養育知識を習得しているか ・養育についての疑問点や不安を投げかけてこられるか
	14	児相や地域の関係機関と良好な相談関係が持て、適宜必要な援助が求められる	保護者と相談機関との関係性をチェック (例)・保護者から児童相談所に連絡してくるなど、関係機関と保護者が支援関係を築けているか ・虐待再発の危険を保護者が認識したとき、すぐSOSを出す意志があるか ・施設職員、里親との信頼関係があり必要とき適切な相談ができるか
家庭環境	15	近隣から必要ときに援助が得られる	近隣、地域との関係をチェック (例)・地域で孤立していたり、対立関係はないか ・困ったときに相談できる相手がいるか ・困ったときに協力してくれる人(個人や団体)がいるか ・必要な支援をしてくれる人が日常的にいるか
	16	親族から必要ときに援助が得られる	親族の状況をチェック (例)・親族と疎遠になっていないか ・親族と対立していないか ・困ったときに相談できたり協力してくれる親族はいるか ・父母の代わりとなるきょうだいや親族の存在はあるか
	17	経済面、住環境面での生活基盤が安定的に確保されている	家族で暮らしていく上での定住地があり、経済的な安定が確保されているかをチェック (例)・家族が安定して生活できる居所はあるか ・定期的な収入があり、経済的な安定が確保されているか ・借金・ギャンブル等、金銭問題や金銭管理能力に課題はないか ・食事や洗濯、入浴、清潔な環境を保つなど、健康的な日常生活の基本がなされているか
	18	家族関係が良好で、家庭内に子どもの心理的な居場所がある	家族関係や子どもの安心感についてチェック (例)・家事や子育てに対して適切な家族の協調関係があるか(DV関係はないか) ・新たな家人が同居していないか、連れ子を含め、新たな人間関係はどうか ・子どもとの同居により、新たな居住地に転居を考えているかどうか ・日常的に子どもを守る人が家庭内又は近隣にいるか
地域	19	公的機関等による支援体制が確保されている	地域に必要な養育支援サービスがあるかをチェック (例)・家族が日常的に相談できる機関はどこか ・家族を継続的にモニターし、虐待の再発などを速やかに察知する環境があるか ・夜間等の緊急時に発見できる人が近くにいるか
	20	支援の中心となる機関があり、各機関が連携して支援が行なえる	地域の養育支援サービスが適切に機能するかをチェック ・関係機関がそれぞれの機能と役割を認識し、いざというときに緊急支援できる状況か ・保育所、学校等の子どもが通う機関が適切に対応できるか ・関係機関をコーディネートする機関があるか

雇児総発 1101 第 3 号
平成 24 年 11 月 1 日

各 { 都 道 府 県
指 定 都 市 児童福祉主管部（局）長 殿
児 童 相 談 所 設 置 市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長

措置解除等に伴い家庭復帰した児童の安全確保の徹底について

児童虐待防止対策の推進については、平素より御尽力をいただき厚く御礼申し上げます。
さて、最近、児童福祉施設に入所していた児童が、家庭復帰後に虐待を受け死亡した事例が続いて発生している。

虐待を受けて保護された児童が、措置解除等により親元に戻った後、虐待が再発し、尊い命が失われたことを重く受け止め、貴職におかれては、下記のとおり、改めて児童虐待への対応に徹底を期されるようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。

記

1 家庭復帰に係る適切なアセスメントと支援の実施

一時保護の解除や措置解除等に当たっては、「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」（社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会）でこれまでも述べられているとおり（別添参照）、①保護者指導の効果や児童の心身の状況等を十分に踏まえ慎重に判断すること、②保護者や養育環境、家族構成員の関係性などについての十分な情報収集と、それに基づく虐待の発生要因についてアセスメントを行い、児童が入所する施設や地域の関係機関との協議により判断することが必要であり、家庭復帰の適否を判断するための具体的な内容や家庭復帰後の援助について定めた「児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について」（平成 20 年 3 月 14 日付け雇児総発第 0314001 号雇用均等・児童家庭局総務課長通知）の別添「児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を踏まえた対応の徹底をお願いする。

また、一時保護の解除や措置解除等により児童が家庭復帰した事例に関しては、特に、一定の期間は、きめ細かに当該家庭への支援や児童の安全確認を行うとともに、関係機関が当該家庭への援助方針や互いの役割について共通認識を持ち、緊密に連携することが重要であることから、補助職員の配置等による体制強化や、職員の資質向上や関係機関との連携強化のための研修の実施等についても、『安心こども基金』の「児童虐待防

止対策緊急強化事業」を活用するなどして取組を図るようお願いする。

2 施設等から家庭復帰した事例の再確認

虐待又は養育困難を理由とする児童福祉施設への入所措置等（里親等への委託を含む。）の解除又は措置変更（以下「措置解除等」という。）により児童が家庭復帰した事例については、以下に留意の上、児童相談所においてそれぞれ児童の安全確認や対応状況等の再確認をお願いする。

(1) 児童福祉司指導措置等又は継続指導中の事例

児童虐待等の事例については、ガイドラインにおいて、家庭復帰後も、当面の期間、当該家庭の状況の変化を即座に把握し対応するため、一定期間（少なくとも6か月程度）は児童福祉司指導措置等又は継続指導を採ることとされている。

したがって、児童福祉司指導措置等又は継続指導中の事例については、これまでの指導の経過や措置解除等をした際の状況を確認し、必要に応じて家庭訪問や児童の安全確認を行うこと。

もとより、児童が家庭復帰した場合には、関係機関と連携の上、当該家庭の状況や児童の安全についての確認を継続的に行い、家族構成や養育環境の変化を的確に捉え、状況の変化を踏まえた援助方針の再検討を行うほか、必要に応じ一時保護や再度の入所措置等についても検討することが必要である。このため、ガイドラインの別表「家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト」や貴自治体におけるアセスメントシート等により、家庭復帰を決定した時点の当該家庭の状態から、家族構成や養育環境に変化が生じるなどしていないか確認すること。

(2) 市町村において対応中の事例

ガイドラインにおいては、措置解除等により児童が家庭復帰した事例について、児童相談所による一定期間の指導実施後、当該家庭の経過が良好であれば、児童福祉司指導措置等を解除し、その後の対応を市町村に引き継ぐこととされている。

引継ぎにより市町村が対応している事例については、要保護児童対策地域協議会の実務者会議を活用するなどして当該家庭の現状を重点的に情報共有した上で、児童相談所による対応の必要性を確認し、積極的に役割を担うこと。

(3) 特に留意すべき事例

家庭復帰後に虐待が再発した場合に、短期間の不適切な養育や一度の暴行が即座に生命の危険に直結する乳幼児については特に留意し、(1)及び(2)の確認を行うこと。

また、措置解除等により家庭復帰したものの、その後児童相談所において指導措置等が採られておらず、市町村へも引き継がれていない事例がある場合には、児童の安全を早急に確認するとともに、今後の援助方針について市町村と連携して決定すること。

親子関係再構築支援ワーキンググループ委員

- | | |
|--------|---------------------------|
| ○犬塚 峰子 | 大正大学人間学部臨床心理学科教授 |
| 山本 恒雄 | 日本子ども家庭総合研究所 家庭福祉担当部長 |
| 松永 忠 | 児童養護施設 光の園施設長 |
| 塩田 規子 | 児童養護施設 救世軍世光寮副施設長 |
| 谷本 恭子 | 乳児院 高知聖園ベビーホーム施設長 |
| 山元 喜久江 | 乳児院 広島乳児院施設長 |
| 平岡 篤武 | 情緒障害児短期治療施設 吉原林間学園施設長 |
| 川崎 今日子 | 母子生活支援施設 野菊荘主任母子支援員 |
| 藤井 美憲 | 児童家庭支援センター 愛泉こども家庭センター長 |
| 鈴木 浩之 | 児童相談所 神奈川県中央児童相談所 子ども相談課長 |
| 菅野 道英 | 児童相談所 滋賀県中央子ども家庭相談センター 参事 |

(○は座長)

社会的養護関係施設における
親子関係再構築支援事例集

平成25年3月発行

親子関係再構築支援ワーキンググループ
事務局

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2